

平成 28 年 第 2 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 28 年第 2 回東彼杵町議会定例会は、平成 28 年 6 月 10 日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	口木 俊二 君	2 番	吉永 秀俊 君
3 番	岡田伊一郎 君	4 番	前田 修一 君
5 番	橋村 孝彦 君	6 番	立山 裕次 君
7 番	浪瀬 真吾 君	8 番	森 敏則 君
9 番	大石 俊郎 君	10 番	堀 進一郎 君
11 番	後城 一雄 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	渡邊 悟 君	教 育 長	加瀬川哲文 君
副 町 長	(不 在)	建 設 課 長	下野 慶計 君
総 務 課 長	森 隆志 君	健康ほけん課長	構 浩光 君
農林水産課長	岡田半二郎 君	町 民 課 長	西坂 孝良 君
農 委 局 長	(岡田 半二郎 君)	財政管財課長	深草 孝俊 君
水 道 課 長	山口 大二郎 君	まちづくり課長	松山 昭 君
教 育 次 長	岡木 徳人 君	税 務 課 長	三根 貞彦 君
会 計 課 長	峯 広美 君		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	福田 正子 君
--------	---------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 一般質問

開 会 (午前 9 時 30 分)

○議長 (後城一雄君)

ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、これより平成 28 年第 2 回東彼杵町議会定例会を開会いたします。

始めに去る 4 月 14 日から発生いたしました熊本地震により、多くの方々がお亡くなりになっております。会議に先立ちこの震災で犠牲になられた方々に慎んで哀悼の意を表し黙祷を捧げたいと思いますので、ここで暫時休憩をいたします。

暫時休憩 (午前 9 時 30 分)

再 開 (午前 9 時 31 分)

○議長 (後城一雄君)

休憩前に戻り会議を続けます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のおりです。

これから諸般の報告をいたします。

始めに議長報告ですが、皆さんのお手元に配布しておりますので朗読は省略します。

次に、地方自治法第 253 条の 2 第 3 項の規定により例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されておりますが、朗読は省略いたします。

次に、議員派遣結果報告ですが、口木議員、立山議員、大石議員から市町村アカデミー研修報告書がそれぞれ提出されておりますが、提出者の報告は省略し配布のみといたします。

次に、総務厚生常任委員会所管事務調査報告書の報告をお願いをいたします。浪瀬総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長 (浪瀬真吾君)

おはようございます。委員会調査報告書。本委員会に付託された調査事件について、調査結果を下記のとおり会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 調査年月日

平成 28 年 5 月 18 日

2 調査事件

①認定こども園やまだこども園の認可保育園から認定こども園へ移行された経緯とひまわり保育園の無認可保育園から認可保育園へ移行されての保育の違いについて

②平成 28 年度の事業計画について

③保育に関わる問題点について

3 出席者

浪瀬真吾 岡田伊一郎 堀 進一郎 前田修一 口木俊二

4 調査内容

少子高齢化が進む中で、今年度、施設整備の事業計画をされている認定こども園やまだこども園並びにひまわり保育園の事業計画等を、町民課長並びに福祉係の出席を求め調査を実施しました。

認定こども園やまだこども園では、今年度4月1日現在で5歳児20人、4歳児15人、3歳児13人、2歳児16人、1歳児10人、0歳児9人の総数83人で、職員総数28人とのことです。

なお、職員については、認定こども園に移行したことにより、臨時職員を含め従来よりも5名増員したとのこと。認定こども園については、従来、彼杵地区に幼稚園が存在していたが、なくなったことにより幼稚園教育の要望等もあり幼保連携型の園に移行したとことで、幼稚園児（1号認定）10名を増員し、保育園児（2・3号認定）80名と合わせ90名の定員に認定されたとのこと。

なお、幼稚園児は現在8名で、教育内容は従来と変わらないとのことですが、定員を15名に申請中とのこと。また、現在、幼稚園教員免許取得者は5名ですが、3から4名の取得者増を目指しているとのこと。施設については、保育所整備交付金事業や認定こども園施設整備交付金事業の活用で、園舎の整備と合わせ約300㎡の増築計画をされており、現在、園外からの子育て支援利用者1日平均5から6名と合わせ、病後児保育施設の整備も計画されている。

なお、子どもの健康及び安全を確保する体制をとり、食の安全の一環として毎日玄関にその日の給食を展示したり、感染症等への対応としてお茶によるうがい等の実施、また、防災対策として消火訓練及び避難訓練の実施。園児の安全確保のための監視カメラの設置や、門の施錠等細心の注意を払っているとのこと。年間保育事業としては、季節に合わせたカリキュラムに沿って実施しているとのこと。

ひまわり保育園については、園児定員60名で、提示された昨年4月から今年3月までの各月初日現在の保育実績としては、乳児0名、1から2歳児22名、3歳児10名、4歳児以上29名で総計61名とのこと。

保育目標として、園児の性格、健康に留意し、出会い、ふれあい、体験を通し園児の心と体の成長と自立心・自主性・協調性・創造力・豊かな人間性と表現力を養う等、また食の教育に重点を置かれ、体験を通して食べることの楽しさを感じられる子どもたちの育成を目指しているとのこと。

無認可保育園から認可保育園へ移行したことにより、職員数も15名から18名に増員することができ、園児への対応と職員の待遇改善ができたとのこと。保育時間としては、午前7時から午後6時までの標準保育をはじめ、午前8時30分から午後4時30分までの短時間保育、更にそれぞれに延長保育のシステムをとっているとのこと。また、日曜、祝日の保育もされており、代休をとってもらうことにより保育日数の調整を図っているとのこと。各種職員会議においては、行事予定や各クラスの様子、研修予定・報告を行い、完全給食をとっていることからメニューやアレルギー食などについての会議、不定期的に苦情会議等も行っているとのこと。

園児の健康管理や災害防止対策としては、内科検診や歯科検診等を行い、避難訓練・消火訓練・交通安全指導を実施しているとのこと。また、大学や高校の保育実習・ボランティア、中学生の職場体験学習の受け入れ等も行っているとのこと。

今年度の事業計画としては、園舎老朽化のための改築を補助事業等の活用により実施予定で、

運動場も園舎近くの場所を約3,300㎡確保しているとのことです。仮設保育所の設置については、費用の面から場所をどこにするか検討中のことです。なお、園児定員を60名から70名に申請中のことです。

視察終了後委員会を開催し、保育料については、国の制度や町条例等で世帯の所得・子供の人数によりそれぞれ定めてあるが、委員の中から、人口減少と少子化に歯止めをかける意味からも、町独自の子育て支援の更なる拡充で保護者の負担軽減を図るべきとの意見がありました。

○議長（後城一雄君）

以上で総務厚生常任委員会の報告を終わります。

次に、産業建設文教常任委員会所管事務調査報告書2件の報告をそれぞれお願いします。吉永産業建設文教常任委員長。

○産業建設文教常任委員長（吉永秀俊君）

委員会調査報告書ですけども、まず最初にちょっと訂正をお願いしたいと思います。1枚目の公共下水道のところの、3調査内容の6行目の最後ですね。高潮対策防浪堤のところの浪と書いてありますが潮に訂正をお願いしたいと思います。それと裏面の方の番号1番、2番となっておりますけども、2番、3番に訂正をお願いしたいというふうに思います。

それでは委員会報告をさせていただきます。

本委員会において、所管である水道課と農林水産課に関する調査並びに農業振興に関する調査を実施したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 調査事件

公共下水道事業施設と簡易水道事業施設の現状とグリーンツーリズム事業並びに大楠倉庫での品評会用小規模製茶機稼働状況について

2 調査年月日及び場所

平成28年4月19日 町内各所

3 調査内容

①下水処理場において、水道課長の出席を求め、管理委託先であります日本管財環境サービス平野所長から処理場の現況について説明を受けた。現在、一日当たり約650tの下水を2基の汚泥槽で処理しているが、この2基で1,000tの浄化能力があるので、第3期地区の供用が開始されても、現状の2基で適正な下水処理ができるとのことでありました。このため、当初計画されていた3基目の汚泥槽計画地には現在工事残土が整形しており、今後、高潮対策防潮施設としての認定を検討しているとのことである。なお、この処理場においては、毎年彼杵小学校、音琴小学校の4年生が環境学習の一環として見学を行い、環境教育の施設としても利用されておりました。

次に赤木の簡易水道施設において、田中係長より彼杵簡水の現状と平成29年度の公営企業化に向けての町内全域地区統合簡易水道事業計画とその進捗状況についての説明を受けました。今後、公営企業となる水道課においては、より専門的知識を待った職員の養成と採用が喫緊の課題であると思われます。

②原田職員の出席を求め、中尾地区でのイギリス人観光客を主体としたグリーンティーツリズム

の説明を受けながら視察を行いました。当日は5回目の実施日で、内容は約3時間の滞在で、タブの木から大山製茶園までの茶畑のガイドウォークとそのぎ茶の美味しい淹れ方教室及び手作り田舎料理を基本とした農家ランチの提供である。この事業は欧州発の約2週間の日本ツアーの一環として組み込まれており、今年度は合計18回の受け入れが予定されております。現在は、東そのぎグリーンティーズ協賛5軒のお茶農家が主体となり実施されているが、今後はこの事業の延長として、民泊を含めた本格的グリーンツーリズムの計画もなされているようなので、この事業を継続的に定着させるには幅広い町民の理解と協力や町の支援などが必要不可欠と思われました。

③農林水産課長及び職員出席のもと、大楠倉庫内で新型製茶機による品評会用製茶の製造過程等の説明を受けた。当日が製茶機稼働の初日で、JA職員指導の下、新茶の製茶が行われていたが、機械の作動はすべてJA職員が行っており、お茶農家は茶葉を搬入するだけであるとのことであった。3000万円の町単補助金が投入されている施設であるので、来年の品評会本番に向けて、今後の切磋琢磨が強く望まれるところであります。

2番目、委員会調査報告書。本委員会において所管である教育委員会に関する調査を実施したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 調査事件

統廃合後の彼杵小学校における児童の実態とスクールバスの運行状況について

2 調査年月日

平成28年5月23日

3 調査内容

調査事件について、教育長、教育次長の出席を求め、藤原校長同席のもと現状の説明を受けた。その後、1年生から6年生までの合計9クラス、統合により、1、2、6年生は2クラス、その他は1クラスの授業参観を行い、最後に、各教室で児童と一緒に給食を試食しました。

その結果、旧大楠小学校、旧音琴小学校の児童たちにおいては、この1か月間で旧彼杵小学校の児童たちにすっかり溶け込み、新天地での学校生活を楽しんでいるようであった。藤原校長も特に、低学年の児童たちに、たびたび意見・感想を聞いておられるそうで、その結果「沢山のお兄さん、お姉さんがいて楽しい」との声が多く、統合して嫌だとの声は全く聴かれないとのことでありました。また5年生、6年生の担任先生からの感想として、「旧大楠、旧音琴小学校の児童たちの方が、授業中積極的に手を挙げる」との意見がありました。まだ統合後約1か月ではあるが、現状を見る限りでは、教職員皆さんの努力により統合のメリットの方が多く発揮されていることが窺えました。

次に、スクールバスの運行については、現在まで、乗り遅れ、バス酔いなどはなく時間どおりの運行がなされていますが、下校時において学校側は何時のバスにどの児童が乗るかまでは把握していないとのことである。現在、最終便が午後6時発車になっているが、今後1年間試行、研究をしながら夏・冬時間での最終時間などの検討をしたいとのことでありました。

○議長（後城一雄君）

町長より暫時休憩のお願いがありました。暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午前 9 時 48 分）

再 開（午前 9 時 48 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を続けます。

それでは1番目のただいま委員長から説明がありました大楠倉庫内での新茶機械による文言の中で、町長が把握していることと違うということであつとそこを説明したいということでございます。ご理解をいただきたいと思ひます。どうぞ町長。

○町長（渡邊悟君）

大変申し訳ございません。吉永議員の報告でケチをつけるわけではございませんけれども、農協の職員が言ったかもわかりませんが、③の、裏のページの③です。新型製茶機械を据えて今お茶を作っておりますけれども、全国大会へ向けて作っております。下から4行目、機械の作動は全てJA職員が行っており、お茶農家は茶葉を搬入するだけであるとのことであつたと報告されておりますけれども、これはちよつと間違つておりますので。機械の作動等、何でもですけども、これは農家が中心で農家を作る訳ですから、農家の方もおられて、そしてもちろん運ばれます。県職員、町職員、JA職員、それから茶業センターの職員の全てが一体となつて全力を挙げてやっておりますので、ここは誤解のないようによろしくお願ひをしたいと思いますと思ひております。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

私もちよつと説明をしますけど、我々が行った時は丁度初日だったんですよ。初日のことを書いてありますので、初日は、お茶農家は一切我々がいるところでは作動はされておりました。農協の職員さんが、まずその日は最初ですから、農協の職員さんだけが機械の作動をされて、それを見て、後日、翌日からお茶農家の方が機械も作動されるということをお聞いておりますので、このような報告書になっております。以上です。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（岡田半二郎君）

初日の状況につきましては、恐らくその時点におきましては初めての稼動ということで、ゴミ掃除、茶機械を掃除をするために刈葉をJA職員さんが手当てをしまして、それを多分流している最中の視察ではないかなと。ですからまず、初日というのは、品評会対策を進めていく前段の準備という状況の時点でございますので。品評会の対策につきましては、先ほど町長が申しましたJA、農家さん、また県の職員さんも含めたところで、三者一体となった格好で進めております。以上で

ざいます。

○議長（後城一雄君）

以上で産業建設文教常任委員会の報告を終わります。

次に、町長の行政報告をお願いします。町長。

○町長（渡邊悟君）

おはようございます。今日は傍聴の方も朝早くからお出でいただきまして大変ありがとうございます。平成 28 年の 6 月定例議会を招集いたしましたところ、議員皆様におかれまして、大変お忙しい中お繰り合わせご出席いただきまして心から感謝を申し上げます。

それでは開会にあたりましての行政報告を行います。

まず最初に先ほど黙祷いたしましたけども、熊本の地震災害についてでございます。これは想定外の連続地震マグニチュード 7 という大きな地震が 2 回連続であったということで、全く経験のない地震でございました。この地震でお亡くなりになりました皆様方、多くの皆様方、心から哀悼の意を表したいと思っております。それと被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。また、一日も早い復興、復旧を願うものでございます。

被災地に対する支援でございますけども、今、義援金を町民の皆様をお願いをいたしております。昨日現在で、98 万 3000 円という尊い義援金をいただいております。心から感謝申し上げます。そしてまた、7 月の末日までは受付を行っておりますので、また今後ともよろしく願い申し上げます。そして長崎県町村会といたしましても、8 町ございますけども、各町 50 万円ずつそれぞれ負担をいたしまして義援金を送っております。これまでのご好意に対しまして厚く御礼を申し上げます。

災害派遣につきましては、赤木地区の野田一郎様、そして橋ノ詰の松野政博様が雑用水をいち早く熊本に届けるという活動をされておられて、義援物資搬送ボランティアということで東彼杵町のネームを貼りながら熊本まで頑張って行っておられます。

更に東彼商工会青年部は、いち早く支援物資を集荷をしまして、大きな貢献をされております。熊本からも直接電話がございまして、お礼等をいただいております。

それから、本町の職員も災害派遣に自ら手を挙げてくれまして、阿蘇市、菊池市、3 班で一週間のローテーションで 21 日間の任務を終えて帰ってきております。総務課の村田俊輔君、そしてまちづくり課の坂本修一君、健康ほけん課の吉川由美子君、中村由紀君、そして福田由莉香君へ心から感謝を申し上げたいと思っております。また職員は、経験のできない宝物をいただいたようでございます。

その他につきましては、3 月 29 日、先ほど報告がありました県央農協の製茶研修工場が完成をいたしております。全国大会に向けて今から仕上等をされるものと思っております。

4 月 9 日、有限会社茶友様が大村市のお茶農家と協業化ということで合併されまして、更に大きな会社を作ろうということで発足式がございました。こういう取り組みが、お茶の業界が厳しければ合併をしながらそういうことをやろうという取り組みが進んでおります。

それから 5 月 20 日、株式会社富建の、赤木にございます東彼杵事業センターが操業開始をいたしております。素晴らしい最新鋭機器が設置をされておりますので、是非、町民の皆様も今見学の期間となっておりますので、ご覧いただければ一番良いかなと思っております。

それから5月23日、東彼杵町で初めての蕪集落営農組合が設立をされました。これは高齢化、人口減少の中で、今から支え合って農業を守ろうという取り組みでありますので、東彼杵町のモデルになるかなと思っております。大きな期待をいたしております。

5月31日、全国鯨フォーラム2016東京が開催をされました。これは私も念願しておりました、この組合に入るのを。なかなか前の組織では否定されておりました参加できませんでしたけども、ようやく今回参加することができました。今までは、シーシェパードあたりで調査捕鯨を妨害されておりますけども、これが問題じゃないということがわかりました。じゃあ何が問題かといいますと、調査捕鯨じゃなくて商業捕鯨をもっと関心を持ってやるのが大事ということをお知らせしました。本当に貴重な参加になっております。そしてまた鯨の食を伝えること、これは私たち行政の責務と思っておりますので、是非、責任を果たしていこうと思っております。

それから6月3日、グリーン東彼新鮮市場新築工事。これはJAの県央長崎の新鮮市場が川棚にございますけども、選果場を廃止をしまして、その後にドラッグストアと併設して新鮮市場を新たに作ろうということで起工式がございました。規模は100坪ぐらいでございますけども、若干食堂棟も備えておまして、80坪ぐらいでしょうか、売り場面積は。そのくらいの広さでございます。

それから6月7日、重点道の駅彼杵の荘整備推進協議会が発足いたしております。これにつきましては、7項目の施策を掲げまして、産業振興、周辺施設等活用による地域活性化、それから地域福祉、地域防災、観光振興、地方移住等促進、商工振興等7項目の施策を提案をいたしております。今後、議論を重ねて、ますます地域の活性化に向けて整備方針が、いろんな提案がなされるものと期待をいたしております。

次に、大変申し訳ございませんけども不祥事が3件発生をいたしました。最初に、昨年度行いました彼杵小学校の問題。2点目が北部農業共済組合に対する課税誤り。3点目が有害鳥獣駆除を行っております箱罟の助成金につきまして。この3点が大きな間違いをしておまして、この場を借りて説明をいたします。若干時間を要しますけども。

まず彼杵小学校でございますけども、昨年27年度まで統合に向けた体育館の改修等を行いました。これが外壁工事とか内壁工事を行いましたけども、外壁工事も内壁工事も50%以上、その壁面積とか床面積の壁の面積ですかね。工事をする全体の、ある面積の外壁の例えば、外側の外壁の壁面積がありますけども、50%以上しなければいけないという約束。それから内壁も床とか内壁がありますけれども、これも50%以上工事をしなければ補助対象にならないというルールがあるにも関わらず、それを失念しておまして、補助金が532万7000円全く受けられないという大変なことになりました。補助率は3分の1でございます。1400万円くらいかかりまして、500万円という補助が全く受けられないという事態になっております。

次に、北部農業共済組合の、今、港の方に建物がございますけども、この建物は本来準公共団体でございますので、非課税にすべきだったんですけども、これを課税をしていたということで、平成18年からこれまで間違った課税をいたしております。これにつきましては、2011年に私の町長就任のときに、JRの税金の課税誤りがありまして400万円程お返しをいたしました。そのときに職員にも十分点検をするようにということで行っておりましたけども、また再度こういう誤りがありまして、平成18年から現在まで241万3000円の返還をするようになりました。

次に、猪の捕獲に関します箱罟がござります。箱罟を地域の方、農家の方が操作をされる時に捕

獲した猪を処分をするとか、いろんな時に事故等が考えられますので保険を掛けておられます。以前は 3000 円の保険であったんですけども、改正をされて平成 22 年から 1500 円に減額をされております。これも 22 年から現在まで全くチェックすることなく千綿猟友会、彼杵猟友会に 3 千円を交付しておりました。したがって、残りの半分 1500 円でいいわけですから、1500 円分の現在までの分を全て返還をしていただくようになりました。

今回の不祥事につきましては、重ねてお詫びを申し上げますとともに、今後とも町政への信頼を維持できますように職員全員でもっと緊張感を持って取り組んでまいります。大変申し訳なく思っております。町民の皆様には心から深くお詫び申し上げたいと思います。大変すみませんでした。

本日の定例会につきましては、議案 13 件、そして報告事項が 5 件。そして追加議案といたしまして、13 日に議案を 4 件。これにつきましては、人事案件等もあります。そして私の今回の不祥事に対します処分をあわせて提出をさせていただきます。登壇での行政報告を以上で終わります。今後ともよろしく願いいたします。

○議長（後城一雄君）

以上で町長の行政報告を終わります。

これから議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（後城一雄君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、7 番、浪瀬真吾君、8 番、森敏則君を指名をいたします。

日程第 2 会期の決定について

○議長（後城一雄君）

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 6 月 17 日までの 8 日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって会期は本日から 6 月 17 日までの 8 日間に決定しました。

日程第 3 一般質問

○議長（後城一雄君）

日程第 3、一般質問を行います。質問形式は一問一答方式、質問時間は執行部答弁を含めて 60 分以内、制限時間の 2 分前には告知ベルを鳴らします。

なお、質問、答弁とも簡潔、明解をお願いをいたします。順番に発言を許します。

始めに5番議員、橋村孝彦君の発言を許します。5番議員、橋村孝彦君。

○5番（橋村孝彦君）

おはようございます。今回の一般質問でございますけども、今回は道の駅に関する質問でございます。この道の駅につきましては、これまで様々な意見や提言がなされておりますが、私は道の駅を核としたまちづくりをしようと題して質問したいと思います。

この道の駅周辺は、総合会館や歴史民俗資料館、体育館、郵便局、すぐ近くには役場など町の中核をなす施設が集中しております。その一角にある道の駅は連日賑わっており、本町の活性化に大いに貢献しております。今後のまちづくりの核というものを考えた時、欠かすことのできない重要な施設だと考えております。

ご承知の如く道の駅は、来年3月末に賃貸契約が満了を迎え、更新時期になります。このことについては、3月議会の一般質問でも取り上げられておりますが、私は角度を変え、私なりの観点から提言を含めお尋ねいたします。

そもそも道の駅とは、国土交通省、当時は建設省と言っておりましたが、鉄道に道があるように道路にも道があっても良いのではないかと当時の建設省の誰かの発言によって、この構想が進捗したように聞き及んでおります。目的として、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の整備提供と地域振興の寄与とあります。機能として、24時間利用可能な駐車スペース及びトイレの確保。情報発信機能として、道路情報、地域観光情報、緊急医療情報等の提供。地域連帯機能として、文化共有施設、観光レクリエーション施設等、地域振興施設等あります。登録条件として、休憩機能と情報発信機能、地域連帯機能の3つの機能を併せ持つこととされております。近年においては、防災機能拠点も追加されております。

本町の道の駅は、全ての基準を満たしているから認定されたものと理解しております。通常、道の駅の3機能の部分は、公共施設としてほとんどが市町村で設置しております。公的な施設である駐車場、トイレ等の維持管理費については、当然市町村が負担すべきものと考えております。そこで、本町の道の駅が設置に至った経緯、これを若干説明をいたします。

当時、道の駅構想が現実となり、全国各地に少しずつ設置されたのを期に、前々町長がこのような施設は本町の商業振興や農業、漁業振興を兼ねており、大いに本町の活性化に貢献できるものと設置を決断されました。しかし、その経営形態、運営形態方法等でどのような方法が成功するのかわかると思いを馳せられた結果、行政側には商売に係わるノウハウがないと商工会に経営形態、運営方法について諮問をされました。諮問を受けた商工会は、検討委員会を設け慎重に協議した結果、必ずや本町の活性化に寄与するものとそれぞれが信じ、忙しい中、九州はもとより遠くは山口県まで、ありとあらゆる既存する道の駅を視察し、あらゆる角度から検討いたしました。当然、直営、第3セクター方式、指定管理者制度、公設民営等、構想の範疇でした。当時の道の駅は、世間の認知度も低く黒字経営のところは僅かでありました。

我々商工会の検討委員会は、結論を出すのに大いに迷いました。それは何故か。多くの道の駅が赤字経営なのに、果たして本町で成功するだろうかという素朴な疑問でした。しかしながら、諮問を受け答申を出さないわけにはいきません。そこで時間をかけ慎重に議論した結果、本町の商業規模から判断するとリスクが大き過ぎると、第3セクター方式をまず提言いたしました。しかし、当時の町長が、第3セクター方式は責任の所在が明白ではない。行政に商売はできない。他の方法を

検討するよう再度求められました。そこで再度検討した結果、双方の意見が一致し、出来上がったのが現在の公設民営であります。今思えば、時の町長の先見性に感服しきりであります。開設当初から、公的資金で建物を作る。それを賃貸するからそこで商売をやりなさいということでありました。ですから、公的な施設である道の駅部分と物産品販売会社は区別されるべきでしょう。物産品の販売を行っている現在の株式会社彼杵の荘は、純然たる民間会社と言えます。この公設民営の決定をもち、商工会で説明会を開き、経営者を町内外に公募されました。最終的に公募に参加した人数は11名で、資本金提示額は100万円から300万円までの範囲がほとんどで、1300万円の出資金を提示されたのは現在の経営者一人でありました。その中で現在の経営者は、あと2人合わせて計3名で共同経営の予定でしたが、さまざまな事情で2人が抜け、最終的に資本提示額が一番多かった人が選定されたのであります。つまり、公正公平な手順に基づき選定されたと言えるでしょう。

現在の経営者は、当時、別の商売を営んでおられました。大いに繁盛されておりましたが、その店をたたんで道の駅に全てを懸けられました。まさに、二兎追う者は一兎も得ずであります。当時、資本金1000万円に加え、約2000万円の運転資金も調達されたように聞き及んでおります。そこまで大きなリスクを負って誰ができたでありましょうか。誰がやってもできる。誰がやっても儲けるという方がおられるとしたら、何故、当時2000万円なり3000万円なりの資本金を提示されなかったのでしょうか。開店後は、運営方法や商品の調達、システム作りと軌道に乗るまでは大変なご苦労があったように聞き及んでおります。そればかりか、言われなき誹謗中傷や恐喝じみた言葉などあり、本来の商工に係るご苦労もさることながら、耐え忍びの14年であつたろうと推察いたします。ご本人の14年にわたる努力と研鑽により、年々物産品販売数も増え、町内の生産者の皆様にも大変ご好評いただいております。

また、近年になり食堂棟も併設され、連日賑わっており、交流人口の拡大と本町の活性化に大きく貢献しております。県内では賑わっており、県内では有数の道の駅となっており、重点道の駅に指定されるまでになっております。

また、九州じゃらん6月号で、九州山口144道の駅の中、テイクアウト部門でランキング1位など、今や本町にとって道の駅はなくてはならない宝といっても過言ではないと考えるものであります。本町の道の駅成功の理由は、地理的要因もあろうかとは思いますが、一番の功績は現経営者の努力と才覚によるものが大きいと思うのであります。そこには、繁盛していた店をたたみ、多額に出資金を出し、道の駅に懸けた意気込みを感じ取ることができます。つまり、逃げ道を作らなかったものであります。

このように行政、事業者双方が合意し成功に至った事案を否定する根拠はないと考えるものであります。であるならば、本町の道の駅を核としたまちづくりには、現在の経営形態、現会社なくしては考えられないと思うものであります。

また、現会社が、14年間にわたって養ってきたノウハウやシステム、獲得した顧客、教育された従業員及びブランドイメージ、実績等は、株式会社彼杵の荘が築き上げた固有の財産であります。これはいわゆる暖簾であり、営業権であります。企業の合併やM&Aにおいては、有形の資産として大きく評価されます。それを第三者が無償で譲り受ける権利は発生しないと考えられます。そこで、来年3月に迫った賃貸契約満了による更新について、次にお尋ねをいたします。

1 番目、賃貸契約満了による更新ですが、次も賃貸契約となる予定か。

2 番目、3 月議会で法律により更新が拒否できない旨の答弁でしたが、どのようなことか。

3 番目、現在、駐車場及びトイレ等に係る維持経費は町、いわゆる公が負担しているが、適正な公金支出か。

4 番目、賃貸料はどのような根拠で算出されているのか。

5 番目、食堂棟に通じる屋根等の建設費用は当該会社が負担されているが、町は許可しているのか。また、それは何故か。

6 番目、第 3 セクター方式や直営でなく公設民営でよかったと思うか。

7 番目、道の駅からもたらされる富の恩恵を町民の方々に行き渡らせることは可能か。

8 番目、民間企業に対して町として望むものは何か。民間企業の役割等も鑑みてお願いいたします。

9 番目、本町の更なる活性化に道の駅は貢献できる性質と考えるか。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それでは、橋村議員の道の駅を核としたまちづくりをしようということでご説明いたします。

まず (1) から (5) までは担当の財政管財課長に答弁させます。

まず、(6) の公設民営方式ということで説明をいたします。若干時間をいただきまして、何故この議題が、3 月の定例会で 3 名の議員さんが質問、6 月の定例会で 4 名の議員さんが質問、争点は何かでございますけれども、私なりに皆さん方は初めてお聞きになることもあるかもわかりませんので、概略を説明いたします。

道の駅、今彼杵の荘でございますけれども、これは民間の会社に町が委託をしております。委託ではなくてもう任せております。公設という意味は、役場が家を作ります。そして民営というのは、好きなようにやっていますよという、若干足枷がありますけれども、好きなようにやってくださいよということですね。それで町民の方から会社組織でやってくださいということで募集をしましたけれども、なかなか見つからず、今の岡崎社長が経営することになっております。詳細は省きます。

そういうことで、その道の駅が来年の 3 月 31 日で賃貸借契約という契約が終了します。これは民法という専門用語で大変申し訳ございませんけれども、民法という法律の下に株式会社彼杵の荘と契約をいたしております。これが来年の 3 月 31 日までの期限でございます。その大きな貸す人と借りる人の権利を保護するために借地借家法という、また法律でありますけれどもあります。それは大きく捉えたら借りた人を保護するような法律でございます。ただし、その中身で定期借家というのがございます。これは貸す人を保護するような法律でございます。そういう法律があつて現在進んでおります。

公設民営というのは、良かったのかということでございますが、私は最高じゃなかったかと思っております。当時は公の施設というのがありまして、役場とか公民館とかいろんな改善センターとかありますけれども、これは公の施設ですね。そして、これは個人に貸すことはできません。使用料で一時使用は良いんですが、貸すことはできません。ですから、この道の駅を考えたのは、公の施設にしないで普通の財産、一般的な民間の取引の普通の財産にしようという発想でされています。

これは当時は、北九州市と東彼杵町だけです。だから全国でただ一つ、こういう形態はただ一つということを前の議会からも言っております。素晴らしい私は施設だと、誇れる施設だと思っております。そしてまた町がやった施策、その中では一番最高のまちづくりの、本当に生涯これからのだろうというくらいに素晴らしい事業だと私は思っております。何で良かったか、もうちょっと話しますけども、その当時はですね、普通財産とさっき言いました。縛りがないやつでやろうと。しかし公の施設でしてしまいますと、国から補助金をもらいます。2分の1とか借金をすれば、借金は後で返せますとかというそういう助成金があります。お金があまりいらなくなります。それをしたら足枷があって、いろんなことができませんので、では普通財産にしてしまおうということで、普通財産で借りますと、助成がありません。国からの補助が。絶対ありません。そこで前々町長が考えられたのが、平成元年とか2年にありました竹下総理がふるさと創生基金ということを作りました。その2億円を東彼杵町は使わずに貯金をしていました。ですから、その2億円を充てましたので、全く町のお金は使わずに立派な施設ができたと思っております。そういう裏話がありまして、公設民営方式は私はベストだと思っております。

次に7番目の道の駅からもたらされる富の恩恵を町民の皆様に行き渡らせることが可能かでございますけれども、道の駅からもたらされるものは、家賃が東彼杵町に入ります。それは当然家賃が入りますので、これは町の経費として皆様方の費用に充てておりますので町民の皆様に行き渡っているといます。

また、道の駅そのものは販売をされておりますので、出品者が何名ですか、400名近く町内だけでも285名の方が、その内農家の方が244名、野菜とか何とか出しておられますので、この方たちは直接富を受けておられます。そして、また安く買えるという面から行けば、町民、利用される方皆さん、富を受けていると思います。そして、なにより大事な富を受けているのは高齢者の方。車を押して道の駅に来られます。健康第一ですね。これが私は、何億円、何兆円という大きな恩恵があるんじゃないかと思っております。そういう事で話を挙げますと暇がありませんのでこのぐらいにして終わります。

それから、8番目の民間企業に町として望むものは何かでございますけれども、民間企業には、これは経済でございますので、要するに儲かってもらわないといけないですね。儲かってもらうためには何かといいますと、どんどん売上げを売上げてもらって雇用を雇ってもらわないといけないですね。雇ってもらいます。そしたら、今度は賃金を払いますので、住民の方は給料を貰われます。それを、できましたら町内で買って欲しいんです。そして町内で買ってもらえば、町内の民間企業が上がりますので、そしたらそれを、今度は役場の方には、そういう売上げとか何とかありますと税金で、法人税とか住民税とか税金をとって町も潤っていきますので。そういう、なっ

ていきます。そしてまた民間は、儲かりますと更に大きな投資ができますので、いろんな機械を買う。新たにまた雇用をする。そういう循環の経済を作るのには、是非、民間は当たり前のことですので、是非これは東彼杵町の経済を1%上げれば、何十億というお金が、ガソリンでも何でも町内で全部買うとしますと、車を買うとしますと、何十億の世界になりますので、是非、これは町民の皆様方もこの辺を考えてもらって、東彼商工会が陣頭指揮をとって、町も自立支援をしながらやっていければ民間企業は、私はそういう企業を望みたいと思っております。

それから本町の更なる活性化に道の駅は貢献できるかということでございますけれども、冒頭行政報告で申し上げましたとおり、地方創生の要と思っております。これは今、町バスを旧公民館まで出しておりますけれども、これを路線を変えまして道の駅の中に、是非、町営バスを入れまして、老人の方がそこで買い物をして、そして、病院や銀行とか、郵便局とか用務を済まされまして、そしてまた乗ってもらって、家に帰ってもらうというのがベストかと思っております。そういう活性化策があります。

そしてまた今明治の民家も、何ていいますか、流し、それから、コンロと全てつきましましたので、ないのは風呂と布団だけです。食器あたりがないので駄目ですけども、冷蔵庫も揃っております。ということは、例えば明治の民家で料理をして同窓会なんかをしようと、そしてそこで持ち寄ってきて材料は買ってくださいますと。そしてそれは2000円か3000円、1人あたりますよというそういうこともできます。今東京ではそれが一番のトレンドです。それをやろうかなと思っております。もちろん掃除はして帰ってもらわないといけません。だからそれが、そういう活性化がどんどんできますので。あるいは波佐見町がやってますピザとかやってますので、これも道の駅周辺でやって、あるいは道の駅の裏の方に、意見が出るでしょうけども屋台村、東町の方面に屋台村を作って、これは町民の方が自ら作るという方もございますけれども、そういう方がどんどんいらっしゃればいいんですけども。いろんな食堂だったり、いろんな商店だったり、工夫してもらえば私は一番活性化になっていきますので、これは東彼杵町の小さな拠点でございますけれども、大きな核になると思っておりますので、貢献できると思っております。

早口で喋りましたが、登壇での説明は以上で終わります。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

ただ今の答弁に補足をいたしまして、橋村議員のご質問に対しまして回答申し上げます。

まず1番目の、来年の契約の方法でございますけれども、基本的には(2)の質問に対する回答と重複いたしますので、同時にお答えをいたしたいと思います。

3月議会で法律により更新拒否ができないという答弁の内容についてですが、現在の契約は借地借家法により期間の定めがある普通借家契約であります。あくまでも契約の話なので、借主の合意が得られれば賃貸借契約の終了をさせることができます。しかし、合意が得られない場合、貸主、町はですね、貸主は1年前から6か月前までに更新拒絶の通知を借主に対して行うということになります。しかし、これを行う前提条件といたしまして、正当事由が必要になるということです。これは借地借家法の第28条に定められております。この正当事由が認められないと、貸主、町は賃貸借契約を終了させられないことになっております。つまり、契約期間の定めがある場合は、賃貸借契約が期間満了によって終了せず、貸主が同意していなくても法律の定めにより、自動的に更新されてしまうということでございます。少なくとも単に賃貸人側の事情、町側の事情、都合だけでは正当事由は認められないということを念頭におかなければなりません。このような理由から更新事由の主導権はあくまでも借主にあるわけですから、貸主、町の都合で契約内容を変更することはできないということでございます。失礼しました。株式会社彼杵の荘ですね。失礼しました。

それと、3番目の現在駐車場及びトイレに係る維持費は、いわゆる町が負担しているが適正な公

金支出かというお尋ねでございますけれども、いずれも町有地、町有建物でありまして、不特定多数の方が利用をされますので、公共施設としての管理は公金の支出は必要であるというふうに考えております。

4番目の賃貸料はどのような根拠で算出されているのかという質問でございますけれども、まず物産館につきましては、相場となります近隣の単価を基に算定をしてもらっております。これは、道の駅賃貸料算定諮問会議に諮りまして算定をいたしております。この道の駅賃貸料算定諮問会議というのは、第三者の機関でございます。

内容につきましては、近隣には200坪くらいのスーパーはありません。ですので、50坪程度で平均単価が坪1900円から2000円が相場であるということだそうでございます。物産館の面積は増築後186坪になっております。したがって、面積が広くなれば単価は減少するというので、これが一般的な単価の設定の通例でございます。これを規模修正しまして大体1200円から1250円くらいということで、賃料が月額税込みで24万1000円ということで算定をいたしております。これでいきますと年間289万2000円となります。

現状につきましては、参考資料といたしまして減価償却をする場合に対象物産取得価格、道の駅物産館価格の公示価格が8000万円ほどでございますので、その1割を引いて耐用年数で割りますと大体年額300万円ということになりますので、この差というのは、道の駅という公共性を考慮した場合に十分埋められるものということで、近隣する相場を基準として採用するのが適切であるという諮問結果でございます。食堂棟につきましては、これは定期借家契約を結んでおります。それで面積が少のうございますので、今の相場の面積が坪2000円でございます。それで算定をもらってまして、月額の単価が2000円の40坪、約40坪に消費税をかけまして8万4500円と。年間101万4000円という算定でございます。

それと、5番目の食堂棟に通じる屋根等の設置費用は当該会社が負担されているが、町は許可しているのか。また、これはなぜかというお問い合わせでございますけれども、昨年1月に生産者の代表から直接申請書が提出をされております。内容につきましては、高齢の生産者が毎朝6時ぐらいから雨天、あるいは晴天、台風時にもかかわらず搬入準備をして、道の駅の開店まで約1時間待機をされます。その間、大雨時にはせっかくの商品が濡れたりするので、入り口付近に屋根を付けて欲しいという内容でございました。そこで株式会社後杵の荘から自前で建設したいという申請がなされました。高齢者の生きがいでもありますので、出品を楽しみにされている生産者の意向を無視するわけにもいきませんでしたので、利用者への便宜を図るためにも必要だと判断をいたしまして、以下の条件で許可したわけでございます。

以下の条件といたしますのは、工事は申請者において実施し、工事に関する費用も申請者が負担するということ。2番目は、設置する大屋根は物産館及び食堂棟への接続は認めず、独立したものにすること。3番目は、設置及び設置工事中は視覚障害者等誘導用ブロック利用者に支障が生じないように必要な措置を講じること。4番目といたしまして、関連する法令を遵守し設置を行うこと。また、申請内容に変更が生じた場合は再度申請を行うこと。5番目といたしまして、商品等を常時据置く場合は、建築確認を申請し許可を得ること。それから6番目として、完成した大屋根は完成後町の所有へ変更することということでございます。以上で終わります。

○議長（後城一雄君）

5番議員、橋村孝彦君。

○5番（橋村孝彦君）

町長の答弁と財政管財課長の答弁が前後してしまっていて、どっちからいくかな。1の方から順番にいきたいと思います。

まず、この来年度、次年度の契約更新ですけども、次年度も賃貸契約となるということございまして、ですから私も前々から思ってたんですけども、これは町とあそこが賃貸契約を交わした契約であって、他の契約は別にないわけですよ。ですから当然、次も賃貸契約の是非、いわゆる借地借家法に基づいた是非を問えばいいことであって、その中で私はいつもこの間から不思議に思ってたんですけども、その中で、何故会社の営業権とか、あるいは決算書等々があるのかと非常に疑問があったんですよ。ですから、今のお話でいけば大体わかりましたけど、一応確認ですから。それはそれですけども。じゃあですよ、決算書の開示の件でちょっと、この間からちょっと私も疑問に思っておりましたんでお尋ねしますが、まず確認ですけども、決算書の、これは町が開示したんですか。お見せしたんですか。ちょっと確認しますが。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

説明に入る前にですね、橋村議員が言われた、次期も賃貸借契約かということでございますけども、そうじゃなくて財政管財課長が説明いたしましたのは、借地借家法に基づく、いわゆる期限付き借家契約になります。ですから、今、食堂棟がやっていますよね。例えば10年後には返してくださいという、そういう契約になります。次回からそれを予定しております。そこは誤解のないようお願いいたします。

それから質問がありました決算書の開示を町がしたのかでございまして、町は開示はできません。株主の了解が得ないとできませんので、それは全く行っておりません。

○議長（後城一雄君）

5番議員、橋村孝彦君。

○5番（橋村孝彦君）

町が公開してない、開示していないということですね。確かに会社法でいきますと、決算書の開示というか公告義務は実はあるんですよ。公示義務。これはインターネットを使ったり、主要新聞に載せるとか官報に載せるとか、そういう方法がありますけども。公示義務は確かに、会社にはございます。しかしですね、中小企業のほとんどが公開してません。大会社でもしてないところもあります。例えば、上場していてもしてないところもあります。これはなぜかという、そのことについて今回は関係ないので、そのことについては言及はいたしませんけども。決算書を見たい人、見る権利のある人、これは区別して議論していただきたいと私は思ってるんですよ。ですから決算書を見る、見たい人。見たい人というのは銀行あたりとか、あるいは取引先とか、そういうところがあるでしょう。銀行あたりは融資あたりの時には当然決算書の開示を求めますからね。それは当然でしょう。そこで決算書、要するに見る権利のある人なんですけども、見せろと強制的な請求権があるのは、株式の3%以上保有している人、債権者、税務当局。この3者しかないわけですよ。しかもですね、資本金5億円以下の会社、これは大会社、小会社という区別をするんです。

定義として5億円以上を大会社というふうにしてますけども、その公示義務は貸借対照表のみなんですよ。なのに減価償却費が議論されてましたよね。これは損益計算書にあたる部分でしょう。これを、じゃあ何故町長が、そういう権限もないのにお答えになったというのが不思議なんですよ。お答え願います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

3月議会で私が、中身についてはわかりませんと答えたはずですけども。言いましたかね、言っていないと思います。

○議長（後城一雄君）

5番議員、橋村孝彦君。

○5番（橋村孝彦君）

言われたんですよ。覚えてますって。それは論点ではないですからいいですけども、言われたんですよ。当然でしょうみたいな言われ方をされました。そこはいいです。

そこで3%の考え方なんですよ。資本金2000万円でしょ。町が200万円でしょう。10%でしょう。つまり3%以上ということで、開示請求権があるように思いますけども。果たしてそうなんだろうという一抹の疑問があるんですよ。というのはこの200万円というのは、町だけのお金じゃなくて町民全体の、全員のお金だと解釈すべきと私は思うんですよ。そうしますと、開示請求権というのは、じゃあ誰なのかといいますと、例えば議会は、町民から代表権を付託されておりますよね、ですから、あるような気がします。ですから、その時は当然議会の過半数の議決を得なくてはいけないだろうと。そうすると議会に開示請求権はあるのかなと私は解釈してたわけですよ。ところがですね、私もちょっとなんといいですか、自信がなかったといいますか、ちょっと専門家等々に問い合わせをして、はっきりいって弁護士なんですけど。そういう方々に過去の事案等もないのかとか、そういったことを含めてお尋ねしたんですけどもね。そうするとその人の答えというのは、議会の過半数があったとかなかったとかそういう問題ではなくて、いわゆる補助金を貰っていない民間会社の営業や決算書に介入する権限はないという答えをいただいております。これはただ専門家一人の解釈ですから、例えば司法の場にいった時は、どういった答えがでるか、それはわかりませんよ。わからないけど、ほぼこれは間違いないだろうという考え方で私は受け止めております。ですから、そういう意味でいくと、町長には代表権は付託されてないわけですよ、そういうことになりますよね。

ですから、例えば株主総会等々に仮に出席するとしたら、町長は来賓として出席される。それなら私はいいと思うんですよ。しかし、代表権がないならば、発言権は当然ない訳でしょう。ですから、もし町民の代表として誰かが株主総会に出席するのであれば、代表権を付託された議会の中の代表者になるのかなという気がしますけども。そこら辺については、どのように思っておいでですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

6月の7日だったですかね、第15期の総会がありましたので私が来賓ということで出席をいたしました。総会にですね。そして株主としては、まちづくり課長を株主として参加をさせました。私が祝辞、株主のまちづくり課長がいろんな質問をしてもらったのが総会ですね。だから、そういう私が行けない時は町長代理で行けますので、私がそちらにまわっても良いんですけども、課長に挨拶をさせても良いんですけども、どっちが正しいかわかりません。いずれも町長代理でございますので。私は総会で発言をあまり今までしたことがなかったものですから、是非、今回はそういう問題等もありますので、是非、参加をしてそういう町の方からの意見や質問等も行いました。以上です。

○議長（後城一雄君）

5番議員、橋村孝彦君。

○5番（橋村孝彦君）

そこはどう解釈するのかということになるかと思うんですけども、私の解釈はそうなんです。ですから、課長が代理として来賓で行くのならば私は良いと思いますよ。決算書に関して発言権はないと思います。ちょっと後から調べておいてください。私の解釈ですからね。

先ほどの続きなんですけど、先ほどの減価償却費については答えなかったと言われますけど、答えられたんですよ。ですから私は、ここも何かまいちよくわからないんですよ。減価償却費として計上すれば会計上当然これは資産として残るわけでしょう。先ほどの話でいけば、所有は町となっているでしょう。

○——△——

——△——△——

○5番（橋村孝彦君）

それも含めてじゃなくて、全ての建物に対しての減価償却費が賃貸に発生するわけがないわけですよ。違うでしょう。だってその建物が、所有者は町でしょう。

○——△——

——△——△——

○5番（橋村孝彦君）

所有があって、資産としてあるから減価償却費というのは発生するんですよ。でしょう。そうすると建物は、町だから会社の決算上に減価償却費は発生しないでしょうと言ってるんですよ。ですから当然、例えば今まで、例えば今度の屋根の部分とか何とかちょっと議論されてますけども、こちら辺については当然、これは減価償却費じゃなくて寄附金として計上されるのが当たり前ですよ。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

説明いたします。大きな誤解があるようでございますので、私が株式会社彼杵の荘の質問に対して、これはどなたの質問ですか、大石議員からの質問ですよ。中身については閲覧請求権はあるわけですけども、株式会社から嫌と言われれば見られないわけですよ。見れません。いくら町長といえども、株主の了解を得ないと駄目です。だから私は、全く町としてはできませんので大石議員にはこう答えております。町としては、閲覧は請求権、できませんと。そして株式会社彼杵の荘に行

かれて閲覧されたいかがですかとっております。町民の方が直接行ってくださいと。見せてくださいと、行ってくださいと。町民の方が熱心に閲覧したいという方がおられれば、株式会社彼杵の荘に行かれて決算書を見せて欲しいとお願いされればできるかもしれません。そういうことで説明をしておりますので誤解のないようお願いいたします。

それとご質問の点ですが、これは今大屋根ができました。500 何万かかりましたけども、町の方に寄附をしていただきました。これは固定資産税は町のものですからかけません。ですね。ただしですね、法人税の改正があつておまして、一旦町のものになりますけども、減価償却の範囲で貸借対照表の資産の中に繰延資産ということで入ります、500 万円が。そしてバランスシート、なんていいですかね、損益計算書の中は収入収益は挙がってくるわけです。その中には減価償却が挙がっていくんですよ。例えば 10 分の 1 ずつ毎年償却しなければならいということが、それが法律改正が、法人税法の改正でなっております。それは、今私もよっぽどよく知っているように見えますが、昨日どうなっているのかということで担当から聞きましたらそういうことでございます。今からもっとよく研究をして間違いがないようにしたいと思っておりますので、そういう誤解がないようお願いしたいと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、橋村孝彦君。

○5 番（橋村孝彦君）

法改正があつたということなんですけどね。私も調べてませんが。通常は、減価償却費というのは、自分とこの資産に係わるものを減価償却費と解するんですよ、普通はね。そうなんです。自分のものでないものの減価償却費が発生するわけじゃないじゃないですか。そうでしょう。それはいいですよ。時間がないですからね。あとが多いですから。

それともう一つご確認ですが、賃貸契約書の入手。これは町が開示されたのですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私は、議員さんの要請があれば全て公開します。プライバシーがないやつは公開いたしますけども、もちろん賃貸借契約なんかは当然のことでございますので、皆さんも全部持っておられますので公開をいたしております。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、橋村孝彦君。

○5 番（橋村孝彦君）

つまり、それは公文書ということですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは議長さん名義で、開示請求があつておりますので出しております。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、橋村孝彦君。

○5番（橋村孝彦君）

そこも私はおかしいような気がするんですよ。公文書というのは、国とか地方公共団体の公務員が職務上書いたものが普通は、普通は公文書といいますよね。賃貸契約書というのは、普通これは私文書なんですよ。賃貸契約書というのは、貸主が書く時もある。借主が書く時もあるいは第三者といいますか、仲介業者そういった方々が書く時がありますから、特にこれは個人情報あたりも入ってますから、これは、私は情報公開条例の基づく公文書ではないと思うんですよ。どうですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

やっぱり役場というところは、法律を守っていかなければなりませんので、情報公開条例があるんですけども、その法律に基づいてしますので、その法律にはそういう賃貸契約書は閲覧して良いという、交付して良いという規則になっておりますので、法律を守っているだけでございます。私が勝手にしてるわけではございません。それは広く皆さんに知っていただくというあれですので。そういう規定になっておりますので、是非、誤解ないようにお願いしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

5番議員、橋村孝彦君。

○5番（橋村孝彦君）

それは規則でしょう。私は法律を言ってるんです。規則の上が法律なんです。それはいいです、解釈の違いはありますから。私はそう解釈しているんです。

通告書に書いてないことなんですけど、ここ2、3日前にお尋ねといいますか、情報が入ったんですけども、どういうことなのかお尋ねしたいんですけども。道の駅の従業員さんに、経営者が代わってもあなた方従業員は継続して雇用されていく旨の、誰か知りませんがそういう発言をした人がいるんですよ。これは町長ではないですよ、まさか。どうですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私は、株式会社彼杵の荘は、一番、今町の方でも頑張っている会社でございますので、その従業員さんを、あなたは辞めなくていいとかそういうことを言った覚えは全くございませんので、それはデマでございます。私ではございません。

○議長（後城一雄君）

5番議員、橋村孝彦君。

○5番（橋村孝彦君）

ようございました。安心しました。これね、私は問題だと思ってるんですよ。当然そういう発言をするならば、町長か、特別職の公務員か、公務員か、それくらいの範囲の人しか想定されないわけですよ。権限の範囲を超えて、自分で責任を持ちきれないようなことを軽々しく口に出す。非常に何を考えているのかと私は思ってますよ。これは法的にいつても、例えばこれが公務員だとしますと、これは代表権が多分認められますから、越権行為でやられますよ。そういうことはもう少し

慎重にやっていただきたいなと思っておりますが、それ以上は町長ではないですから言ってもしょうがないですから。

先ほどの順番で、更新、いわゆる法律によって更新ができないということにつきましては、先ほど管財課長からご説明がありましたので、正しくそのとおりでございます。ですから、それは確認ですからそれは結構です。

次の駐車場及びトイレに係る維持経費、先ほどの説明でほぼ納得できますし、そのとおりであろうと思っております。ですから、株式会社彼杵の荘が負担すべきものは基本的に賃貸料だけ。そういうことでよろしゅうございますね。

その賃貸料の根拠ですよ。これにつきましては、ほぼそうですけども、大体その賃貸料の増額のことについては、法律でも認められますから交渉あたりでされる権利があるんですけども。町の場合は外部団体といいますか、第三者委員会の決定ですから、然るべき根拠に基づいてされたんでしょうから、そのことには言及はいたしませんけども。一般的に民間の場合は、業として成り立つことを前提としてしますから、いわゆる利回り算出法とか特に周辺との比較あたりが基準になってますけども、今24万円なんぼと言われましたよね、1000円ですか。町の町営住宅とか何とかありますけども、ああいうところのいわゆる家賃の算出というのは、業として成り立つことを前提としてませんから、それでいいんでしょうけど。例えば、家賃を決める根拠というのは、土地とか建物の価格の変動とか経済状況、あるいは近隣との比較、そういったものが大体ベースになって決められますよね。私は思うんですけども、今、例えば東彼杵町内の土地あたりはかなり下落していますよね、経済状況もどつちかといえはよくない。ならば、私は逆にもう少し安めでも整合性もあるのかなという気がしますけども、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

この分でスムーズにいった場合は、3月31日が、来年が契約更新の時期ですので、それに合わせて家賃の見直しも行います。今おっしゃったように第三者機関で、民間の方の4名の方で、家賃を町長の方が審議をしてくださいということでお願いをします。不動産屋さんとかいろんなその道のプロの方が家賃を決めていただきます。その諮問を町長がしますので回答をいただきます。その回答を、ほとんど端数とか、1000円とか500円とか切る場合はありますけども、端数処理をしてそのまま家賃ということで先方にもお願いをして、そして納めてもらっておりますので、今後もそういう審議会にお願いをして。町は全くそこら辺の家賃の算定なんかは不得意でございますので。公営住宅あたりの算定は、これは国の補助要項で決まっておりますので計算でできますけども、道の駅の場合は、いろんな状況を加味しなければなりませんので、第三者機関にお願いをしようと考えております。

○議長（後城一雄君）

5番議員、橋村孝彦君。

○5番（橋村孝彦君）

ちょっと時間がですね、時間的にかなり飛ばしていかないと。時間的にもう少し欲しいなという気がしますけども。

食堂棟の屋根、通じる屋根にいきます。これは先ほどのお話で大体経緯はわかりましたけどね。つまり、これはいわゆる善意に基づいた好意ですよ、寄附っていうのはね。そうでしょう。そして当該社長は、これまでたくさんの寄附をされてますよね。100万円を何年かとか、あそこの無縁墓地。あそこ辺りも自費で巨費を投じてされております。東彼杵町にしたら非常に貢献されてますよね。これを批判されるいわれは私はないと思うんですよ。むしろこれは称賛すべき事案ですよ。ですからこれはね、私はちょっとこれを実は一番言いたかったんですけどね、表彰規定と、条例なるものがあるんですけども、まさに表彰条例に該当するんですよ。是非してくださいよ。その中には、産業の振興、民生、云々公益のために100万円以上金品を寄附した人、成功を卓越し他の模範となる者。該当する項目はいっぱいありますから、これは是非検討していただきたい。そうしないと今の現状でいきますと、彼は失望しますよ。下手したら、町を出て行ってしまいますよ、あまりにもひどかったら。ですからこういうことをして、顕彰をしてやって皆さんにお知らせして、更に頑張ってもらって東彼杵町のために頑張ってもらおうようにしていただきたいなと思いますので、今ここで答えは無理でしょうから後で検討してください。

3セクでよかったかということですけども、先ほどのお答えですからそれでいいんでしょうけども、例えば、直営とか何とかやったらどうかという意見もございましたけども、例えば大村ポートみたいにしてすれば良いんじゃないかという話もありますけども、例えば大村ポートあたりはギャンブルですからね。公営でしかできません。民営がすればもっと利益はあがります。そういった理論でいけば、例えばいこいの広場、あそこは指定管理者ですね。管理料は激安ですよ、はっきりいって。これもだから民間だからできるんですよ。そういった意味でいけば、直営でとか何とかすれば当然経費は増えますし、リスクも高くなりますから、そういったものはやっぱり餅は餅屋と言いますけど、その方がリスクマネジメントはありますから、その方が良いのかなという気もします。これから、行政が安定的な住民の福祉を考えるならば、想定されるリスク、経済面だけでなく法的な部分のリスク。これを極力排除するためには、そういったものは、民間に任せることができる部分はその方が良いと思いますけどもそれはどうですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

正に今からの時代は、行政よりも民間の方をお願いをする。行政は、管理面だけをすると、得意分野のですね。全て民間に、あるいは町の水道なんかも、全て民間をお願いした方が良くございますので。そういう方向で今後も進めてまいります。

○議長（後城一雄君）

5番議員、橋村孝彦君。

○5番（橋村孝彦君）

富の恩恵でしたね。これも、富の恩恵を等しく分けると、私の答えと違った答えのようでしたけどね。いわゆる民主国家ですから、様々な意見があっても私は良いと思うんですけども。これって、どうなんですかね、例えば道の駅からもたらされてる恩恵を等しく町民に分けるという意見があるじゃないですか。先ほど具体的に喋られたそれ以外に、要するにこれはできないことはないと思いますよ、できないことは。例えば借地借家法、先ほど説明があった借地借家法によ

る今はだかっている全ての案件をクリアにすれば、できないことはないわけですよ、直営だってなんだって。今までのように経営をするならば、現経営者を今の町の職員として雇って、従業員は町の囑託で雇って、町の直営で利益を全ての町民に分配するという。これって良いことです。でもね、これよくよく考えてください。これはまさしく社会主義的発想ですよ。そうでしょう。かつて北朝鮮がそういうふうなことをして、同胞を連れて行って辛い思いをした。正しく社会主義的発想ですよ。そういう発想ではなくて、先ほど言われたような間接的な利益をするなら、それはそれとして資本主義の原理に適ってますけども、直接分配するというのは、正しく良くない。

民間企業に対して望むものは何かということでしたけども、おっしゃるように基本は利潤の追求ですよ。それが社会的責任であり社会貢献ですよ。そういったことをご理解いただきながらやっていただきたいなと思います。ちょっと今日は時間がなくて、私も時間配分を間違っていて時間ぎりぎりです。申し訳ないですけども。お尋ねしたいこと聞きたいことたくさんあったんですけども。

重要なことはですね、地域密着の企業は、地域の資源で、私はブランドであろうかと思ってるんですよ。第1次産業だけでなく、今ある全てのものが、町の資源であり宝であります。ですから、新しいやり方にばかりに目を背けてばかりいるより、既存する資源を大切にすること。これは私はまちづくりにとっても非常に重要なことだろうかと思っております。ですから、この道の駅、このような施設は官民挙げて盛り上げてこそ地域の活性化や地方創生、そういったものに期待できると思っております。単なる思い付きとか一部世論に無条件に、何といたしますか、反応するより明確な根拠に基づいた判断が求められていると思っております。

最後ですからそこで締めたいと思いますけども、何かお答えがあればお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

特にお答えすることはございませんけども、今後とも町のシンボルとして株式会社彼杵の荘にご尽力いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

これで5番議員、橋村孝彦君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

暫時休憩（午前11時 7分）

再開（午前11時 15分）

○議長（後城一雄君）

それでは休憩前に戻り会議を続けます。

次に3番議員、岡田伊一郎君の質問を許します。3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

それでは先に通告をいたしておりました3点について質問をいたします。

まずはじめに、災害時の防災対策についてであります。県地震等防災アセスメント調査報告書では、雲仙活断層群の二つの断層帯が連動した場合、長崎でもマグニチュード7、震度6強の地震が

発生する可能性はあると報道されました。学校施設の耐震化は完了しましたが、まだ耐震化が完了していない住宅や庁舎等があります。いつ起きるかわからない地震に備える気にならないことや、経済的なもので耐震化が進まないのは現状だと考えます。しかし、住宅の耐震診断、耐震補強、家具の固定、ブロック塀の補強などの対策で被害の軽減化ができると言われています。町の地形的な問題で、集落の上にため池もあります。大雨だけでなく地震への対応もあります。町総合計画の中でも、大災害に備え被害を最小限に食い止めるため総合的な防災及び危機管理体制の整備が必要です。以上の点について今後の対応策について伺います。

次に、高齢化対策についてであります。町人口に占める 65 歳以上の方の割合が年々増加することが予測されていますが、住み慣れた地域で生活し続けられる環境の整備や医療介護人材の育成や取り組みについての考えを伺います。また、地方分権一括法が成立したことによる地方版ハローワークが設置できるようになりましたが、高齢移住者の受け入れや雇用対策についてお尋ねをいたします。

最後に、小学英语の対応についてであります。高学年の英語教科化に伴う授業時間数増に対する対応について、新指導要領では、地域や各学校の実情に応じた柔軟な時間編成を可能にすることが求められているが、全ての小学校で外国語に特化した短時間学習を一律に行うのは困難とされています。今後、土曜日、夏休みの活用や 60 分授業など考えられるのか。教科書や教材の充実、教員研修など条件整備については、どう考えられているのか。また、これまでのゆとり教育は学力低下に繋がったと思われるのか伺います。

以上登壇しての質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それでは岡田議員に対しまして答弁いたします。

災害時の防災対策についてでございます。これにつきましては先日防災会議を開きまして、初めて地震の対応について議論いたしました。それは、今、岡田議員がおっしゃった雲仙活断層群、これよりもっと近い大村諫早北西付近断層帯というのがございます。元大村発電所がありました発電所付近から県の工業団地に向かってのラインが一つ、それから大村駅から国立病院の裏付近まで延びている活断層、諫早の境界までを含めまして 5 本の活断層が走っております。これはマグニチュードが 6.7 で想定をされておりますけども、そうなりますと、雲仙じゃなくてこの地震が直下型で来ますと壊滅的なことになるだろうと思っております。津波が西宿、東宿、1.2m の被害想定となっております。それから、東町の下川橋から山住病院までのあの海岸一体が被災をするだろうとなっております。そういう前提に立ってこれからは、おっしゃるように長崎でもマグニチュード 7、震度 6 以上、これは当然あり得るということで考えております。

そして、また、ため池につきましてが一番落とし穴でございまして、地震が発生いたしまして早い時は 10 分、5 分で来るんでしょうけども、いきなり崩れませんので、やっぱり 30 分から 1 時間くらいの土石流が発生するだろうと考えております。これも、例えば八反田地区、東宿地区、西宿地区に限定をしますと、まず最初に壊れるのが、地震が発生をいたします。住民が全部外に出るでしょう。そしたら赤木池が決壊をいたします。同時に中岳の鹿の丸池も決壊をいたします。そうし

ますと千綿川に集中してきます。とても考えられないような、海から、あるいは地面から、そして背後から非常に厳しい災害を想定されておりますので、もう一回これは、町民皆様方に自主防災避難訓練、これをもっと充実をして、そしてしっかり対応できるようにしたいと考えております。

それから住宅の耐震等につきましても、平成何年ですかね、新しく耐震基準が変わりまして、そういう家は、新しい家は比較的大丈夫かと思っておりますけれども、それよりも古い建物は、これは全て耐震補強しなければなりません。これも、今現在も補助事業がありますけれども、この辺も町民皆様方にお知らせをしながら、そういう安全安心な町に向けて取り組んでまいろうと思っております。

それから高齢化対策でございますけれども、これにつきましては、現在進めておりますのは、高齢者の方が現在、2,700人ぐらいいらっしゃいます。これがピークで10年ぐらいになりますと2,900人ぐらいになります。ちょうど団塊の世代、私も含めましてですけども、これが多くなって2,900人ぐらいでMAXで、それからどんどん下がってまいります。そうしますと最大200人増えます。その内の2割ぐらいが今デイサービスへ行っておられますので、これをそのまま延ばしますと私は15%ぐらいに減るんじゃないかと思っております。今の私たちの年代というのは、非常に健康に留意しておれば比較的健康じゃないかと思っておりますので、是非、歩いたり運動をしたり、それからいろんな趣味とか農業とかをやってもらって、そういう生活をしていただければ、一番高齢化対策になるんじゃないかと思っております。

それから、今度も区長さんをお願いをしまして、各地区で、健康マップを各地区で作ってもらおうと思っております。そして各地区で歩いてもらって、もう既に里地区とか橋ノ詰地区ではラジオ体操とかやっておられますので、こういう自治会がされていることをどんどん支援をしながら健康なまちづくりに努めてまいろうと思っております。

それから地方分権一括法による地方版のハローワークですけども、今までは職業紹介というのは、東彼杵町はできませんでした。これはあくまでも承認があって、そういうハローワークから求人がありますよというお知らせは流せますけども、町民の方に直にこういう職業があります、勤めませんかというのできるようになりました。それができるようになりました。8月1日から施行されます。しかし、これは町もいきなりノウハウを持っているわけではございませんので、大村のハローワークと連携をしながら有効活用を図ってまいろうと思っております。

登壇での説明は以上で終わります。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

岡田議員の質問にお答えをいたします。高学年の英語教科化に伴う授業時間確保等に対する対応などについてでございますけれども、現在小学校の英語の授業は、5、6年生で英語に慣れ親しむ外国語学習という形で、通常、週に1回、45分で年間35回で行われておるところであります。ところが、広がる国際化の中で文科省はグローバル人材の育成等を目指し、次期学習指導要領が導入される2020年度から英語は5、6年生で正式な教科として、授業時間も現在は週1時間ですが、これを週2回、週2時間、年間70時間にする予定です。指導要領で標準時間数が決まっている他の教科を削減することはできないため、増える週1回分の授業時間数の確保が課題となります。また、

外国語活動の開始も3年生から引き下げられる予定です。学習指導要領は、今年度中に中央教育審議会の答申を得て改正が行われる予定であります。

現在、小学校が4年生から6年生は週28コマ、つまり6時間授業が週3日、そして5時間授業が週2日になっており、授業時数はこれが限度と言われてまいりました。ところが増える英語科の時間を週1コマ、週1時間入れたら6時間授業が4日になったり、あるいは7時間授業の日ができてしまったりします。そこで登場したのが、短時間学習。モジュール学習と言いますが、モジュールというのは構成要素という意味であります。つまり15分を3日間すれば45分になる訳であります。その45分の授業を短時間学習ということで週3日実施しようと。あるいは45分授業、小学校は45分授業なんですが、それを60分授業にして、つまりプラス15です。15に延長して、15分間の短時間学習に位置付けようとか。あるいは夏休み、冬休みの活用をしようというふうなことが提案されたりいたしております。

確かに、岡田議員おおせのように、英語科においては短時間学習、モジュール学習というのを一律に行うのは困難と思われる面があります。それは、国語の漢字とか算数の計算などにおいては、短時間学習でも効果的なのですが、コミュニケーションの素地を養うことを目的とする英語科においては、15分では時間が短すぎて英会話のやりとりはできないのではないかと。15分間となりますと、単語の暗記とかドリルのようなトレーニング型の授業が多くなってくのではないかとということが懸念されます。

また、現在、学力向上にも良い影響を与えていると評価されております朝読書とか朝学習などが定着している学校では、その継続が難しくなるかもしれないという懸念があります。また、短時間学習では、5、6年生を一同に会してALTを上手に活用して、発音練習や歌による英語の学習なども可能かなとも思われるところであります。

60分授業に関しましては、児童の集中力。特に小学校では、体力、思考力を考慮して、現在45分授業という規定がある訳ですが、途中で休憩などを入れないとかなり難しいかなとも思われます。また、しっかり休みが定着しております土曜、日曜の学習とか夏休み等の活用については、コミュニケーション能力を大切に、繰り返し継続して学ばないと力がつきにくい英語科においては、短期間で集中してというのは馴染まないかなとも思われます。いずれにしても各学校で、校長の責任の下で創意工夫して、地域や各学校の実情に応じた時間割編成を考えていければと思っております。

次に、教科書や教材の充実、教員研修などの条件整備についてはどう考えているかのご質問でございますが、条件整備の一つとして本町教育委員会では、次期学習指導要領の基本方針で、小学校高学年に英語科が導入されるということは分かっておりましたので、その対策といたしまして昨年度末の予算査定の中で、現在ALTを2名でございますけれども、それを4名に増加するという案を提示させていただきました。町当局そして議員の皆様方のご理解とご協力のおかげで、先の3月議会において決定させていただきました。今年の2学期からは、各小中学校にALTが常に1人ずつ張り付くこととなります。子どもたちは、常に本場のネイティブイングリッシュに触れることができるようになり、子どもたちの英語力の向上にかなり貢献してくれるものと期待しているところでございます。学校数だけALTがいる市町、市や町というのは、県下では東彼杵町だけではないかと思っております。心から感謝申し上げます。

4月に実施されました長崎県の学力調査の結果の速報版によりますと、中学3年生の英語の調査

結果では、県全体の英語の平均点が 63.1 でございました。63.1 です。なのに対しまして東彼杵町の中学 3 年生 229 名の平均点は、65.4 でございます。つまり 2.3 点も上回っているということで、ALT が増加されることにより今後子どもたちの英語力の向上、英語が話せるまちづくりを目指すことができるのではないかと期待しているところでございます。教科書とか教材につきましては、教科化により文科省検定の教科書も平成 31 年度からは用意されて、それ以前の先行実施の折には小学校外国語活動教材 Hi, friends! というのがありますけれども、それなど文科省認可の補助教材が準備されると聞いております。また ALT などとの打ち合わせによって、絵本とか歌詞とか単語カード等児童の実態等に応じた効果的な教材、資料等を用意してその充実を図りたいと考えています。

教員研修につきましては、各小学校でも英語教育推進リーダーを養成し、喫緊の課題として全教職員を対象に包括的な指導方法や指導案の作成などについて研修を深めていくようにしています。早速ですが、7 月の 1 日、金曜日午後から東彼杵郡の教育会外国語部会主催で大学の先生などをお招きして、千綿小学校 5 年生の英語学習の公開授業が開催される予定でございます。是非ご参観くださればと思います。また県教委の方でも、今年度より夏季休業中の 8 月の 3 日間、小中学校英語科担当教員の英語力向上を目的に、中央研修を受講した英語教育推進リーダーを講師として、英語指導力向上研修地区別研修会が開催される予定です。

中学校では、英語科教員に求められる英語力として英検準 1 級以上 TOEIC730 点以上の先生方を、現在のところ 25% くらいですが、それを 50% 以上を目指していこうという数値目標を掲げて研修などを深めていこうとしているところでございます。小学校でも是非目指していければと期待をしているところでございます。

また、文科省では、小学校英語の教科化等に向けた教員定数の加配措置とか、専門性の高い非常勤講師及び英語が堪能な外部人材などの活用、派遣授業も計画していると聞いております。

ゆとり教育に関してですが、これまでのゆとり教育は、学力低下に繋がったと思われるかとの質問でございますけれども、ゆとり教育、これは文科省が指定した正式な名称ではありませんが、1980 年以降、約 36 年前ほどでございます。そして 2010 年ぐらいまで、初期まで実施されていたゆとりのある学校教育を目指した教育のことでございます。学校完全週 5 日制をスタートさせ、授業時数や内容も減らしたのですから、学力の低下を招いたという部分もあるかとは思いますが、当時授業についていけず学校嫌いや荒れる学校、不登校、いじめ、少年非行などが多発していた中で時代の要請に応じた面もあり、一概に学力低下を招いたとはいえない部分もあるのかと思っております。

登壇しての答弁は以上で終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先ほどの岡田議員の質問に対しまして、医療、介護、人材の育成や取り組みにつきまして、ちょっと答弁しておりませんので申し上げます。

今、川棚医療センター、国立の、そこ地域包括医療システムの確立ということで、今現在進めております。高齢者がどんどん増えていくわけですけれども、今から在宅医療へ向けまして、そういう取り組みをしながら医療センターと一緒に考えていこうと考えております。それと前期

高齢者につきましては、健康寿命をいかにして延ばすかという考えで行うことといたしております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

まず1点伺います。役場庁舎ですね。庁舎は、現在の建物は耐震化される予定なのか新築にもっていかれるのか、その点について伺います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

この議場とか総務課、農林水産課の建物は耐震基準をクリアしておりますので、耐震の補強は必要ありません。ただし、当初からある建物ですね、これはもう既に56年経っておりますので、いつ壊れてもいいような状況でございます。非常に心配しておりますけども、ただ地形的に地下1階、地上2階というような構造になっております、どっちかといいますと。そうしますと国道で押さえていただきますので、こちら側は新館で押さえますので、こういう揺れの間はいくらか大丈夫かなと。ただし、横の揺れが来たときがとても駄目かなという気持ちもっております。お金がなくても総合会館の方に速やかに移転をしたいという希望を持っております。社協がデイサービスをしておりますので、この辺も学校とかの空き教室あたりに移転をしていただきまして、そこに役場のそういう対策本部を、そんなことができるように将来的には移設できれば一番良いかなと思っております。新たに作ろうという気持ちは全く考えておりません。ただ、庁舎基金は今8000万円貯蓄しておりますけども、今後もそういう基金の積み立てはしていこうと考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

この新館も1階の壁がないピロティ形式ですよ。柱が壊れることはないんでしょうかね。熊本に私ちょっと現地に入りましたけども、やっぱり1階に壁がないと、ちょっと熊本みたいに2回も大きな地震が来ればもたないんじゃないかと思うんですが、町長いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今、岡田議員が想定された熊本の地震でいきますともちません。熊本の地震でいきますと震度7が2回連続で、とてもほとんどの建物が多分駄目かなと思っております。1回来て何かもてます。それと活断層がどう揺れるのか。熊本の地震みたいに、何といいますか平行移動した場合は、もう阿蘇神社が壊れたような、ああいう形になれば梁、柱が梁といいますけども、それをねじることとなりますので、もてることは多分無理かなと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

確かにこの役場自体が、対策本部になるのがちょっと厳しい状態になれば困るんですが、現在でも場所の出入り口が窮屈で、坂道を登って直ぐ国道ですよ。高齢者の方が今事故があっているのが、ブレーキとアクセルの踏み間違いとか、いろいろと事故、車も対策をとっておられますけども、夜なんか特に出入りする時も条件的にこの位置ではちょっと厳しいんじゃないかなと。おまけに前、同僚議員もおっしゃったんですが、川にも近い。1階にはそしてオフトーク室もある。こういう防災体制でいいのかなと私はいつも町長に注文を付けているのですが、この点についてはいかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まず道路の件ですけども、駐車場は確かに国道から平行して、例えば最低6mぐらいのレベル区間、水平の区間がないと多分駄目だと思っております。車がゆっくり止まって、水平なところに止める。そして左右確認ができるということでございますので、それは守らなければならないと思っております。それはもう一回確認をいたします。それと併せまして役場玄関前のスロープがございます。これは当初予算をお願いしておりますとおり、これは、スロープはやり替えを考えております。

そして3番目に指摘をされましたオフトークの施設ですけども、これは今、データ放送をテレビで行っております。今度の区長会でオフトークについて、区長さんにまとめてください、意見をと。もうオフトークはやめた方がいいんじゃないかという考えを持っております。そうしますと、デジタルの行政無線が総務課にありますので、2階にありますので、オフトーク自体が部屋がありません。もう職員の机の上から、あるいは自宅からでもお知らせが、テレビの自治体情報が行えますので、もう事務所がありません。これは本当に素晴らしいあれができましたので、これに特化してやれば災害とかも問題ないかと思っております。是非そういう方向で、1階にはそういう何といたしますかね、重要な広報の要でございますので検討してまいりたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

それで代替庁舎は総合会館とおっしゃったんですが、避難場所にも指定されておりますですね。そこで住民救助やインフラ復旧などの指令等の業務もしなくちゃいけないとなれば、避難場所としても総合会館、本部司令塔でも総合会館。かなり混雑すると思うんですよ。だからそのためには、分散して千綿の農村環境改善センターの耐震とか公民館ぐらいは避難場所として指定するならその辺の対策も徐々に。お金がないことは重々承知しております。8000万円しか基金が積立っておりませんが、この辺についていかがでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

確かに、今公民館は早急にやっぱり耐震補強をすべきと思っております。したがって、そういう補助制度が今から国の方も制度を作ってまいると思っております。住民の方の家も、それとあ

りとあらゆる耐震化の基準が見直されると思っております。金具を付けるだけでも補強できますので、そういう制度等を活用してまいろうと思っております。

改善センターも56年に作っておりますので耐震の強度がございません。これも補強をしてどれくらいかかるのか、相当なお金がかかりますけれども、ここは簡単には撤去できませんので、いろんなご意見を聞きながら耐震補強等を行ってまいろうと思っております。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

熊本地震では、みんな自分の身を守るのが精一杯で、救助などの活動は一切できなかったという、自主防災組織が機能しなかった例も挙げられております。ですから町長、避難訓練をされておりますので、一番良い仕方は、昔の納税班みたいな小さな集落の中でも細分化された集落、そしたら5、6軒、7、8軒、そうしたら、どこに高齢者の方が居らして、足腰が不自由な方がいらっしゃるのはその班で十分わかっておりますので、班単位の防災避難訓練とか、そういう町がかけ声をするんじゃないかと、自治会に任せてもらって、その小さな動きをすれば夜でもあの人がきていないとか、どこに行ったのかとか、そこだけの7軒か8軒ぐらいの移動を知っておけば、それが積み重なって町民の皆さんの生命を守ることになると思うんですが、そういう考えはどうでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今議員がおっしゃるとおりでございます。自治会単位でしましても、非常にその地区でも散在しておりますので、いわゆる隣組、隣保班が一番の単位だと思います。そうしますと、今やっております、T型集落点検をやっております。これが正にそういう隣組で支え合っていこうという取り組みの事業でございますので、これがしっかりやっばり役に立つんじゃないかと思っておりますので、是非そういう方向でやっていこうと思っております。

熊本でもこれは事例の話ですけども、ある地域で全滅的、壊滅的になったと。そしたら消防団員の方がチェーンソーあたりを持って、そして切りながら救助をして、一人の犠牲者も出さなかったということもございます。災害が起これば、その場所しかできません、救助が。だから消防団員というのは非常に、東彼杵町の消防団員は消防訓練には長けておりますので、期待できると思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

地震や風水害等の大規模災害でも自治体が、応急対策を復旧復興事業など遂行できるようにあらかじめ手順や体制を定めておく業務継続計画、これは町はどうなっているんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これが今私も一番の悩みでございまして、役場のパソコンが、コンピューターが止まった時どう

するのかと、今訓練をしようとしております。横文字でBCP何とかという名前があるんですけども、それを早急に今確立をしようということで考えております。ですから、台風の際の被害をする時がタイムラインということで、台風の来る4日前から想定をしますけれども、それも今年はやろうと思っております。事前にできるものから早めの対応を打とうと思っておりますので、是非今から進めてまいろうと思っております。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

その中でも、町職員の人員確保計画が重要だと考えておりますが、現在の役場まで通勤されている職員の中で、状態の中で、短時間で集合できる職員数はどのくらい、例えば30分以内とか町外にいればかなり厳しいですね。道路も寸断されるかもしれません。そういう検討はされてますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

現在、役場の中には正規職員が88名おりますが、内ですれ町外に住所を構えているものが19人ほどいますので、30分に来れる職員といえますのは町内に限られているなと思います。30分といえますと、やはり大村市辺りから30分と判断されますので、やはり残りの70名弱、65名ぐらいの方たちは町内に住んでる関係で30分以内の集合は可能かと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

補足しますけれども、想定される災害が、どこに被害があるかで変わってきます。町内であっても農道が寸断されたら全く来れません。町道が寸断されたら、ですから非常に大村市でも町内でも、今は町内なら来れるだろうという安心感がありますけれども、町内も来れません。だから、どこで発生するかでございますけれども、できるだけ庁舎の近くにあつて、私も一緒ですけども、仮に災害が起こった時に来れるかどうかというのがありますので、非常にそういう体制をどのように組み立てたら良いのかなというのが一番懸案事項でございます。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

やはりその災害が起きた時に、地震に限らず、やっぱり役場を住民の方は頼りにすると思うんですね。だからそういう体制は日頃からどういう連絡の方法をとるかですよ、指示を町長が、千綿から来れなくても指示は出せると思うんですね、どういう体制をとれとか。消防もありますし、そういうことを徹底させていただきたいと思っております。

それとホームページには、支援金の受付となっていましたけども、町長は行政報告では義援金とおっしゃったんですが、これはどうなっているんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

すみません。これはホームページ、本来義援金と書くべきです。支援金は全く間違いでございますので、早速訂正いたします。大変申し訳ございません。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

次に高齢化対策についてであります。高齢者の他所から来られる時の空家バンクの利用っていうのはどのくらいの割合になっているんですかね。30何件の内に。お尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

空家バンクに来られる方の年齢構成等かと思いますが、特に高齢者というわけではなくて子育て世帯の方もいらっしゃる、広く、特定は高齢者に限ったものではなく来られております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

それと以前、同僚議員も質問されたと思うんですが、サービス付きの高齢者住宅の町長は考えどう思っておられるんですかね。例えば千綿にも施設があるんじゃないかとか、高齢化が増えた時に元気な人はいいんですが、元気な人ばかり想定はできないと思うんですよね。その辺についてお尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは今、施設が一つできておりますので、サービス付き高齢者住宅ということでできておりますので、これは町民の方でそういう考えがあられば是非。今から大村市が大変な町になっていきます。75歳以上が、大村市が9,000人が16,000人になっていきます。そうしますと、病院でもデイサービスでも全く不足します。そうしますと東彼杵町の人はいれません。ですから、東彼杵町は東彼杵町で入れるような時代がくるかと思っておりますので、いろんな知恵を出しながら学校跡地とかそういう所に住民の方が行ってもらうとか、あるいはさっき申しました地域で、皆で支え合っ

てサポートしながら集団で生活をするというシェアハウスみたいな、そういうこともやっていく必要があるかと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

次に、3点目で教育長にお尋ねをいたします。短時間学習は、登校後に行われる朝の会の前後や、昼休みと5時間目の授業の間などが考えられてるんですか。お尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

短時間学習につきましては、現在のところ、例えば登校しましてから大体8時から10分若しくは15分ぐらい、現在朝読書を月曜、火曜。そしてトレーニング学習ということで漢字の練習とかあるいは計算問題などを水曜、木曜とか。そして1日は朝の集会とかそういうので活用をしているところがほとんどのごとでございます。そして午後からにつきましては、午後昼休みが終わってからまた15分位の、今度はトレーニング学習という形で先ほど言いました感じで漢字の練習とか計算問題、100マス計算などに取り組んでいるような状況です。以上です。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

文部科学省は、ゆとり教育か詰め込み教育かの二項対立には戻らないとしてますですね。子どもが自ら主体的に学ぶアクティブラーニングについては、教育長はどのように考えておられますか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

アクティブラーニングといえますのは、特に小中学校では、それまでの間、言語活動というふうなかたちでいろいろ調査したことを発表したりとか、そのような学習を取り入れてきていたのですが、このアクティブというのは、どちらかといいますと高校生、大学生を対象にして、特に高校、大学におきましては、先生が一方向的に喋って、そしてそれを聞いて、特に大学の方では講義形式の授業が多かったのも、あるいは講義が多かったのも、それをより改めていこうということでアクティブ、動く、そういう勉強方法をやっていこう。例えば何かの公害なら公害について調べていこうとする場合に、外に出て行っていろんな地域の人のお話を聞いたりとか、あるいは公害に悩んでいるような町を訪ねて行って、そして動いて、アクティブに勉強していこうというような形でございます。

東彼杵町におきましても、彼杵川の交流、清流会の調査などでは、筑波大学からお出でになって、これもアクティブラーニングの一つでございます。大変、実際に自分の目で見て確かめて、そして自分が感じたことを表現していこうという学習でありますので、非常に身につく学習ではないかなと考えております。以上です。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

最後に、町長にもう 1 点だけ、私、ちょっと忘れていまして質問をいたしますが、地方財政審議会も防災対策を重点的に進めるために、自治体財源の充実を求める意見書を総務大臣に出しております。減災対策への財源確保のための地方交付税などの増額を国に求める活動をもっと積極的に動かれる予定はないのか、最後に町長にお尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはですね、議員がおっしゃるとおり 7 月 6 日ですか、国の方に要望するように予定をいたしております。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君の質問をこれで終わります。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 11 時 54 分）

再 開（午後 1 時 00 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を続けます。

次に 2 番議員、吉永秀俊君の質問を許します。2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

皆様こんにちは。6 月は日本全国環境月間でございますので、私、たびたび 6 月の一般質問の際は町の環境問題について質問をさせていただきましたけれども、今回は東彼杵町でも大きな環境問題の一つであります公共下水道並びに合併浄化槽設置の事業について、先ずは第 1 番目に質問をさせていただきたいと思っております。

平成 7 年度に作成されました本町の公共下水道事業計画は、前町長時代に完了予定が平成 29 年から平成 34 年に変更されましたが、これはあくまでも公共下水道事業計画は当初のままでありました。しかし、現町長におかれては平地が少なく丘陵地が多い千綿地区の地理的特殊性や財政負担の大きさと費用対効果などを考慮され、更に平成 23 年度には計画見直し地区でのアンケート調査などを実施され住民の意向を十分に聞かれてから、その結果、平成 25 年度に公共下水道全体計画見直し案を策定されました。同時に計画見直し地区の経済的補填を兼ねた合併浄化槽に係る補助金制度を設置され今日に至っておりますので、町長に次の点について所見をお伺いをしたいというふうに思います。

まず第 1 番目に、平成 16 年度から供用開始された 1 期地区並びに 2 期地区の接続率はどのような推移をしているのか。

2 番目に、公共下水道事業全体計画の見直しにより、第 3 期地区完了時点でも現在の 2 基の処理場で十分な処理能力があると聞いておりますけれども、音琴地区の農集、漁集の処理場を彼杵処理場

に統合する計画は検討されていないのかどうかを伺いたいと思います。

3番目に、現時点での公共下水道、農集、漁集、合併浄化槽のそれぞれの指定区域別人口及び世帯数を伺いたいと思います。また、隣接いたします大村市、川棚町、また当町東彼杵町の下水道と合併浄化槽を合わせた普及率を伺いたいというふうに思います。

4番目、第3期地区におきましては、平成26年度から平成30年度までの事業認可が下りておりますけれども、完了予定年度及び現在の工事進捗状況と、今年度から完了予定までの総事業費を伺いたいというふうに思います。

5番目、合併浄化槽の平成27年度設置実績数並びに下水道及び集落排水事業計画区域外での合併浄化槽の総数と、27年度の管理維持補助金申請数をお尋ねしたいというふうに思います。

次に、道の駅の管理状況についてでございますけれども、私は先ほど同僚議員も同じような質問をされましたけれども、私は、町民目線から見た現状の道の駅の問題点、疑問点について質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず第1点目に、道の駅の物産館及び食堂棟は、(株)彼杵の荘とそれぞれ定期建物賃貸契約が交わっておりますけれども、駐車場と通路の管理はどのようになっているのかを伺いたいと思います。

2番目、3月の町長の答弁では、物産館正面の屋根付き増築物は、町に寄附されるとのことでありますが、いつどのような手続きで寄附をされたのかお尋ねしたいというふうに思います。

3番目、3月の一般質問では、来年の契約更新時は(株)彼杵の荘が更新しないと言わない限り(株)彼杵の荘と継続契約せざるを得ないし、営業権、暖簾代などを請求される恐れがあるといった内容の答弁をされておりますが、契約更新においては賃貸料、契約期間等どのような内容の契約をされる予定なのか、また町長が言われる営業権、暖簾代の内容を詳しくお聞かせ願いたいと思います。

以上で登壇での質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

吉永議員の質問にお答えいたします。まず1点目の公共下水道事業並びに合併浄化槽設置事業の現状と今後の計画についてでございます。まず1点目につきましては、担当課長の方から説明をさせます。2点目につきましてはでございますけれども、公共下水道と農集、漁集を統合する計画は検討されていないのかというご質問ですが、確かに処理能力は十分あります。そういう検討はしておりますけれども、非常に農集から、あるいは漁集の処理場からこちらの下水道まで、いわゆる結合しなければなりませんので、そこがかなり負担が大きいかなと考えております。

次に3番、4番、5番につきましては、担当の課長からそれぞれ説明をさせます。

2点目の道の駅の管理状況でございます。これにつきましては、1点目、2点目は担当課長に説明をさせます。

3点目につきましては、契約更新において賃貸料契約期間等どのような内容で契約をされる予定かということでございますけれども、これにつきましては午前中も申しましたとおり定期借家契約ですね。期限を、例えば10年後とか12年後とかまでということ限定をして、そういう定期借家契約になります。それから内容といいますか、期間はそれですね。内容につきましては、特に今食堂棟の契約をしておりますけれども、そのような契約になるかと思っております。

それから営業権、暖簾代の内容を詳しくお聞かせくださいということでございますけども、これにつきましては、既に申し上げております株式会社彼杵の荘の営業権とか暖簾代を指しますけども、この14年間株式会社彼杵の荘はいろんな苦勞努力をしながらここまでこられたわけですね。その14年間培ってこられたノウハウといいますか、会社経営における成算とか経営とか経営の技術とかですね、そういう知識、経験、情報あるいはマーケティングといいますかね、農家の方が出品をされてどのようにして売るかというそういうマーケティング、それから商品も生産者がどのようにして円滑に求めるかというそういうビジネスでございます。そんなことのノウハウが一番この営業権、暖簾代ではないかと思っております。一応、一般的には暖簾代というのは、勘定科目の中で暖簾という項目がございます。これは一般的には、企業が買収をする場合、Aという親会社がBという子会社を統合する場合には差額金がでます。その差額金が純資産として残る訳ですけども、それが暖簾代ということになります。説明が上手い具合いきませんが、そういう場合に使います。今回の場合も、単純に営業権、暖簾代というのがそのままこれになるかと思えます。

登壇での説明は以上で終わります。水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（山口大二郎君）

それでは町長に代わりご質問にお答えしたいと思います。1点目の公共下水道の平成16年度から供用開始された第1期認可地区並びに第2期認可地区の接続率、これについてどのように推移をしているのかというご質問でございます。これにつきましては、ご存知のとおり事業を開始したのが平成10年でございます。一部供用を開始したのが16年でございます。最初の認可が50haでスタートをしまして、16年に第2次認可139haと面積を広げています。そういう中で接続率というふうな数字を段階的に申し上げますと、当初16年に供用開始した当時は19.8%ございました。5年後に移りますけど20年には62.9%まで上昇しております。現在、27年度末での集計では76.8%以上のように推移をしておる次第であります。

次のご質問でございます。2番目の公共下水道の全体計画の見直しにより、第3期地区完了時点でも現在の2基の処理場で十分な処理能力はあると聞き及んでいますが、音琴地区の農集、漁集処理場を彼杵処理場に統合する計画は検討されていないのかというご質問でございます。これにつきましては、町長の方からもご説明はあったと思えますけども、農集、漁集の処理を公共下水道に統合するというにつきましては、本年27年度の公共下水の処理構想の中で一部検討を加えております。構想の中身の中ではやはり布設管の距離が非常に長い。実際4kmというふうに長くございます。管渠整備をするにあたりまして非常に事業費が高くなるかと思えます。そういうことも含めて財政的には大きな負担となろうかと思えます。そういうところを加味しまして非常に公共に取り込むのは難しいのではないかというふうな考え方を持っております。

続きまして3点目の現時点での公共下水道、農集、漁集、合併浄化槽それぞれの指定区域別人口、それと世帯数の内容でございます。それと近隣の大村市、川棚町、東彼杵町の下水道と合併浄化槽合わせた普及率のお尋ねでございます。これにつきましては、年度末の調査の方で数字を確認しておりますので、報告をさせていただきます。

指定区域別人口でございますが、まず公共下水道の指定区域別人口ですけども、3,741、農集の

処理区域ですけれども 543、漁集区域ですけれども 235、合併の処理区域ですけれども 1,863 と単独浄化槽については 13 でございます。それと残ります汲み取りによります世帯数が残っております。これについては 1,909 名ということで年度末の行政人口の合計 1,304 人の集計となります。これは世帯数に置き換えた場合、公共下水道の区域が 1,487 世帯、農集区域が 173 世帯、漁集区域が 91 世帯、合併の浄化槽区域が 618 世帯、単独の浄化槽が 6 世帯、残ります汲み取りの世帯数が 736 世帯。併せますと 3,111 世帯となります。これも年度末の世帯数の調査の方で合計がその数値と合致しております。その数字で報告をさせていただきます。

それと 1 市 2 町を合わせた合併浄化槽と公共下水の普及率をお尋ねでございます。これは今申し上げました東彼杵町の数字と川棚町、大村市の県への報告の数字を合わせまして、処理人口が 3 自治体を合わせまして 110,479 名ですね。それと行政人口が 116,730 名になります。その数字を用いますと実際の普及率は 94.6% ということで報告をさせていただきます。

4 番目のご質問でございます。第 3 期認可地区において、平成 26 年から平成 30 年までの事業認可がおりているが、完了予定年度及び現在の工事進捗状況と今年度から完了年度までの総事業費を伺いますということでのご質問でございます。一応、次年度に事業計画変更を予定しております。完了予定年度については、平成 32 年度ということでご報告をさせていただきます。それと工事進捗状況につきましては、27 年度末の供用整備面積は 133.3ha 全体の計画が 160ha ですので 83.3% が進捗状況でございます。事業費で申し上げますと、全体の 87.5% になっております。それと全体の事業費のお尋ねでございます。完了年度までの総事業費は、28 年度から 32 年度までの事業費を 3 月の定例会でも報告いたしました、8 億 1000 万円の見込みで報告をさせていただきます。以上、ご質問の内容にお答えをいたします。以上です。

○町長（渡邊悟君）

町民課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（西坂孝良君）

それでは (5) の合併浄化槽の 27 年度設置実績数につきまして、平成 27 年度の設置実績数は 50 基でございます。それから下水道及び集落排水事業計画区域外での合併浄化槽の総数ということでお尋ねですけれども、この基数につきましては 618 基でございます。それから平成 27 年度の維持管理補助金申請数でございますけれども、454 件という実績になっております。以上でございます。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

道の駅の駐車場と通路の管理はどのようになっているのかというご質問でございますけれども、これは、施設全体の管理も株式会社彼杵の荘をお願いをいたしております。駐車場と通路は、不特定多数の方が利用されますので、特定の団体が利用される際は、その都度使用許可申請を提出してもらって必要な貸付料を徴収をいたしております。

それと屋根付き増築物は町に寄附されるとのことであるが、いつどのような手続きで寄附されるかというお尋ねでございます。寄附につきましては、一般的には寄附の理由、寄附財産、寄附の条件、寄附物件の建築建造物等の時価が記載された申込書と、今回の場合は建築物でありますので、建築基準法の規定による検査済証などの添付書類を提出をしてもらいまして、これを採納することになります。既に5月20日付けで申し込みがなされておりまして、5月25日付けで受入れをしまして寄附の受け入れ証を交付をいたしております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

先ほど課長の方から現在、1期地区、2期地区の接続率が76%というような答弁なんですけども、多分この処理場建設から1期地区、2期地区については、たぶんもう50億円以上のお金が費やされているものと思うんですけども。それにしてもまだ1,000件ぐらいしか接続をしてないということで、なかなか費用対効果といいますか、これだけのお金をかけたのに接続率が少ないというのは、私は非常に町民の皆さんの家庭の事情なんかいろいろあると思いますけど、今後もっと接続率アップのための努力をすべきじゃないかと思っておりますけども、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ご質問のとおり76.8%というのは、まだまだ80もほど遠くでございますので、これからも職員共々ですね、そういう接続の説明等にそれぞれ1件、1件伺ってですね、本当に76.8が100%になるのか。もともと100%にならないような所があるんじゃないかと思っております。例えばもう後継者がいない、したくないという方もいらっしゃると思いますので。それが多分ありましてですね、実状はそういう事情を除けば95%ぐらいいってるんじゃないかと思っております。そう言っても数字的には76.8でございますので、今後とも検討を重ねながら接続率の向上に努めてまいりたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

そういうことですね、是非接続率を、スピード性をもって、私はやってもらいたいというふうに思います。

それと昨年の合併浄化槽の設置が50基だということなんですけども、今の課長のお話では、まだ汲み取りも736件あるということで、町長、このやはり私、合併浄化槽の設置のスピード性が問われていると思うんです。というのはやはりなんで東彼杵町が公共下水又は合併浄化槽をやっているかという、先ほど私が聞いたかったのは大村市全体の下水道普及率と川棚町全体の普及率を聞いたかったんですけども、それをわかってたらちょっと答弁していただきたいと思っておりますけども。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（山口大二郎君）

それでは質問の町別の普及率をお答えします。先ほど全体は94.6%ということでお答えをしましたが、当町の普及率は77.4%でございます。これは全ての数字を足しましたとこですけれども、川棚町が80.3%、大村市については98.3%でございます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

水道課長お願いします。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（山口大二郎君）

先ほどその前に言われました町内の普及率で接続率が実数を出しておりますので、今供用開始してる分で1,000件ほどということで発言をいただいたんですが、接続の世帯数の年度末の数字が918件でございます。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

今の課長の答弁のように近隣の町、大村市は98ですね。川棚町も80%を越えております。川棚町は多分公共下水道をされたのはまだ10年ぐらいしかないんですよ。東彼杵町はもう平成9年から農集が多分私は供用開始になったと思うんですけども、やはり川棚町は地形的な問題とか人口密度が高いもんですから、やはり工事の進捗も早かったんじゃないかというふうに思っております。

ともかくこの下水道、合併浄化槽については、究極の目的は大村湾の浄化ですから、やはりそういった面で見ますと東彼杵町はまだまだ80%いっておりません。77.4ということで、やはり大村湾沿岸の自治体の中ではやはり普及率が低いんですよ。ということは、大村湾の浄化には、ご迷惑をかけているという自治体だと思うんですよ。ですからやっぱり公共下水道の接続率も早くしていただいて、できれば現在合併浄化槽、これが補助金があと3年ですよ。5年間でしたから。本年度をいれてあと3年じゃないかと思っておりますけれども、これを延長されるようなお考えはないのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町民課長お願いします。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（西坂孝良君）

先ほど言われるように、今回の合併浄化槽の補助事業のかさ上げ部分についてですね、平成 26 年から平成 30 年までの 5 年間ということで一応期間を定めてやっているところでございます。今のところは、31 年からは正常に戻すことで計画はいたしておるような状況で、今後検討していくことになるんじゃないかなという感じはしますけど。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

やはりですね、町内を周って見ますと、なかなか経済的な問題で、合併浄化槽をするにしてもやはり 50 万円、60 万円、70 万円ぐらいの負担がかかるわけですね。ですからやっぱりそういうのも分割にするとか、そしてこれをまた延長するとかしてですよ、ともかく先ほど申しましたように目標は大村湾の浄化ですから、やはりそれを考えるとこの補助金の上乗せした補助金の延長もやっぱり私はすべきじゃないかと思えますけど、町長の見解を伺います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

当然そういう制度的なものは、私の努めですので当然延長のお願いをします。それと分割というお話がありましたけども、分割は個人のお宅の負担を町が負担するわけにはいきませんので、それはそれぞれの家庭で負担を銀行さんあたりと話をしながらされたらどうかと思います。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

また今度、第 3 期地区の今度は工事が始まりまして、供用開始もそれぞれ行われると思うんですけども、この 3 期地区は特に町長の地元ですよ。やはり町長の地元でございますから、準地元でございますから、やはり町長に対する信頼とか期待も大きいと思うんですけども、できればこの第 1 期地区、第 2 期地区がやはりスピード性がなかった接続率に、先ほどの答弁のように 80%までいっていませんけども、この 3 期地区における接続率アップのための何か町長なりの施策があればちょっとお答え願います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

残念ながら施策というのは持ち合わせておりません。ただもう、お一人、お一人をお願いに行くしかないと思っております。というのは東彼杵町で高齢化の 2 番、3 番といいますか、非常に高いところございまして、担当あたりにも聞きますけども、もう高齢化で跡継ぎもこない。そして下水道を接続したくないという意見等も聞いておりますので、非常に今苦しい立場におかれております。職員と一体となってせつかく下水道をひっぱってるわけですから、接続率の向上には努めてまいりたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

続きまして、合併浄化槽の維持管理費の補助金の件についてお伺いしますけども、先ほどの答弁では、平成27年度が50基あったと。現在入れますと668基の合併浄化槽があるわけですけども、維持管理費の申請数が454しかなかったということは、7割、8割ぐらいもないわけですよ。残りの方は申請されていないんですか。それとも申請したけども貰えなかったということなのかそこら辺を答弁してください。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町民課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（西坂孝良君）

まず対象件数が556件で、申請件数が454件と先ほど言いましたけども、議員が言われるように81.7%の申請率ということになっております。この残りの分につきましては、こちらの方から申請対象者の方に申請書をお送りして、そして集団受付とか、それから通常の受付とかやっても、やはり申請をされなかったというのが現状でございます。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

そしたらこの年間1万8000円ですかね、7人槽で。申請をされなかった方は遡って貰うことができますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

この1万8000円は遡って貰うわけにはまいりません。必ず、約束でございます。もしかして、そう言っても私は決裁の時に、もっとこっちから連絡をして指導をして、大分簡略をしました。だからもっと簡略をして簡単に申請できるようにしようということで、今相当簡略をいたしております。それでもお出でになりません。それは何故かといいますと、検査を受けておられないご家庭もあるんじゃないかと思っております。この辺は県の方とも一体となって、違法性がありますので、逆に勧告するようなことをすべきじゃないかと思っております。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

わかりました。ところで町長、今、以前だったら公共下水道がくるところで、もう合併浄化槽で対応しなくちゃならないという地区が、特に千綿地区で多いんですけども、そういった中でいろん

なトラブルが発生しておりますけれども、何かそういうお話を町長聞かれたことはないですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは合併浄化槽を作って、そしてその汚水の排水先ですね、そこで農業用用水路に排水をされます。これは本来ならば、確かに窒素、リン酸、カリのなんといいますか窒素分ですね。それが流れますので、高度処理をすればもう少し逆に不栄養が高くなるわけですけども、その辺の関係でどうしてもそういう理論ではわかっておられるんですけども、汚いというイメージがあらわれて、なかなか同意をいただけない問題が起こっております。

基本的には、法的には全く流してもいいんですけども、その辺の理解を得るために今担当課長と合わせましているんな説明に回っております。是非、今、1件か2件か問題が起こっておりますけれども、それは理解をしてもらいましょうかございませんので、法の趣旨とか先ほど議員がおっしゃった大村湾の浄化に繋がるんだということを説明をしながら、丁寧に説明をしながらご理解をいただきたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

やはり私も何件か聞いてるんですけども、どうしても農業用用水路には流させないというような話を何件か聞くんですよ。それでやはり町長の答弁されたように、特に高度処理型の合併浄化槽から出る処理水というのは非常にきれいな、クリーンな水なんですよ。そういうことで農業用水路の組あたりにも、やはり町がもっときれいな水が出るんですよというような啓蒙を、それをもっとすべきじゃないかと思うんです。もしそれをしてですよ、どうしても納得できないと、我々の水路には流させないというような話があれば、これはやはり町が、この合併浄化槽は町の方針ですから、公共下水道をやめてどうしても合併浄化槽にするということは町の大きな方針です。やはり町が決めたことですから、そういったトラブルが起こった場合町が責任を持ってですね、やっぱり解決策といいますか、そういうものをすべきじゃないかというふうに思うんです。例えば流していけない所だったら、例えば町道に側溝を作るとか、流して良いといわれる所の水路までの配管を町がするとか、そういった手当てが、私はすべきじゃないかというふうに思いますけど、町長の見解を伺います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今、議員がおっしゃるようないろんな町道ができるもの。側溝の延長ができるものとかですね。配管ができるもの。最大限町の方が顔をだしてやるようにしております。事例として、あとで課長から説明をさせますけども、そういう取り組みを今始めたところでございます。だからなかなか法的には問題はないわけですけども、とにかく町民同士ですので、いろんな理解をしながら進めるしかございません。強制的にやりたいんですけどもそうは簡単にはいきませんので、ご理解をいただきながらもっていかうと思っております。後ほど課長の方から説明をさせます。町民課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（西坂孝良君）

今、町長が答弁されるように、町の方でも、先ほど言われるような何らかの方策も考えていかなければならないということで検討を今始めたところでございます。道路管理者が建設課とか、あと下水道関係ですね。それからうちの方が合併浄化槽。こういうふうなところの関係各課と寄ってから何らかできないかというのを今検討をやっているところです。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

もう現にですね、先ほど言いましたあと3年しかないわけですよ。そういうことをやりたいけども、処理水の排水の問題でできないという家もあるわけですから、先ほどのような話になるわけですよ。補助金の延長とかね。それでやはり町がもっと、これ渡邊町長になってからですよ、この補助金の大幅な増加又は維持管理費も作られて大変な財政負担になるんですけども、これは町長の大英断でそういった町の方針を決められたんですよ。それで合併浄化槽を設置される方もやはりさっき申しましたように、50万円、60万円の自己負担もかかっているわけですよ。やっぱりそれには先ほどの大村湾をきれいにするために迷惑をかけないうちに早く家も合併浄化槽にしようというそういった町民の協力の姿勢なんですよ。協力の姿勢。それで町もこれはしているわけですから、やはりそういった中でですよ、せっかくお互い町も良かれと思ってしている。町民の方も良かれと思って早く合併浄化槽に替えたいということに、今まで仲良くやってきた隣保班の人たちが、たまたまそういうことでトラブルになったり、遺恨を残すようなことがないように、やはり先ほど言いました町の補填、側溝を作るとか、もっと処理水のクリーンさを訴えていく。これはもっとやっていただきたいと思うんですけども、町長の見解をお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それはですね、今町民課が窓口ですけども、関係します管財課とか、建設課ですね。町道の管理。それも合わせましてどういう方法で排水できるかという方法も農業用水路に流さなくてもできるような方法、簡単な方法。それから側溝を作って側溝に流す方法とか、いろんな今取組みをやっておりますので、町民の方にそういうトラブルがないように十分配慮しながら進めていきたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

そういうことで検討じゃなくて、是非、もう今年度から実施に移していただきたいというふうに思っております。

次に道の駅の件に関する問題でございますけども、まず先ほど、増築物、道の駅に隣接する増築物。午前中の問題の質問の時には、寄附を受けたと。寄附をしていただいたということですけど、

これは作る前から寄附というようなことはなかったでしょうね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

当初からそういうことで進めておりました。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

わかりました。これは一般論でございますけども、公有地に民間人がですよ、民間人が建物を建てた場合の固定資産税はどういうふうになってるんですかね、法律的には。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政官財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

法人が自己の主張に基づいて行う工作物の設置。町有地に建てる場合は、もちろんその所有者というのが町になりますので固定資産税は発生はいたしません。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

そしたら寄附しないでも固定資産税は発生しないんですか。今回の場合、寄附されることでそれは固定資産税が発生しないというのはわかります。寄附しないときも発生しないということでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

そもそも人の土地に物を作ること自体がおかしいので、それは考えられませんが、今回の場合は、いわゆる利用者の方の便宜を図るとというのが一番大きなメインテーマでございますので、そ

ういうことで設置の許可をいたしております。以上です。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

今、課長がおっしゃったとおりなんです。公有地に民間が建物を建てることはないんですよ。だから法律でも決めてないんです。想定してないから。今回の場合は、ものすごい特殊なんですよ。国も想定してないんですよ、こういうことを。だから固定資産もつかないということなんですよ。だから今回、いかに今回の道の駅の増築物が例外中の例外で、ほとんど事例がないようなことに当たるわけです。それで先ほどの答弁では、何で許可したかという、高齢者の方が搬入をする時に雨で濡れるとかということで許可をしたとおっしゃってますけども、現在はどのような状況になっているかご存知ですか。現在の状況。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

搬入したときはあれでしょう。雨が降るかどうかわかりませんが、見ておりませんが、当然雨が降りますので商品あたりも濡れなくてできるでしょうし、お客さんにつきましても傘もささなくて買い物もできますので、利便性は向上していると思いますよ。

それと、今おっしゃった国の事例がないとかおっしゃいますけども、何処にそしたらできないと書いてありますか。書いてないですよ。公有地に民間の品物を建てたらいけないとおっしゃいますけども、公有地に許可を得て建てれば問題ないじゃないですか。例がないのは当たり前ですよ。だから、許可を得て建ててるわけですから全く問題ないです。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

今、正に町長がおっしゃったように、町は先ほど高齢者の方が搬入で雨に濡れるからと、そういうことで許可したとおっしゃったんですけども、現状はどうなっているかご存知ないんですか。現状は売り場になってますよ。苗を売ってありますよ。通路じゃないですよ。何でそれが当たり前ですか。町は売り場じゃなくてそういう搬入のために、雨に濡れないためにと許可したんでしょう。売り場として許可したんですか。苗が売ってありますよ。たくさん。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それは許可証の中に書いてあります。そういう売り場にしたら、建築基準法の許可を取りなさいと。そして協議をして町の方がまた家賃は取りますよ。するんですよ、それは。だから午前中にも話をしたとおり、そういう法人の税法ですか、変わっておりますのでいろんな減価償却費で見れるとか非常に複雑ですので、それはやっていきますよ。当然ですよ。だから全てが売り場にしているわけじゃないですから。それは建ぺい率という建物に付随した面積もあるんですよ。100㎡貸しているから100㎡じゃないんですよ。建ぺい率って家の周りにやるでしょう、普通の商店も見てくださ

い。自分の境界を超えていっぱい店の前に出しているでしょう、町道なんかに。そこですよ。それをやるのは余りにも私は法的には本当に違反かも知れませんが、それは売上げをどんどん上げようと、町民の方の品物を売上げようということですから、通れないように出したら駄目でしょうけども、それは問題ないかと思えますよ。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

今、町長が法律違反かもしれないというふうな答弁をされますけども、町はその申請を許可した時に、通路というか雨よけのための施設として許可したとおっしゃったじゃないですか。売り場としては許可したんですかと私は言ってるんですよ。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それは許可条件になってますね。先ほど話があったと思いますけど、課長から説明をさせますけども、そういう場合があるから是非協議をしようとなってます。だから今からするんですよ。それは遡って取りますよ。家賃をいくら取るかというのは先ほど言いました審議会にかけますよ、今から、当然。どのくらい取った方がいいのか、取れるのか取れないのか諮りますよ。そこは不特定多数が通る通路ですからどれだけを許されるかっていう話をしないといけないです。そこを使った場合は当然家賃を取らないといけないです、使用料を。当たり前ですよ。それは取ります。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

ちょっと話がこんがらがってきたんですけども、寄附をしていただいた家屋から家賃を取るんですか。町が。それもどのくらい売り場になっているかというのをちゃんと計算して、私、今、苗が売ってあると言いましたけども、多分この売り場も季節によって変わると思えますよ。時期によっては。半分売り場になっていたり、3分1売り場になっていたり、8割売り場になっていたり。そういう計算もちゃんとして家賃を取るということですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

あのですね、今広場が100㎡なら100㎡あります。そしたら両脇に例えば売るとしますよね、売るとすればその面積をこれだけは売っていいですよと許可すればいいでしょう。後は通らないといけないですから。都合が悪ければ、建築基準法が通るかどうかわかりませんが、それを確認をしながら売り場面積はここここですよとラインかなにかを引けばいいでしょう。金を取らないとは言っていない。金を取りますよ。

当然町に寄附をしてもらいます。よく聞いてくださいよ。寄附をしてもらいます。そしたら町のものですから、町のものになったわけですからただで貸すわけにはいかないでしょう。取らないといけないです。当たり前でしょう。そういうことです。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

それをどのくらいの家賃を取られるのか我々も期待をして見ております。

ところで3月の一般質問の時に、あの増築物はいくらかかったのか知らない答えられないということでしたけども、先ほどのお話では500万円ぐらいだったということなんですけども、これはいつ500万円という値段、評価をされたんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

評価はしません。これは株式会社彼杵の荘が寄附をするということで金額の提示をして、これは工事費だと思いますけども、これをもってこられましたので、それで金額が500万円とわかったわけでございます。評価はいたしておりません。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

当然、評価額も出さないといけないでしょう。公会計によっては貸借対照表にも載せないといけないですし、財務4表の中に載せないといけないでしょう。固定資産台帳を作って。その時は評価額はいるんですよ。わかりません、それは。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先ほど言いましたとおり、法人税法が変わりまして役場に寄附をされたんですけども、寄附になりますよね、株式会社にしてみれば。寄附ですから必要経費とみられるわけですよ。しかしそれを役場に全部渡してしまいましたので、全く経費とみられないわけです。それが橋村議員から質問があったとおり、午前中あったとおり、それを一旦、株式会社彼杵の荘の資産ですね、資産の中に繰延資産ということで入れるわけですよ。そしてそれを損益計算書で10年なら10年かかって償却をするような費用をみて良いとなっています。

そうなりますと町がそれで減価償却にどう入れるのか、それは私たちの実際の会計士あたりの方と相談をしてどっちにも重複ならないようなことを今から考えないといけないです。非常に難しゅうございます。町の方で減価償却で上げた方で良いのか、企業が上げているわけですから、そのやり取りがどうなのか。いや当たり前どおりには町は減価償却で上げなさいと言われるものか、それは今から弁護士の方に相談をしながら、県にも相談をしながらどう挙げたが良いのかということを経営を遵守していこうと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

その件については、また同僚議員も質問をされる機会があるかと思っております。

次に、私は通路、駐車場の管理状況について質問をします。先程の答弁では、課長の答弁では通路とか駐車場も全て管理は彼杵の荘に一任をしているというような話でしたけども、現在、道の駅の入り口付近に、あそこ歩道なのに車が9台停めてありますよね。線を引いてあります。あれは誰が引いたんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

あれは町が出品者のために、本来は出品者のために、あそこに出品者が車を停めて出品して、そして出るということなんです。あれは違反してますね、どちらかという。あれはお客さんが、いわゆる全部停めるんですよ。防ぎようがないんですよ。出品者が来ないようにバリケードをするわけにはいきませんので、本来はあそこは出品者のためにするんです。

しかし、よく考えてみますと、やっぱり出品者というのは、お客さんに来てもらうのが本来の目的ですから、やっぱり遠くからでも、抱えて、抱えて持ってくるのが当たり前なんです。ですから、雨に濡れるということがあるものですから、そういう屋根もでたんじゃないでしょうか。あれはラインじゃなくてインターロッキングというコンクリートで枠を作って出品者のためのスペースだということです。そういうことです。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

正しくそういうことで利用していただければ良いんですよ。あれが駐車場になってるから、今回も国から指定を受けて重点道の駅にされたんでしょう。だから町長もいみじくもおっしゃったようにそういった違法をしていたら駄目でしょう。そして本来ならば、何処のお店でもそうですけども、何処の施設でもそうですけども、障害者の方の車の止め先が一番入り口に近いといけないんですよ、何処の施設でも。障害者のためのスペースは、入り口に一番近い所に何処でもしてあるんですよ。これセブンイレブンさんも駄目で指摘をされて、翌日は一番近い所を障害者用の駐車場にされましたよ。ですからあそこについては、やはりもう少し障害者のための駐車スペース、これちょっと場所も考えられたらどうでしょうかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは逆の場合があるんですよ。店に近い方に置くのかトイレに近い方に置くのかとありまして、両方あるんですよ。そうしますと両方とも身障者用にしますと駐車場が減って停められないようになるわけですよ。両論あるんですよ。いろんなあれがあります。そして私がさっき言ったインターロックで作った駐車場については違法と言いましたが、違法なんですけど、法律では決めてないわけですからたまたまそういう計画です。しかし、こんなにお客さんが増えるとはいうことは想定してませんので、当然今の時代だったらお客さんも近くに近くにと、おっしゃったようにトイレの近くじゃないですけども、そういうことで使ってますので、それは全く、さっきの言葉は違法と言いましたが、それは時代の流れでやむを得ないということで駐車場を認めております。よ

ろしくお願いします。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

そういうことで、なるべくなら納入をされる方の利便性を図るためのね、その白線ならいいですけども、普段のお客さんがあそこにあまり停めないようなことを私は対処すべきと思います。町長、そういうことでよろしいですか。対処しないんですか。

○——△——

そのままいきます。

○2番（吉永秀俊君）

そのままいきます。わかりました。

それでは現在道の駅に自動販売機が何台かあるようでございますけども、これはどういうふうな処理を町としてはまた申請を受けておられますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

冒頭の質問にもありましたように、特定の団体が利用される際はその都度使用許可申請書を提出してもらい貸付料を徴収していると言いましたけれども、これと似たような基準でございます。内規を作りまして、個別に貸付料の徴収の内規を作っております。無償貸付の場合はどうかと、有償貸付の場合はどうかという内規を作っております。

現在の自販機につきましては、東彼杵町全体の施設にある額と一緒にございまして、1台あたりの月額貸付料は1000円ということでございます。現在道の駅には、5台の自動販売機がありますので、5000円の12倍ということで年間6万円の貸切料をいただいております。以上です。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

道の駅の通路付近に、自動販売機現在5台あって、今1000円は道の駅からいただいているんですか。業者からいただいているんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○**財政管財課長（深草孝俊君）**

料金は彼杵の荘の負担でございます。

○**議長（後城一雄君）**

2番議員、吉永秀俊君。

○**2番（吉永秀俊君）**

道の駅から1000円を地代みたいな感じでいただいでるわけですよ。月1000円ですよ。月1000円、たった。道の駅さんは、例えばあそこにコカ・コーラとかサントリーとかダイドードリンコとかグリコ牛乳とかアサヒビールとかそういった自販機が5台ありますけども、道の駅さんはそれらのメーカーさん若しくは卸屋さんからこういった契約をされているのかご存知でしょうか。

○**議長（後城一雄君）**

町長。

○**町長（渡邊悟君）**

財政管財課長。

○**議長（後城一雄君）**

町長に代わり財政管財課長。

○**財政管財課長（深草孝俊君）**

そこは役場が介入するところではございませんので、それはわかりません。

○**議長（後城一雄君）**

2番議員、吉永秀俊君。

○**2番（吉永秀俊君）**

それは知っておくべきじゃないですか。役場が貸してる土地ですよ。私、その業者さんに聞いたら、道の駅に売上げに応じたパーセントで道の駅さんにバックといいますか、そういうのを払ってるって聞きました。それでびっくりしましたよ。びっくりしました。月に3万円ぐらい払ってると、道の駅さんに。5台あったらいくらですか、15万円でしょう。5台あったら15万円。年間いくらですか、180万円になりますよ。先ほどの答弁でしたら、町には1台地代として1000円、5台で年間6万円町には入ってくる。道の駅さんは100万円以上の売上げに見合うリベートが、手数料をいただいでいて、これは町が直接することはできないんですか。メーカーさんとか自動販売機屋さんとか。

○**議長（後城一雄君）**

町長。

○**町長（渡邊悟君）**

財政管財課長。

○**議長（後城一雄君）**

町長に代わり財政管財課長。

○**財政管財課長（深草孝俊君）**

町内の施設、総合会館にしても町民グラウンドにしても、全ての施設単価は同様でございます。ですから、道の駅さんに限らず、彼杵の荘さんに限らず他の業者さんもそういった利益を出していただいていると思います。ただ営利行為そのものが、地方自治法上の公共事業として位置づけられておりませんので、地方公共団体は営利事業はできないということでございます。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

やはりおかしいですよ。1000円で、1000円で町には払って、自分は何万円もらって。年間100万円以上も13年間ですから1000万円、2000万になるんじゃないですか、自販機だけの収入が。それで良いんですかね。又貸しじゃないですか、これ。町から1000円で借りた販売機の場所代をそこからメーカーさん、コーラ屋さんとか何とかに又貸してるという。又貸し状態とはなりませんか、法律的に。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

又貸しかどうかわかりませんが、当然町民の方が作られた株式会社ですから、どんどん儲かって良いじゃないですか。良いじゃないですか、別に。他の市町村が儲かるわけじゃないですから。儲かったやつは税金で納めてもらえば良いじゃないですか。何処でも良いでしょう。何処でも良いんじゃないんですか。町の施設でも特定の人に貸してますよ。いっぱい置いてるでしょう。特定の人が儲かってるでしょう。同じ料金で1000円払ってるわけですから全く問題ないですよ。全く問題ないでしょう、それは。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

あのですね町長、例えば総合会館とか総合グラウンドとか、あるところの自販機屋さんは全部社会福祉法人さんなんですよ、町内の場合はね。そういった公益事業をされているところなんですよ。民間の株式会社にはないでしょう。どこかあります。どこかありますか、株式会社。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

株式会社はございませんけども、例えば長崎県農協あたりが総合会館内に置いてますね。役場も置いてますね。だからこれは十分株式会社に匹敵するような大きな会社が置いてます。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

私は何もですね、道の駅を悪く言うつもりはないですよ。道の駅の運営方法が間違っていると、管理方法が今のところこれでいいんですかということをお願いなんです。先ほども言ったように、町が自販機さんあたりとすればもう数千万円お金が町に入ってきたわけでしょう。それを町長は先ほどいみじくも、税金で払っているから良いじゃないかとおっしゃったけど、2年連続赤字でしょう。法人税は払ってないじゃないですか、道の駅。貢献してないじゃないですか。午前中の答弁では町長は法人税などを払って貢献してもらっているとおっしゃったけども、2年連続赤字でしょう。税金納めてないじゃないですか、法人税。どうしてるんですか、この会社の経営はどうなってるん

ですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

議員は何処を見て言われてます。払ってないって税金を。赤字だから払ってないってですか。冗談じゃないですよ。赤字でも均等割は払わないといけないんですよ。違うじゃないですよ。2日前に15回の株主総会に行きましたよ。黒字ですよ。税金がっばり払わないといけません。国税と町税は払わないといけません。もってきましょうか、何十万と払うんですよ。均等割はいくらだと思いますか。均等割の納める額は、見たことないでしょう。株式会社彼杵の荘はいくら払ってますか。それは株式会社の話ですから、町にいくら言っても一緒ですよ、それは。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

最後です。3月の一般質問の時は、25年度、26年度は株式会社彼杵の荘は赤字で、株の配当もないとおっしゃいました。2年連続赤字だとおっしゃったじゃないですか。私はそこら辺をいつてるんですよ。町の株式の配当もないと、赤字だから。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

わかりました。赤字でしょうけども、要するにもう14年間あるんですよ。相当払っておられますよ。赤字の時は払えないかもわかりませんが、均等割は赤字でも払うんですよ。当たり前ですから。それと運営は、運営について町はしっかりせろと言われてますけど、運営は全て任してるんですよ。公設民営です。役場は商売とか何とかはできませんので、全て株式会社彼杵の荘に儲かってくださいとやってるんですよ。儲かって当たり前でしょう。町はそういうことはできませんということです。だから第3セクターとかでやってないと、午前中話が合った公設民営と。役場は介入しませんというのはその話なんです。是非ご理解をお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

これで2番議員、吉永秀俊君の質問を終わります。

次に9番議員、大石俊郎君の質問を許します。9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

今回は2つのテーマについて、質問させていただきます。

一つは3月の定例会で道の駅の管理運営等について質問しました。そこで、町長は借地借家法という法律を主たる根拠として答弁をしておられました。私も3月定例会終了後、借地借家法について調べるとともにお二人の弁護士の方に相談してまいりました。今回はそれを受けて、もう少し質問をいたします。二つ目は熊本地震における教訓をどう生かしていくかについて町長の考えを聞かせてください。

まず最初に、3月定例会における道の駅に関する町長の答弁についてであります。1点目、前回の定例会において、町長は次のような趣旨の発言をしておられました。来年3月31日に更新時期

を迎える建物賃貸借契約書は、株式会社彼杵の荘がやめると言われない限り、町として次の契約をやめるとは言えない。すなわち、新たに公募するとか管理運営要領を白紙に戻して検討することはできないと。また、その理由は借地借家法という法律があつて、町からもう更新しないよと言えますが、言えるけれども、そうすると町は株式会社彼杵の荘に対して営業権、暖簾代、そして立ち退き料等の代価を支払う必要があると。更にそのことに対しても株式会社彼杵の荘から拒絶された場合、裁判をしても借地借家法によって役場側は負けるだろう、とこのような趣旨の答弁をしておられました。更新時期等に関する発言等で間違いないかどうか、まず答弁をいただきたいと思います。

2点目、借地借家法に対する町長の見解について、4月弁護士の方に相談をいたしました。町長の答弁でありました更新拒否が言えない。この状況の点について弁護士の方の回答はそうとも言えない、そうとも言えないと回答しておられました。この借地借家法の解釈について質問します。この弁護士の方の借地借家法の解釈について町長の考えを聞かせてください。

3点目、立ち退き料とか営業権、すなわち暖簾代については一般的な立ち退き料であり、今回のような株式会社彼杵の荘の状況には適合しない、とこのように弁護士の方は見解を述べておられました。この弁護士の方についても、町長の考えを聞かせてください。

4点目、大石議員に対する町長の答弁の中で、このように述べておられました。当時、これは平成14年の契約時のことでありますが、当時のことを振り返ってみますと借地借家法で契約したというのはあまりなかったかなと思います。その当時はですね、賃貸法や民法の規定がほとんどだったと思います、といった趣旨の発言をしておられます。弁護士の方はこの発言には大きな問題点がある、とこのように見解を述べておられました。すなわち、当時借地借家法という法律があつたにも関わらず、この法律に考慮することなく契約に至っている点を問題視しておられました。この弁護士の方の見解について町長のお考えを聞かせてください。

5点目、借地借家法について町長はこのように述べておられます。借りた人を保護するために借地借家法はできましたと。また、株式会社彼杵の荘が更新したいと言われ、そのことを町が拒否するためには正当な事由が必要であると。更に役場の方から出て行ってくれませんかと言いますと、その引替えに立ち退き料とか営業権、暖簾代等を支払う必要があるとも。それでも更新拒絶され裁判になった場合、裁判においては役場側は負けるだろう、とこのような趣旨の発言をされていました。これに対し弁護士の方は借地借家法の原点は弱者救済のために設けられた制度で、株式会社彼杵の荘の場合には当てはまらない、とこのように弁護士の方は述べておられました。この点、町長どう思われますか。

6点目、建物賃貸借契約書の中で定められている道の駅運営協議会と今年度予算計上されている重点道の駅整備推進委員への報償費との関係はどのようになっているのか説明を求めます。また、重点道の駅彼杵の荘整備推進協議会を設置する目的及び委員構成について説明を求めます。

7点目、株式会社彼杵の荘の決算書については、東彼杵町情報公開条例に基づき公開できないと発言しておられました。株主総会に出席させていただいてこられた資料は、町長だけの資料なんですか。私は町長だけの私物ではなく町民を代表して出席されさせていただいてこられたもの、すなわち町民全員の資料だと思います。また、その資料は東彼杵町の情報公開条例に該当するものではなく、議会や町民の方々が見せて欲しいと言われれば、お見せするのが当たり前のことと思いますが、再度町長の見解を聞かせてください。

8点目、道の駅における公設民営方式は全国でただ一つ。また役場は介入しないという発言等の考え方について、更に深く町長の見解を聞かせてください。

9点目、道の駅に関する最後の質問です。これは行政的な話になります。百歩譲って町長が言われるとおり借地借家法によって縛られている状況であると仮定してみましょう。ここ2年間、平成25年度、平成26年度の話であります。家賃の他に町には収益の恩恵がほとんど入っていない状況になっております。そこを打開するために町長には、改善する姿勢や意思があっても良いのではないかと考えております。また大多数の町民の方々も、そのことをきっと望んでおられることでしょう。町長の見解を聞かせてください。

次は、熊本地震における教訓をどう生かすかについてであります。その前に今回の熊本地震で亡くなられた方々に対し心からお悔やみを、また被災にあわれた多くの方々にお見舞いを申し上げます。まず1点目、まず最初に避難所についてであります。今回の熊本地震において指定の避難所が倒壊、若しくは使用できない施設が多数発生し避難所に行けない被災民の方が多数おられ、車の中やテントの中での生活を余儀なくされておられました。そこで、町はすでに防災マップを作成され避難場所も指定されております。そこで質問です。各避難場所の収容能力は現在どのようになっているのか。また、寝具や食糧等の備えはどうなっているのか説明を求めます。

2点目、宇土市庁舎が今回の地震で使用不能となる厳しい状況になっております。その結果、災害時に先頭に立って住民救助やインフラ復旧などの指令等業務について多大の支障をきたしております。我が町の庁舎も宇土市庁舎と同様、耐震化の処置が未実施でありこの状況が生起しないと決して言えません。この点について、町長の見解を聞かせてください。なお、この地震に関して先ほど同僚議員からありましたので、重複する部分は結構でございます。

以上で登壇での質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それでは、大石議員の質問にお答えします。まず弁護士の話ですけども、弁護士さんの話は妥当だと思います。そうだと思います。ただし、大石議員がどう説明されたかによって変わります。弁護士は我々と違ってプロですから、本当のことを言うでしょうから、それは当然だと思っております。

まずは、更新拒否が言えない状況でございますけれども、言えないじゃなくて、あれなんですね。借地借家法から説明します。ご存知のとおり、まず、さっきおっしゃった民法とか賃貸借とか言われましたね、そこら辺からお話をします。

最初に契約をしたのは誰ですか。池田町長ですよ。ですね。これはどうすることもできません。今から14年前に遡るわけにもいきませんので。その契約の状況が何だったかといいますと、午前中も言いましたとおり、道の駅を誰もする人がいなかったんですね。それで最終的に一人残られて株式会社彼杵の荘を作られたわけですけども、その時の契約が、借地借家法はあったんですよ。当然あったんですよ。平成2年ぐらいもっと前。一番最初にあったのは借地借家法じゃないかと思えますよ、一番当初は。明治時代からあるのは民法なんですよ。その民法があったもんですから、その当時の役場の契約というのは借地借家法は一切ございません。ありましたけども、池田町長がその当時されているのは全部賃貸借契約です。これは3月も説明しましたとおり、普通の個人対個人

の自由な契約ができる契約が、民法に基づく賃貸借契約です。それで15年間貸しましょうということで貸されたわけです。それはどういうことかと言いますと、借地借家法を選ばなかったというのは、ずっと続けてもらおうという趣旨があったと思いますよ。わかりますか。それは借家法があるわけですから。わかりますか、借地借家法があるんですよ。あるにも関わらずそれを選ばれたということは、当時の町長がそういう趣旨だったんでしょう。全く我々はわかりません。そこら辺は。どういう意図だったのか。それを今言われても私はどうにもなりません、まずそれが1点。

借地借家法というのは何かと言いますと、午前中も申し上げましたとおり役場が株式会社へ貸します。あるいは、例えば役場が個人の家をですね、役場が持っているとします。貸します。そしたら、そこで借りた人は生活をしていくわけです。生活が苦しいかもわかりませんのでやっていきます。家賃を払います。そうしますと私が貸しているとしますよね、そしたら都合によって出てくれと言えないんですよ。生活権がありますので。それを守るのが借地借家法なんですよ。借りた人を優遇するんです。

そしたら出て行けと言われませんので、出て行けという理由ができるのは、借地借家法で言えるのは、例えば建物が老朽化して使えなくなりましたとかですね。あるいは役場がもし潰れて金がなくて、その財産をしなければという時は、もしかしたら債権処理になるかもわかりませんね。それと後、例えば道路が極端に4車線とか何とかになつたりしますよね。そしたら道の駅が移転しなければってなるでしょう。そしたらそれは土地収用法でいかなければ駄目なんですよ。それだけ借りた人には、ものすごく何と言いますか権利があるんです。そういうふうになっているんです。それを借りた人に出て行ってくれと言うならばですね、そこで町が必要とする理由を株式会社に説明しないとイケないんですよ。さっき言いました古くなったから今回限りにしてくれないかと。あるいは何か事情があれば別ですけれども、特に今事情がありません。14年間全く問題なく、ずっと税金の滞納もなく、どんどん頑張ってる町の顔になるように頑張っておられるわけですから、何も出て行ってくださいと理由はありません。

それと単純に考えた場合ですね、会社があってですよ、役場は関係ないとしますよ、Aという会社があります。そしたら辞めろって言われますか。言われなんでしょう。だからですよ。だからそれじゃなくて逆にこの会社に私も参入させてくれと、一緒にやりましょうと、もっと盛り上がりましょうかと言うならわかるでしょうけれども。出て行けて、どういう権利で辞めろって言われますかね、それはできません。それが生活権という、個人の場合は生活権。あるいは株式会社にしてみれば、そういう理由がないわけですから、いや続けさせてくれということは、すでに私は今から14年前に民法による賃貸借、それで私は出来上がっていると思います。だから私がいろいろここで、公募というのは確かに良い話です。大石議員が言われた皆で活性化をしようと、良い話なんですよ。できないから困っているわけです。そういうことでございます。できないんです。それはですね。今の株式会社彼杵の荘さんが百歩譲って、じゃあ、皆で辞めるから一緒にやろうとか、もう辞めますよと言っただけならば全く問題ないですよ。しかし、それは雇用がいらっしゃるわけですから、何十人か40人か町内町外から沢山きておられるわけですから。そしてまた、あと、もしやめて途中止まったら農家の方なんか出品ができないわけですから、1日たりとも止まらせたらいけないわけですから。元気な老人あたりが野菜を出して楽しんでおられるわけですから、そういうことはできません。ですから、そういう更新の拒否が言えないというのはその辺ですね。

それから立退き料、営業権はそういう話なんですけれども、若干違ってこの営業権とか暖簾代というのは計算できないんです。今段階では、いわゆる役場がどうがどうでも裁判でもして、何か今の株の方をやめてもらうということになれば別ですよ。それは無理です、それは。裁判をして、多分それで町が勝ってですね、勝ったら良いです。正当理由がないわけですから、法を守る役場が法を破ってどうするんですか。そしたらできません。負けますよ。その時に初めて、いやそれじゃ出ていいですよ、それじゃ補償をしてくれと。いくらにしますかというのが裁判なんです。それで1億円、2億円、3億円と請求されてしまったら、とてもそういうお金は町はないですよ。順調にしている会社を町民の皆さん誰かしませんか、順調にいて200人ぐらいから300人の方が出品をされている、そういう素晴らしい会社をですよ、今やめてくださいとどうして言えますか。だから、それは裁判までしては、そういう町民とごたごたになったらいけませんので、何も全く問題ないんですけれども。議員の3名の方が3月からも質問をされておりますけれども、どういう方が、町民の方が言っておられるのか、もう少し丁寧に町民の方にも説明をして欲しいなど。間違った説明じゃなくて本当の説明をして欲しいと思います。いいですか。

だから平成14年の契約がそういうことですね、おわかりになりましたね。それから、借地借家法も解釈もわかりましたね。運営協議会と重点道の駅ですか、これは関係は全くありません。関係はありません。道の駅運営協議会というのは運営です。運営に関してこれは当初、例えば、いろんな足かせがあって、町内の品物を優先的に売ってくれとかという話があって、出品も出ないということだったものですから、売るのがないということですから、売るのがないとなれば町外からのやつを入れないといけないんですよ。そうしないと商売成り立ちませんから。そういうのを調整を図るために運営協議会があります。今でも生きています。しかし、それは問題がある時に行う協議会ですので、全く開く必要がないわけです。

それと、今回の重点道の駅は午前中も申し上げましたとおり、これからの道の駅をどうするかということで、町バスを乗り入れをして町民の方に買い物とか、いろんな病院とかに行ってもらって、そしてそこでまた降りてもらって行くというような賑やかさを作っていきますので、そこを核とするためにそういう整備計画があります。既に今、用地交渉に入っております、広く駐車場を広げようという計画がございます。そして、また、前回も申しましたとおり東町の裏付近からも、東町側からも駐車場を若干整備して、そこに東町側から来られる方は駐車してもらいます。そして、歩いて中に入ってもらいます。そこに、例えば屋台村とかと午前中も話をしましたけれども、屋台村あたりを作ってもらってですね、そして賑やかさを持っていこうと。それも町民の方にしてもらおうと考えております。そういうことです。

そして、借地借家法を乗り越えてという話がありましたけれど、これは大多数の方がそういうふうな公募した方が良いんじゃないかというご意見があるのは大石議員がおっしゃるとおりであると思っておりますけれども、だから、そこら辺が公募するような制度になっていないんですよ、法的にですね。だからそれはできません。いろんなことをすることはできないんですよ。

それから熊本地震の教訓ですけれども、避難場所の収容能力につきましては、担当の総務課長の方から説明をいたします。それから宇土市の庁舎倒壊ですか、この教訓をどうするのかでございますけれども、この教訓は午前中申しましたとおり活断層が大村諫早ですか、の活断層がございますので、ここがマグニチュード6.8で想定をされております。津波も東町付近も1.2mの津波が来る

だろうということで申しました。だから、こういう想定外の庁舎で教訓は、東彼杵町役場もしたいんですけどもなかなか厳しいだろうと思っております。それから、もし来るとなれば、やっぱり老朽化していけば、やがては総合会館あたりを利用した形でやらなければならないと。教訓は十分ありますけど、午前中喋りましたので登壇では喋らないようにいたします。

東彼杵町本庁舎の現状でございますけれども、今ここに新しく増築しました部分は耐震化が終わっております。当面安心ですけれども、旧庁舎の方が、もう作りまして56年でございますので、非常に老朽化が厳しゅうございます。庁舎の改築基金ということで今8000万円程貯めておりますけれども、状況を見ながらどうした方がいいのか、移転するのか、ここで建替えるのか。これから、まだまだ財政的に厳しゅうございますので検討してまいろうと思っております。以上でございます。総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

町長に代わり回答いたします。熊本地震の避難場所の収容能力です。ご質問の避難場所については、現在の地域防災計画書で承認いただいておりますけれども、まず第1次避難場所としまして総合会館に500名、それと農村環境改善センターに200名、2か所の700名の収容能力を想定しております。ここはあくまでも1次避難場所でございます、やはり長期化する場合は考えます。避難が3日を超える場合、そうした場合は第2次非難場所としまして、50か所を指定しております。主に学校、あるいは社会教育施設、あるいは地区の公民館等を50か所。2次の避難場所としまして約3,620人の収容できるという想定を行いまして避難場所をしております。1次に2か所で700人、2次に50か所、3,620人ということであります。なお、災害後の実際の避難場所につきましては災害の種類によりまして、地震、洪水、土砂災害とかいろんな種類がありますので、使えない避難所ももちろん発生すると思っております。そういうことで災害の内容に応じて臨機応変に避難場所を替える、あるいは指示をするという行動が必要かと思っております。

それと備蓄については、毛布、真空パックの毛布の保存してある毛布があります。285枚、285セット。それと乾パン100gを1缶ですけれども5,080個、以上備蓄をしております。あと原子力災害関係ですね、県の方から沢山の避難に係わる物資を50件ほどいただいておりますけれども、それも保存しております。毛布等含めまして以上でございます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先ほど、1点だけ申し遅れておりましたので説明いたします。3月議会での話ですけれども、定時株主総会資料の開示に関する見解でございますけれども、前回と全く変わっておりません。公開条例には公開する書類には入りません。町だけの資料がございますけれども、町だけの資料でございます。だから、私だけじゃなくて職員全て見れます。そして、町民の皆様にはこれは見せることはできません。東彼杵町が町民皆様の代表でございますので、代表が見れるだけであって、それは、開示は見せてくださいということで前回もお話しましたけれども、この当時は200株ですので10%の保有をしていましたので、それは開示請求、会計帳簿とか決算書の中身ですね。それを開示

してくださいという請求権はあります。閲覧権もあります。しかし、それは請求権だけであって却下されたら、株式会社彼杵の荘から駄目と言われたら全く見ることはできません。それだけ10%あっても見れないんですよ、拒否されれば。そういう状況になっておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

まず最初に町長が、弁護士の説明は私もそう思いますというふうに答えられました。ただし、大石議員が弁護士の方にどのように説明されたかによってはちょっと違って来るだろう。こういうこれに対して、私は弁護士の方に相談したのは、町長と私の3月議会のやり取りを全てお伝えしました。この中においてどうなんですかという質問を一つずつやっていたのが弁護士の方の見解でございました。そこに町長の言われた見解と弁護士の方の見解が違っていたものですから。これはやっぱり弁護士だから。弁護士の方にもいろいろAという弁護士、Bという弁護士、見解それぞれ、今東京の方でもいろいろあっておりますけれども、そういう方にいろいろ違って来るのでしょうか。つまり考え方が2通りあるということです。2通りあることについて、町長としてどういうお考えをしておられるのかなど。例えば、先程から言ってます更新拒否が言えないという町長の法律的、借地借家法の解釈、弁護士の方の借地借家法に基づいた、そうとも言えない、この2通りあるわけですね。2通りある見解について、この2つの見解のことについて、どう町長は思っておられるんですかという質問でございます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、言葉が悪いですけども、正当な理由があるかということなんです。株式会社彼杵の荘さんにですね、もうこれで更新をやめてくださいという理由がないんです。あるのは、さっき言いました、何度も言いますが、建物が古くなって使えなくなるから来年の3月でやめにしてくださいませんか、それはできます。ぼろぼろになってされないときはどうにもなりません。それはできるんですよ。それは正当理由の1つです。

それから他にはですね、どういうのがあったかな、これは借地借家法の中の28条が、いわゆる正当事由が必要となるっていう28条があるんです。その中で正当事由の判断というのは何かと申しますと、建物を使用を必要とする事情があるのかということなんです。順調に経営がなされているわけですから、全くそれを出て代わってくれませんかという事情になりません。

それから、建物の従前の経過がどうだったのかですが、今まで経過も順調にきてますから、何もう必要がないんです。それと老朽化がありますね。例えば出ていってもらえませんか。そして給付をする旨を申し出た場合とありますから、これがいわゆる立ち退き料あたりを掲示して、できるかということなんです。これは非常に算定が難しいんですね。そこまでして順調にやっている、町民の方も280名からやっておられるのに、何でここでやめないといけないかなというのが、そういう理由でできないということなんです。正当な理由がないということです。できないではなくて、理由がないんですよ。だから、そこでできないのではないかな。裁判をして、頑張って何億

円か、1億円、5000万円で済むかわかりませんが、そこまでやって出してもらうか、罰金を払うか、負けて払うかとなればですよ、そこまでする必要がないと思いますよ。そういうことです。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

この弁護士の方は、そういうことを踏まえてそうとも言えないというふうに言われた。これ以上やっても法律の解釈の問題ですから。いろいろ法律というのは、私もここに法律を持ってきてますが、いろいろ見方の捉え方で違ってきます。例えばですよ、例えばAさんという家主さんがおられ、Bさんという借り主、借りている人が、今の借地借家法によって出て行けど、家主が出て行けど。こういった場合には生活の拠点ですから、要するに弱者を守るためにできたのがこの借地借家法なんです。

そして、逆に町長も午前中同僚議員に答えてましたけれども、今度、貸し主を保護するためにできたのも借地借家法なんです。当時、平成14年の時は、その当時の町長はですよ、この借地借家法があったにも係わらず、定期借家契約ではなくて、すなわち普通借家契約にしてしまった。こういうことなんですよ。じゃあ、聞きますよ、当時、当時の町長は確かに決定権者、最終決定権者だったと思います。しかし、その作業をした課、課はどこだったんでしょうか。部署は。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは経済課。当時は経済課とっていました。失礼しました。総務課でございます。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

経済課、総務課、総務課ですか。この契約に至ったところはですよ、作業したところ、部署を私は聞いているんですけども、経済課としましょう。その経済課の課長はどなただったんですかね。言えますか。言えませんか。私わかりませんが、もしわかったら教えてください。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

14年の契約ですから、経済課は私になりますかね。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

となれば、町長は当時担当課長として、この作業を進めてこられて詳しくはと解釈しても良いわけですよ。では、私、よくわからないですけども、定期借家契約が良かったのか、当時、普通借家契約が良かったのか。当時の町長は普通借家契約が良かったと契約されたんでしょう。今から言っても詮無いですけども、町長にお答えいたします。どちらが良かったんでしょうかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それは、当時の町長が上司ですので、私がいろいろ言うわけにはいきませんので、正しい選択だろうと思っています。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

なかなかこういうのはストレートに答えるというのはいけないだろうと心情は理解いたしません。

次にいきますね。例えば、今度変わったと。仮に来年 3 月 31 日で、例えば、道の駅管理運営要領が直営になった。あるいは第 3 セクター方式になった。あるいは公募によって今の株式会社彼杵の荘さんから他の方に移った。これは仮定の話ですからね。仮定の話。そういう場合においてもですよ、町長、今雇われている、彼杵の荘で雇用されている人が駄目、くびになるのでしょうか。あるいは、農家の出品の人が納められなくなるのでしょうか。私はそう思わないですけれども、町長の先ほどからの答弁から言うと、替わると雇用がなくなってしまう。あるいは、農家の人の出品がなくなってしまうというふうには私は捉えたんですけれども、私の聞き取り違いかもしれません。ちょっと、もう一度答弁をお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それはですね、仮定の話でしょうけれども、実際それがあったとするでしょう。そしたら引継ぎをしないといけないですから。そしたら株式会社が持っている財産とか全部持って出ますよ。そしたらそこで入れ替え作業とか何とかあるでしょう。冷凍ケースとか何とか道具がいっぱいある。すぐに商売されないわけですから。そしたら、ポストレジとかあって全部受付の名前とか何とか、少なくとも 20 日間とか 1 か月間ぐらいは時間がかかるでしょう。それは仮定の話でそういうことはあり得ないですけれども。仮にあったとすればそういうことです。それは当然あり得るでしょう。経営者が替わるわけですから。それで採用するかどうか、それはわかるものですか、そんなことは私たちがわかりません、それは。私が社長でないですから、そういう仮定の話であって全く話にならないです。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

ならば、今度食堂館定期借家契約になっていますよね 10 年。その時公募する。今の株式会社彼杵の荘さんから他の所に替わったら、今度彼杵の荘さん、あそこにあるものを全部持っていかれるわけですよね。今のことからいうと、その間雇用もなくなるという町長の論法。そうであれば定期借家契約じゃなくて、普通借家契約にされたら良かったんじゃないんですか。いかがでしょう。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

普通借家契約になりますと、普通借家契約というのはございません。民法による賃貸借家契約し
かございません。それということですか。また、同じになることになりますよ。期限を決めないあ
れはない。期限を決めないわけですか。普通借家契約というのはどういうことですか。質問の意味
がよくわかりません。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

ちょっと説明しましょう。平成 14 年に契約した来年 3 月 31 日までの期限付きですよ。これ定
期借家契約ではないんですよ。期限付きではないんですよ。あれだけではなくて、事前説明書あつ
て二つ、契約書とですよ、事前説明書二つが揃って定期借家契約になると法律で定められているん
ですよ。だから、だから今回も来年 3 月 31 日に公募できないということを町長は言っておられる
わけなんですよ。このことを私は見解が違うかどうか、非常に大事な点です。町長の答弁願います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そういう話は聞いたことがないし、法律も定めがないです。そういうことないですよ。だからそ
こら辺がはっきりしてくださいと言うんですよ。そういう契約がないから民法とあれですよ。借地
借家契約と二つあるんですよ。よく聞いてくださいよ。何回も言ってますよ、私。だから、今の質
問に答えられません。意味がちょっとわかりません。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

借地借家法第 38 条に定めがあります。その一端を紹介しますね、大事な点ですから。定期借家
契約を結ぶ際に必要となるものは、必要となるものは、二つあると定められている。事前説明書と、
事前説明書と契約書、この二つのうちどちらが欠けてしまってもこの契約は普通借家契約と見なさ
れる。だから今度食堂館、これはちゃんと定められています。期間と説明書があるから定期借家契
約になっているんです。

平成 14 年のときの説明書は期間だけの契約書であったから、これは定期借家契約と見なされな
いんです。普通借家契約となるんですよと、こういうことを私は言っているわけなんです。

ならば、先ほど言った食堂館の方は定期借家契約で結ばれてたわけですよ。ですよ。町長が
言われる先ほど言った雇用とか、この後食堂館、8 年後ぐらい期限がくるんですけども、公募し
てですよ、他の人が取っちゃった。彼杵の荘さんじゃなくて、他の人が取ったらその間いろいろ焼
くものとか入れ替えないといけない。そうすると雇用もなくなっちゃうとか、そういうことを防ぐ
ためには普通借家契約でやった方が良かったのではないかという私の質問であります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まだおわかりになってないと思うんですけどね、それをするから今のようになるんですよ。それが民法による賃貸借契約なんですよ。理解してくださいよ。何 10 回も言いますが、違うじゃないですよ。それは弁護士から聞いたんですか。大きな間違いです、それは。だから、そういう公募とか話がでるんですよ。だから、私が気づきまして食堂棟はどうしたかと言えば、期限を決めた、期限を決めた契約、借地借家契約です。それを今議員がおっしゃるように期限を決めなくて普通契約であれば良いんじゃないかとなるのが、今 14 年間続いている、それはそれですよ。理解してます。そしたら話にならないです。理解してもらわないとされないです。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

質問を替えましょう。次にいきましょう。これ平行線になりますから。道の駅運営協議会と今年度予算計上されている重点道の駅整備推進委員への報償費、これが平成 27 年度には道の駅運営協議会として委員謝礼を 4 万 8000 円計上されておりました。今年度は、重点道の駅整備推進委員謝礼として 7 万 5000 円が計上されている。この両方の上の方の道の駅運営協議会規約と定められています。もう一つは規約でなくて設置要綱として定められています。しかし、これは目的とか、こっちの方は整備推進協議会の方は趣旨と書いてありますから、あれなんですけれども、目的とか趣旨が違います。委員構成も違ってきます。そうしますとね、今年度は道の駅運営協議会としては開催しないと、こういうふうに捉えてよろしいでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、先ほど申しましたとおり運営に関して、いろんな苦情とか問題が起こります。出品者からも。それと株と役場で調整をしながら、それは円滑にできるように話し合いをしましょうというのが運営協議会なんですよ。だから、それは一応科目設定的に置いているんです。問題がある時だけ、そういうことです。だからそれは、使わなくても上げておかないといけません。何が起こるか分かりませんので。それが運営協議会です。そういうことです。だから開催しないかもわかりませんが、その年度間は 4 万 5000 円かいくらかは準備して、いつでも会議が開けるようにしております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

町長は問題点がないから開かない。あるいは問題点があったときに開こうと。こういうお考えですよね、今の答弁は。じゃあ、3 月の定例会において、平成 25 年 11 月に道の駅運営協議会を開催したと発言されてましたね。その目的は新たな道の駅、すなわち今の飲食店舗のことだと思えますけれども、このことで間違いありませんか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それは私は言うておりません。間違いです。大石議員が間違いです。委員さんを公募しました。1人ぐらい公募されましたけれども、それは何ですか、1回も開いておりません。開いたとは言っておりません。開かれておりません。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

暫時休憩をお願いします。暫時休憩の目的は、今町長は今発言しないと書いておられましたけれども、議事録の確認をお願いします。私のUSBで8分25秒。この段階で発言しておられます。私の作ったやつでも書いておられますね。暫時休憩、時計を止めといてくださいね。

○議長（後城一雄君）

暫時休憩はありません。

○——△——

暫時休憩ないんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私がですね、発言したかもわかりません。それは間違っておりますので訂正をさせてください。開いておりません。公募をしたんですけれども。これはですね、私も早口で慌てものですから、あれですけれども。そうですね、やっていませんね。これは、やっていません。最低でも年1回はしなければという気持ちはあるんですけれども、なかなか職員には言っていますけれどもやっております。ですから、必要のあるときだけです。申し訳ございません。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

発言されたけれども、ちょっと間違っただけのことですね。了解しました。そうしますと、やられていないということなんですけれども。そうすると、平成26年10月に契約された飲食店舗のための、新たな道の駅を作るための道の駅運営協議会が開かれていないということになりますね。そうしますとですね、闇の中での方針決定ということになりますか。町長どうなんでしょう。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

あのですね、よく聞いてくださいよ。食堂棟を作りました。作りますから公募をしますよと書いていたんですよ、公募をしますと。8月号の広報で公募しました。議員さんでも、その公募知らなかったんですよ。そして私に何で公募しないのかと言われてたんですよ。株に決まったら町長は何で公募しないのかと。何を言っているんですかと笑ってましたよ、傍聴の方は。8月号の広報に公募してあったんですよ。食堂棟をしませんかと。議員さんが知られないわけですから。質問があるもんですか。だからそれは公平にいろんな意見がありますので、公募して誰かしませんかというこ

とで公募したんですよ。そしたら、2件ほど公募があって、それで1件が辞退されました。とうとう今の経営されている方に決まりました。

ですから、それは運営協議会とか何とか作りません。それは食堂は自分たちが好きなようにやってもいいわけですよ。正に公設民営ですよ。何もそれは運営協議会が、それで足かせしてません。いくら商売は、町は下手ですから何も言いません。美味しいものを沢山作ってくださいということですから、公募しています。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

次の質問にいきます。情報公開条例の件について質問いたします。株式会社彼杵の荘の決算書については、午前中の同僚議員の質問どおり公開できないという結論でございました。私は先ほど質問しました。やっぱりこの決算書、町長あるいは株主の代表でまちづくり課長が行かれます、今年度は。だから、その方の私物ではないと私は思っているんですね、私物でない。

それから第2点は、やっぱり会社法第440条に基づいて、先ほど株式会社の規模の問題がありましたけれども、会社の規模はどうのこうのと謳ってないですよ、会社法440条には。やはり株主総会終了後、ただちに遅滞なく公告しなければならないと謳ってあるわけですよ。じゃあ440条、あとで勉強されてください。その点を踏まえてですね、やはり株主総会に行かれた時は、やはり町民を代表して行かれるわけですから、行かれる方は。やはり公告してくださいよ、というふうに言われるのが筋ではないかなと。

そして、もう一つ第1点、私たちは株式会社彼杵の荘の決算とか、経営状態を知らずして道の駅に関する予算を審議していることになっているんですよ、今は。逆に道の駅全体の予算を決める時にですよ。彼杵の荘の経営状態と決算状態を知らずして道の駅の予算を作る。予算をつける。これはちょっとおかしいんじゃないかなと私は思うんですけれども、いかがでしょう。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはですね、決算の時に公告していますよ、議員さんに。見えますか。インターネットで全部公告してるんですよ、官報で。そういうことは全部官報で出しているんですよ。全く問題ないです。それと、開示の決算書のどうのこうのと言われますけれども、それは開示ができないということですよ。それから当然町民だから見せてくれとなるんですけども、同僚議員が言われましたとおり会社法でなっています。大きな会社、東京の上場一部なんかに出る会社は、そこら辺義務がなっています。小さな会社はそこまでは求めていないんですよ。それと質問で大変申し訳ないんですけども、今度の第15期総会で東彼杵町長は、もう株主でなくなりましたので、全部株は道の駅に譲渡いたしましたので、全くそれは質問に値しませんので、大変申し訳ないですけども、今後は関係ございません。よろしく願いいたします。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

時間が刻々となくなってきたんですけれども、道の駅における公設民営方式は全国でただ一つ、役場は介入しないという発言についてですね、私は役場は介入しない。その中の介入しないということにちょっと捉えて言うんですけれども、この介入という言葉は辞書で調べてみたらね、介入とは事件、問題に割り込むというふうに記載されていました。介入という言葉は私も好きではありません。介入ではなくて、適時、適切に助言、指導していくこと。これは多額の税金を投入している町当局、あるいは道の駅運営協議会に求められていると思うんですけれども、この点いかがでしょう、町長。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは公設民営ですので、全く町の方は介入しないということなんです。全く関係ないということなんです。建物を貸しているわけで、好きなように使ってくださいということですよ。だから公設民営です。そういうことで、言葉は介入とか不適切であればそうなんです。全く町は運営に関して何も言いませんということですから、全くもう言う必要はないわけです。好きなように町民の方がどんどん、どんどん稼いでもらえば良いわけですから、ただそれだけです。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

町長の考え方は、よくわかったんですけれども、道の駅運営協議会は問題点がないと開かない。問題点が今ないから開かない。問題点があったら開くと言われましたけれども、例えばですよ、例えば。例えばの話、道の駅に新鮮な野菜を納入しておられる方々は、場所代として今15%払っておられると聞いております。1本100円の大根であれば15円を場所代として株式会社彼杵の荘にお支払いしていると聞いております。川棚町の新鮮市場は10%と聞いております。これがまず1つ。

2つ目、従業員の採用、あるいは解雇。これが適切に実施されているかどうか。町内の方を重視した採用、雇用になっているかどうか。あるいは、こういうことはないと思うんですけれども、解雇する場合、一方的になっていないかどうか。辞められた方がおられて追跡調査、こういうことを調べておられるかどうか。

もう一つあるんですね、営業時間、特に閉店時間。道の駅は、やはり道の交通のために開かれた休憩場所となっているから、やっぱりそういう場所の観点から営業時間が適切かどうか。こういった観点からですね、やはり道の駅運営協議会を開いて、開くのが年に1回、3月の議会でも私言いましたよね。年に1回ぐらいは開いて、やはり皆さん達の声聞くようにした方が、町長は問題点がないと思っておられるかもしれませんが、他の方から見たら問題点があるかもしれないですよ。そういったやっぱり自分の考え方に固執しないで、今東京都知事舛添さんは自分は正しいと思っているんですよ、何も問題点ないと。しかし、東京都民は違っていると思っている。この食い違いもあるかもしれませんが、やっぱり広く聞く、この姿勢が大事かと思うんですけれどもいかがでしょう。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

出品者が280名ぐらいいらっしゃいますので、当然道の駅ではそういう話をされているんですよ。だから今議員がおっしゃるように、たまには、やっぱり職員も行って、いろんなこう農産物のどういう作り方とか、昔やっていたんですよ。作り方の講習会あたりもやって、道の駅にこういう野菜を作ろうと。農業改良普及所から来てもらって、どうすればそういう野菜なんかができるかと講習会も開いてやっていたんです。今はもうほとんどプロの方ばかりですから教える必要もないものですから、あまり行くあれもないんです。今でも研修会は、道の駅はやっておられると思いますので、町の職員も今議員もおっしゃるように、たまに行って意見を聞く必要があるかと思っております。

それと15%、場所料ではないんですよ。場所料ではない。手数料、マージンと言いますが、これは15%です。町外は20%です。確かに高いでしょう。しかし、新鮮市場とか何とか比べては安いって、10%と言われますけれども違うんです、中身を言えばですね。消費税は一切もらっておられないんですよ。道の駅株式会社は8%ですから、実際は7%しか取っていないんですよ。そういうことで頑張っておられますので、誤解がないようにお願いします。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

もう時間があと残りわずかになってきましたけれども、熊本地震の質問は、今回時間的に無理でございますので9月にちょっとさせていただきます。

最後の質問です。最後の質問。100歩譲ってですよ、町長が言われている借地借家法に縛られていると言いました。契約13条に、契約に疑義が生じた時には、東彼杵町と株式会社彼杵の荘は、双方関係法規並びに慣習に従い、誠意をもって協議の上、善処するものと定められているんですよ。だから、いろんな疑義、問題点が生じたときにはですね、そういうことがあったとしても、お互い双方歩み寄って、歩み寄って問題解決を図っていくことが求められているんじゃないかなと思えますが、いかがでしょう。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

契約書というのは、基本的に1条からずっと目的から始まって、そして最後に書きます。その他、疑義があるときは別途協議しますよとありますから、それでできますから全く問題ないと思いますけれど。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

あと、何分残ってるかチンと鳴ってませんからもうちょっと質問続けます。鳴った。聞こえなかった。それでは熊本地震における教訓はですね、9月の議会に楽しみにとっておきたいと思えます。以上で質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

これで9番議員、大石俊郎君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午後 3 時 1 分）

再 開（午後 3 時 10 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

次に6番議員、立山裕次君の質問を許します。6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

皆さんこんにちは。傍聴の皆様も長い時間ありがとうございます。

まず、子ども子育て支援新制度の下での今後の放課後児童クラブの実施運営ということで質問をさせていただきます。その前に、放課後児童クラブと書いておりますけれど、皆さんご存知かと思えますけど、普通でいいです学童保育のことですね。簡単に学童保育と質問の時は言いますが、今日はこの児童クラブでいきます。私も10年ぐらい前になりますけど、2人の娘がおりまして、学童保育に預けておりまして大変助かっておりました。今、全国的に、児童数は減ってるんですけど、学童保育の方が利用される方が段々増えてきてまして、都会の方というか町の方では、待機児童ですね、学童保育に入れない待機児童もいるというぐらいの需要があるということになっております。そういうことで、国の方もこの子育ての方に、新しい新制度を作ってやっってる関係で質問させていただきます。

子ども子育て支援新制度の下で、放課後児童クラブの方は市町村が実施主体となって行う事業として位置付けられ、昨年4月以降は市町村が条例で定めた基準と、国の放課後児童クラブ運営指針に基づいて運営されることになっています。そのような中で、放課後児童クラブの運営を継続していくための課題や保護者からの要望、また、今後予想される問題等はないのか伺います。

次に、旧大楠小学校、音琴小学校の今後の活用計画について伺います。平成28年3月末で閉校になった旧大楠小学校、音琴小学校の有効活用については、準備を進めておられることと思いますが、地域の方との連携を含めてどのように進めていくのかを伺います。また、現時点で町が考えていることがあればお聞かせください。以上です。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

立山議員のご質問にお答えいたします。まず1点目の子ども子育て支援新制度の下での今後の放課後児童クラブの実施運営につきましてでございます。課題といたしましては、午前中も話がでておりましたとおり、改善センターでやっております、わくわくはうすですかね。ここが熊本の地震のとおり耐震化ができておりません。57年に入る前ぐらいですか、完成がですね。だから昔の基準ですので、経過年数が36年でございます。もちろん、むつみ荘につきましても耐震化ができておりませんので、53年にできておりますので、これが一番課題かなと。ただし、この放課後クラブの課題というのは、特に保護者あたりからの要望等が挙がっております。これは後で担当課長の方か

ら、要望につきましては説明をいたします。

今後予想される問題等はないのかということでございますけれども、少子化が一番問題になるかと思っております。それと学校の統合をすれば良いじゃないかという意見等もありますけれども、あまりにも千綿地区と彼杵小学校の統合は考えにくいところが小学校はあるものですから、これは同じ場所でやれば一番良いんですけども、スクールバスとか町営バスとかの活用あたりができればですね、この辺で一緒にやったが良いんじゃないかという気持ちは持っております。

それから2点目の大楠小学校、音琴小学校の今後の活用計画ですけれども、お蔭様で統合はできましたけれども、今から何かいろんな提案をしてもらおうということで、インターネットあたりで公募を仕掛ろうと思っております。そして、統合するときの方針等がございましたので、その時は教育委員会の方でも地域と一緒に活性化ができないかという意見等もいただいておりますので、この辺を踏まえながら、原則、地域振興とか地域活性化ができれば地域活性化に使いたいということで原則にしておりますけれども、地域の方のご心配等もあるでしょうから、情報を提示をしながら進めてまいろうと思っております。

特に、今もう話があるのは、以前もお話したかと思っておりますけれども、和歌山の方にきのくに子どもの村学園というのがございます。ここが今もう再三、理事長以下先生方がおいでになって、長崎県の教育長にも出向かれております。もし、きのくにが大楠小学校でする場合は、どんな規制といいますか、いろんな補助金返還とかあるのかとかいろんなお話をされてみたいですね。それで今町の方に話があるのは、夏場のサマースクールというのを大楠小学校で開かせてほしいと。それは4日か5日間ぐらい、1週間ぐらいなものでしょうけれども、それを今まだ申請は上がっておりませんが、まもなく上がってくると思います。

それとあと音琴につきましては、これはまだはっきりしておりませんが、協力隊が町内におりますけれども、協力隊から提案があって、是非聞いてくれないかということで、東京のOpenAという会社があるんですけども、そこは建築の会社ですけれども、ここから提案をさせてくれということで先日おみえになりました。それで議会にも今度補正予算を上げております。旅費あたりを確か100万円くらい上げているのではないかと思います。それは何かといいますと、東京の、例えば企業があります。そこから音琴小学校で体験をしてもらって、そのノウハウをやると。そして、もしよければ企業あたりが研修所をしたいと。1社だけでなくいろんな企業を呼ぶようなこともしたらどうかという提案がっておりますので、これは協力隊が今一生懸命頑張ってやろうとしてますので、これも一つの案かなと思って、決まったわけではございません、する場合は当然地域の方々とも話をしながらこういうところがきますよというお話をしながら、あくまでも試行的にやるわけですから、決まったわけではございませんけれども、そういう取り組みが今あります。以上でございます。よろしく申し上げます。町民課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（西坂孝良君）

町長に代わりましてご説明いたします。先ほど言われました中で、保護者からの要望とか、今後予想される問題等はないのかということについてお答えをいたしたいと思っております。これにつきましては、各放課後児童クラブの方へ出向いて、そして聴取を行って、どういう問題があるのかという

ことを聞いたところでございます。

まず、にこにこはうすの方からあったのは、やっぱり障害を持つ子ども達を、かなりたくさん放課後児童クラブの受け皿ということでなっているの、非常に重度障害の子どもさんになると、一人について一人の先生が必要だとかというようなことで、そういうことがちょっと課題ですと言われました。それからもう一つ、にこにこはうすからですけども、今後のことで。統合になりましたので、夏休み期間中の児童クラブへ来るスクールバス等の運行のお願いをしたいということで、今後児童クラブへの通学用とか、それから学校のプールのほうへ行く者、それからソフトやバレーの練習などというのも今後必要となってくるんじゃないかなということで、是非お願いをしたいということでした。

それから、わくわくはうすの方からは、農村環境改善センターの管理を、今、週4日やっております。月曜日と木金土と行ってるんですけども、児童クラブは毎日、土曜日までされておるので、火曜と木曜のこの2日間も、夜の方の管理をしてもらいたいというふうな要望がありました。それからもう一つは、改善センターの下の方に運動広場まではいかないんですけども、広場があるんですけど、そこの広場の遊具が古くなっておりますので、その遊具の補修とか交換とかをお願いしたいというのが要望でございました。以上です。

それと今後予想される問題なんですけれども、やっぱり一番問題なのは、先ほど町長が申されますように、少子化が進んで行くところに通う児童数が減るんじゃないかなということが一番懸念されることです。以上です。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

今、まず学童保育の関係からですけど、保護者から要望があったということで夏休みのスクールバスですね。今々あったことですので、まだどうされるか決まっていなと思いますけど、どのようにされるかの方向性は考えてらっしゃいますでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まだ活用は考えておりません。そういう要望は最近になって課長から聞いたものですから、課長が何か腹案をもっておれば、説明をさせますけども。今のところ私は全く検討はしておりません。町民課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（西坂孝良君）

これにつきましては、私も聞いたばかりで腹案というのはないんですけども、教育委員会との関連もありますので、今後検討、研究をしていく事項だと思います。以上です。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

それとにこにはうすさんの方の障害児さんがちょっと多いということで、重度になると一人に一人ですかね、支援員といわれますか付かなければいけないのかはわかりませんが、十分今のところは足りているということによろしいでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町民課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（西坂孝良君）

今のところは、平成 27 年度から新制度になりまして、障害児に対する支援制度がかなり充実をしてきております。5 人以下だと 1 人加配ができると。5 人以上だともう 1 人加配ができるという国の助成制度が良くなっておりますので、そちらの方で今のところは対応をやっているというふうに考えています。以上です。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

それとわくわくはうすの方の関係ですけど、遊具が不足というか古くなっているということみたいですので、その整備というのは、町の方でされると思うんですけど、それは早急にされるということによろしいでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町民課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（西坂孝良君）

議員ご指摘のとおり遊具の補修につきましては、修理を早急に行って、今のところはですね、例えば手とか何とかに刺さったりとか、シーソーとジャングルジムとあるんですけど、そういうのがある可能性がありますので、ちょっと今のところはロープを張って止めてるんですけど、そういうのは早急に修理をたいと考えてます。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

今後予想されるということで、少子化と耐震についてですが、少子化ということについては、要するに子どもが少なくなって利用される方が減るということの意味でしょうか。ちょっと詳しく説明をお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

説明が非常にまずかったですけれども、少子化ですから、やっぱり子どもの絶対数が減るということですね。すぐには減りませんが、やっぱり減ってまいります。そういうことで、今、彼杵小が統合しまして、学童と違う、授業が終わってから空き教室でそのまま残ってもらって、これは彼杵小学校の全ての子どもたちが学童に行かなくてもそういうあれをやるようにしています。だからそっちの方でおられれば一番良いかなと思います。ただ、音琴地区なんかがございますので、バスあたりがありますので、そこら辺の時間帯が合いませんので、その辺をどうするかですね。通学バスがさっきも言いましたように検討をしながら、そんなに利用できるようにされたら一番良いかなと思います。

限定が元大楠小学校と音琴小学校だけとかっていうそういうくくりじゃなくて、彼杵小学校として集まった人は全部で集まって、そして子ども達がそこで勉強して帰るようなことをすれば一番良いかなと思っております。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

ということは、将来的に学童保育、放課後児童クラブがなくなって、小学校の教室が空けばそちらで全児童というか、残る児童はいるというような形を今おっしゃってるんですか。ちょっと違うんですかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今、改善センターあたりでやっておりますので、この辺が耐震化あたりもありますので、もしそこら辺が問題になってくればですね、今の千綿小学校なんか空き教室がたくさんありますので、そこでやってもらうというのも一つの手かなと思っております。それは場所の話だけですので、やめるということではなく現状維持で、むつみ荘あたりでもやっておりますので、それは継続してやっっていくと思っております。NPO も頑張って、また新たに代わってやっておられますので、是非お願いしたいと思っております。やめるわけではございません。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

むつみ荘と改善センターで今されてると思うんですけど、耐震のことがちょっと不安ですよということで出てますのでお尋ねしますが、町長も何回か答弁で言われてますけども、大村諫早活断層でマグニチュード 6.8 ぐらいの地震がいつあってもおかしくないかもしれないよということで、津波もあるかも知れませんか。その中で耐震をされる予定は今のところはないんでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今、予定しておりますのは、防衛庁事業で作りました彼杵の児童体育館がまだやっておりませんので、ここを今、防衛施設局と調整をしながら教育委員会の方で今やっておりますので、若干補足をさせていただきたいと思います。教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

学校施設につきましては、既に耐震の対策は終わっておりますけども、社会教育施設の中で先ほど町長からもありましたように彼杵の児童体育館、ここは規模も大きくて地域防災計画書に記載される避難場所としても重要な施設であると考えておりますので、優先順位的に上位に位置をいたします。

補助事業制度につきましては、各種ありますけれども、当初、建設当時防衛施設庁からの補助を活用いたしておりますので、再度その筋で耐震化あるいは一部改修ができないか九州防衛局の方に調整を行っております。現時点では、まだ防衛局の方と調整を行っているという段階でございます。

耐震の診断は終わっております、縦方向の地震の揺れに対して基準が満足しないというふうな診断結果が出ております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

すみません。ちょっと質問が悪かったかも知れませんが、改善センターとむつみ荘について学童保育を今されてますので、その子ども達が長時間いるということですよ。そこの二つについての耐震化の計画があるのかなのかをですね、そこを。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

子ども達がいつも学習をするわけですから、本来ならば優先順位はトップで挙げないといけないですけども、非常に厳しゅうございます。どうしても耐震化で費用が大きいかかれば、学校あたりにやっぱり移動せざる得ないかなと思っておりますけども、今ある中で。地震もないとはいきませんので、その辺は十分検討しながら優先順位を決めながら進めてまいりたいと思います。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

いずれは耐震化をしてある小学校とかですね、入れればいいんでしょうけど。今さっき千綿小学校の方は空き教室があるということでしたけど、彼杵小学校は今ちよつとぎりぎりな状態じゃないかと思えます。何年後に、例えば彼杵のむつみ荘から彼杵小学校に移動をすることも何年後とかそういうのはわかりますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは今、財政管財課の方で公共施設の長寿命化計画とか、今計画を作ってますので、この辺で財政と見合いながら、どうしたらいいのか今後検討するかと思います。28年度末でそれが完成しますので、そこでどこに充てられるかということで考えていけばいいかと思います。もちろん総合会館の福祉センターの方ですね、ここも広い部屋がありますので、これを分割して使うという方法もできるかなと思っております。あるいは旧公民館あたりを工夫をすればできますので、いろんな方法があるかと思うので、あんまり固定概念に左右されることなく一番理想的なところを探さなければならぬかと思っております。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

ということは今のところ、にこにこはうす、わくわくはうすさんが入ってらっしゃる所は耐震化は計画されてないということですね。

ただ、これは多分内閣府から出ている文書だと思うんですけど、全国の放課後児童クラブを実施している建物耐震化についてということで、25年の10月みたいですけど83.3%ですね。私としては高いかなと思うんですけど、国としては低いという形でちょっと文書が出てます。その中で、子ども子育て支援整備交付金というのがあるそうですけど、いろいろ言葉があって難しいんですけど、を積極的に活用してくださいと。耐震化で。という文書が出てるんですけども、これを使ってむつみ荘とかはできないんでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町民課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（西坂孝良君）

先ほど言われるように、財政の方で今公有財産の計画を立てておられるので、今のところにお金をつぎ込むとか、何処までつぎ込むのかっていう問題もありますので、そういう計画ができて、例えば移るのか移らないのか。そういうのも総合的に計画しないとできないんじゃないかなというふうに考えてるんですけど。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

そしたら28年度ですね、今年度大体話がわかるということみたいですので、もし移動できて耐震化してあるところに入れればいいでしょうけど、移動できなくて今のままの場所でされるということであれば、やはり子ども達の安全というのが一番大事だと思っております。例えば、私はT型集落点検ですね、同じぐらい大事だと思いますので、一般財源使ってもやってもらいたいと思います。29年度ですね、また、どういう流れになるかわかりませんが、再度質問をしたいと思いますので、そういうことでこちらは終わります。

次に旧大楠小、音琴小の関係でございますけど、まず、流れをもう一回具体的にお尋ねしたいんですけど、地域の方とのまず話し合いがあった上での何といいますかね、活用をされると思うんですけど、その地域の方との話し合いはされてるのでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まだ、1回もしておりません。新年度4月に統合しまして今からですね。今から計画を立てまして説明をしながら、先ほど申しましたあたりの話をしながら、現場で見てもらうとか、あるいはいろんなアイデアがありましたら聞くとかということでございます。一番良いのは、地域で何か活性化してもらえばベストなんですけども。なかなかそれは挙がってこないかなと思っております。したがって、協力隊の案とか、あるいはそういう学校関係がもしよければ、議員皆さん方にも検討していただいて、私立の学校でも活性化が図れるというような状況になれば、そっちの方も地域の方に実際一緒に子ども達を、サマースクールですので、大楠の場合は来ていただいて、一緒にどういう学校だっということを経験してもらおうかっていう企画になっているようでございます。その節は地域の方にも説明をして、もう心配ない学校ですよという説明をすべきと思っておりますので、早速そういう説明会の開催を、今から進めていこうと思っております。もちろんホームページにも公募あたりも併せて行っていこうと思っております。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

今、大楠小学校の関係の話がでてましたが、決まってから地域の方にこういうことがこういうふうになりましたよというような話をします、というように聞き取れたんですけども。私がちょっと回ってちょっと話を聞いてみますと、校舎とグラウンドと体育館と別々に、例えばグラウンドだけ使いたいと。地域の年配の方とか体育館はそのまま使いたいというような要望もあるみたいです。それで校舎はちょっと大きすぎると、使うには。ですので校舎は町の方が何かあれば、そういう話は聞きますけどってということみたいだったんですけど。

それと、その前町長が言われましたけど、地域の方の声が挙がってこないというようなことを言われましたけど、地域の方に聞いてみたら聞かれば答える、まとまって話し合いをしようと思っております。でも、まだ町の方から何もないということで、こっちからあれをしるこれをしろというのはちょっとおかしいのではないかということも言われておりますので、早急に、まず地域の方に話をさせていただくというのが大事だと思っております。

それと地域の方との話し合いが大事ということが私は前提にありますので、町長が、今日ちょっと聞きましたけど、音琴小と大楠小のこと。5月の25日のコスモス大学の時にですよ、開講式ですかね。どなたかの質問に対して、何か答えてらっしゃるというようなことを聞いたんですけども、それは間違いないですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今、議会で申しましたとおり今の状況を、こういう学校がくるような、サマースクールなんかしますよと言いました。コスモス大学で言いました。間違いございません。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

言われたことに対して、町長は思ったことを言われたんだと思いますけど、私が彼杵宿郷の方とちょっと口木田の方から話を聞いたんですけども、そういうことを町長が言われましたということ。質問に対して言われましたと。口木田の方はですね、いや私は地区の方から聞いてない何も。でも、町長がおっしゃったので、もう決まりなんだろうねというような話で、受け取り方をされております。

それで彼杵宿郷の方に関しては、言われたのが、議会通ったのでしょうかと私に言われました。いや、全く私も一言も聞いてませんと言ったんですけど、町長がそういう言葉を町内全部の方に、100人ぐらいいらっしやったと聞いてますけど、中で言われると、もう決まったのかなというように思われても仕方ないと思うんですね。ですのでさっきちょっと早とちりと言われたところもあったんですけど、ちょっと本当そういう意味では、そういうふうにならなくて済みますと言われたのかも知れませんが、やっぱり聞く方からしたら、町長がそういうところで言われたということであればそうなんだろうねとなってしまいますので、そこはですよ、町長ももうちょっと考えていただきたいと思うんですね。まず地域というのが、さっきから何回も言いますが、地域、地域に相談して例えば地域が使うのか使わないのかですよ。公募されてると言われましたけど、公募の前に地域が本当に使うのか使わないのか。そっちが先じゃないのかと思うんですけど、それはどうですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

コスモス大学で言ったのは、大楠小学校の話だけですので、その時点では。音琴の方は全く情報はまだその時はあってませんので、喋ってません。音琴小学校は最近ですので、6月5日の話でございますので、音琴小学校は最近の話です。大楠小学校はもう1か月ぐらい、もっと前ぐらいから話がありますので来ておられるのは事実です。

それとあと先ほど申しましたとおり、合併の時の基本方針が地域の活性化とかにするというのは、もちろん、そういうことで話をしておりますので当然それはします。決まったわけではない。それは誤解があるでしょうけども、いろんな話をしないと駄目なんです。地域地域と言われますけども、本当に意見が出るのが心配ですから。全く議員さんは、全く議会で今日初めて聞いたと言っていたら良いかと思えます。言った言わないじゃなくて、そういう話じゃなくて、何をしたいかというのを意思表示をして欲しいんですよ、住民の方も。言ったから、もう町長が決めたという話じゃなくて、もっと自分たちはもっとこういう意見があると言ってもらえば良いんじゃないでしょうか。ただ体育館だけ使わせてくれとかなったら困りますので、それはもう無理ですね。

そこに企業が入るとしますと、グラウンドなんか全部使いますよ。たまたま使わないことになれば一番良いんですけども、駐車場なんか使って残りは使えるかもわかりませんが、それは

わかりません。とにかく地域の活性化に使います。

だから地元の方が、今、浦の方がおっしゃってますけども、例えば格安ホテルをしようと。私に今日お出でになって話があって、そういう方もいらっしゃいます、住民の方が。格安ホテルをテンボスにあやかってやろうという話もあってますので、それでおおいに盛り上げて良いんです。いろんな話を聞いて、それでどれにするかっていうのを皆で決めれば良いわけですから。自分たちは何にもせずについて、決めたのか、決めたのかという話はもうちょっとおかしいなと思いますので。積極的に意見を聞いて、それは隠すことなく全部皆に公平に話をして、議場で喋るわけですからコスモス大学でどんどん言って説明しますよ。そうしないと今情報の時代ですから、いろんな意見を聞いて、あれは言った、これは言ったぐらいじゃ町の発展はありませんので。全く気にしておりません。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

町長の言われることもわからないではないですけど。先ほども私が言いましたけど、グラウンドを使わせてくださいという意見がありますと。そういうのを結局まだしてないのに、話し合いを全く地域とはしてないのに言われてると。地域の方からですよ。地域の方との話し合いはまだ1回もしてないと先ほど答弁で言われたですね。

○—△—

具体的に学校はどこですか。

○6番（立山裕次君）

大楠小学校区の方が、さっきも言いましたけども、グラウンドだけを使わせて欲しいなと思ってらっしゃる方がいらっしゃると、地域の中では。でもそういう話が全くあってないと。なのにさっきも言われた、そういうのが来るよと、来るかもしれませんよと。夏にはサマースクールをしますよとなってしまうと、もうそっちでしょうねって、話が進んでいくんだらうというふうに地域の方は思われると思うんですよ。

ですので、先にまずしてからですよ、してからそういう話を進めていくべきじゃないかというふうに言ってるんですけど、上手に伝えきれないですね。私が悪いのかもしれませんが。私はそういうふうに思っていますので。地域、地域と大事にしましょうということですけど、地域と話を全くしないのにどんどん公募して、どんどん来てください来てくださいと話を、こういうもの、こういうもの、こういうものがありますが、どれが良いですかという形をとられるようなふうに感じられるからですね。まず地域でしょう。音琴、大楠小の近くの方に、地域の方に何もないのであればそれはもう町長がおっしゃるとおりですけど。何かある可能性があるでしょう、まだ。そこを大事にして欲しいということを何回か言ってるつもりです。ですので、そういう形で進めていただければと思っております。ここはこれで終わりますけれども。

活用計画の中の何といいますか、活用まではいかないと思いますが、プールですね。音琴小、大楠小のプール。夏休みにですよ、統合しましたので音琴地区、大楠地区の子どもは彼杵小のプールに来るのかなと思うんですけど、その場合には歩いてくるのか、スクールバスを出していただけるのか。それとも、今までどおり夏休みの期間は大楠小、音琴小のプールは開放をしてもらえるのか。

コメント [N1]:

そこをちょっとお伺いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それは水を溜めるにも何十万とお金がかかりますので、管理ができませんので、それは無理かと思
います。地域の方が、そういうことで管理も全部責任持ってやるかと言われれば、水道ぐらいは町
はだして良いですから、使ってもらっても。ただ、いろんな事故がありますので、それは全部地域
の方が責任を持ってもらえば使うことは全く問題はないと思います。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

今言われた管理とかをされればということですけど、今までもされてきたと思うんですよね。学
校の先生もいたかと思えますけど。それはそのまま地域の方にどうされるかということ。スクー
ルバスのなものは、音琴地区、大楠地区の子どもたちについては出せるのか出せないのか。それと
も町バスを使うのか歩いてくるのか。その辺はどのように考えていらっしゃるのか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

何でもかんでもスクールバスはいけませんので、町バスは料金を出してもらえば良いわけですか
ら、自由にバスに乗って来られれば良いわけで、町がいろいろしませんので、自由にされて良いか
と思えます。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

最後ですね。最後になります。先ほどの、今は大楠小じゃなくて音琴小ですね。音琴小の関係
で、2日ほど前ですか、6月5日に話しがあったのは答えられますかね、どういうことかっていう
のは。どういう話があったかっていうのは。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

すみません。私がべらべら喋るものですから、なかなかお分かりにならなかったと思えますけど
も。すみません。6月の4日だということですけども、協力隊が今、東彼杵町に4名おりますけど
も、そのうちの一人が提案してくれまして、まず企業の研修所みたいな研修ですね。例えば、東
京のある会社がこっちに来て、4名ぐらい来て研修をします。4日ぐらい泊まって帰るとかってし
ますね。そういうことをしてノウハウを、非常に景観が良いですので、そしたらやがて東京あたりの
企業の研修所にしたらどうかという提案をしてくれています。それも今から地域にも説明をし
なければいけないですから、それは当然今からいくわけですけども、まだすぐじゃございません。
今からになりますので、そういうことをやってノウハウを求めながら何かできないかなという提案

が一応あっております。

だから他にも提案がいっぱい、さっき言いました浦地区の方がホテルをやりたいということでおっしゃってますので、いろんな提案があつて誰がするかってことですから、そのする人を決めないといけない。地域の方もあれをしてくれ、これをしてくれは今もう通用しません。私にやらしてくれっていうことでやってもらえば責任もってやられますので、町はそれに対しては支援はしていきます。いろんなアイデアがあればどんどんやっっていこうと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

了解しました。最後に、本当に最後に地域との話し合いは、いつ頃される予定でしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

学校につきましては、廃校の跡地活用基本方針に基づいて進めていくというようなことでございまして、今度の活用については、きのくに学園の学校主体を体験するようなサマースクールについて地域の理解と協力というか、学校は、こういったものももし来るとした場合に、こういった学校ですよというのを含めたところも理解を得るような形での説明会をしていきたいというふうに、それを8月ですので、実施要綱等がもう少ししたらはつきりすると思っておりますので、7月に入りましてからという計画になろうかと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

今のお答えでいきますと、大楠地区については7月以降ぐらいと。音琴地区については、全く今のところ考えていらっしゃらないというような受け取り方でよろしいんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

具体的な計画等は、まだはつきり公募とかそういったものはございませんけども、同じような時期に要望等も含めたところでいくような計画を持ちたいと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

すみません。課長との打ち合わせがまずくて、すみませんけども。ホームページに募集を挙げます。その時は同時に地域に行かないとですね。ホームページに挙げて公募しますよって、地元説明に行かないとおかしいですね。それは同時に行きますので。説明会のときは公募をしますから。それは約束させてください。だからそれで公募をしますよということでございますので、町民の方とか、全国から公募がくるかもしれません。やっつけていきますのでよろしくお願いします。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

公募をする前には行かれないということですか。公募をしたら行くというようなことみたいですけども。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

打ち合わせがちょっとできておりませんでしたけども。公募を今後計画しますので、その前には説明会をするというような形で行います。以上です。

○—△—

わかりました。以上で終わります。

○議長（後城一雄君）

これで6番議員、立山裕次君の質問を終わります。

ここであらかじめお知らせいたします。本日の会議をあらかじめ延長します。

次に1番議員、口木俊二君の質問を許します。1番議員、口木俊二君。

○1番（口木俊二君）

質問に先立って、去る4月14日と16日に発生しました熊本と大分の地震で犠牲になられた方々に、心から哀悼の意を表しますと共に被災された皆様に対しましてもお見舞いを申し上げます。1日も早く復興されることを願っております。

それでは質問に移りたいと思います。質問事項といたしまして、3項目の予定をいたしております。一つ目は、独居老人を今後どうやって見守っていくのかということであります。平成21年度に災害時要援護者防災カードというカードが作成されております。目的は一人住まいの高齢者や家族の中で病气や寝たきり及び障害者の方などが、何かあったときのために地域の支援者にいち早くわかるような制度ではなかったかと記憶にありますが、この防災カードというものを町長はご存知でしょうか。この防災カードについていくつかの質問を行いたいと思います。

まず1点目は、この防災カードはどのような経緯で作成されたのか伺いたいと思います。

2点目は、カードの作成には前町長が作成されたと思っておりますが、他に誰が、またどの課が携わったのかを伺います。

3点目は、このカードは毎年更新されると伺っていましたが、現在はどのような形で進行及び推移をしているのかお伺いいたします。

4点目は、東彼杵町くらし守り隊のキャッチフレーズで、町内3か所で黄色いハンカチならぬ黄色い、橙色の旗ですけれども、この旗を掲揚。高齢者の方や独居老人や3地区の家庭で何かあったときのための支援だったと思います。この3地区とは、口木田、飯盛、中岳だったと記憶にあります。この制度が順調にいったら他の地域にも拡大されると承知していましたが、現在はどのような形になっているのか伺いたいと思います。

次に今回の熊本、大分の震災における防災及び減災の捉え方ということで伺います。九州では発生することはないだろうと思われていた未曾有の大地震が発生してしまいました。九州の人が今までに経験したことのない想定外の大惨事でありました。もしも、このような大惨事が発生してしまった場合の想定はどのように考えておられるのか。また、そのときの対処の仕方はどのようにされるつもりかお聞きをいたします。

始めに、夜中に予期せぬ事態が起きてしまったらどのような行動を取られるのか。そして交通網や電子機器が寸断された場合の指揮命令系統はどのように考えておられるのか。そのときの判断は、どうされるのかを伺います。

そして数年前になりますが、大村湾で津波が発生した場合の長崎県のシミュレーションでは最大6cmと聞いていますが、本当にそれぐらいの津波でおさまるのか。普通でもそれぐらいの波は立っている大村湾ですが、町長は本当にそう思っておられるのか伺います。

最後に、施政方針の中で述べておられる環境保全、環境整備計画についてお尋ねします。まず住宅計画では、商業施設などと併用した整備が必要、必須条件とありますが、具体的にどのような施設を考えておられるのか伺います。最後に3月の定例会で同僚議員が質問をされておりますが、国道205号の渋滞解消は我々沿線住民にかかわらず町民の長年の夢であります。島原道路や西彼杵道路にひけをとらない国に陳情ができないものか伺いたいと思います。

以上で登壇しての質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

お答えします。口木議員に対しましてはすけれども、まず独居老人を今後どうやって見守っていくかというご質問でございます。防災カードは、当然、認知しております。わかっております。これは私が就任しましてからいろんなプライバシーの問題とかで情報公開ができないということでございましたけれども、民生委員会あたりの協力によりまして、このカードの活用を現在も行っております。1番、2番、3番、それから4番につきましては、この件につきましては担当課長の方から説明をさせます。

それと今回の熊本、大分の震災における防災、減災の捉え方ですけれども、これは何度も申しましたとおり、どういうことが想定をされるかっていうことでございます。やっぱり大きなのは津波で

すね。津波が県のシミュレーションでは1m20でございます。

そしてため池の決壊、それから役場の庁舎も多分使えなくなるだろうと想定をいたしております。その津波でございますけども、私は1.2mというのは理論上の話でございますので、これは私は想定外で3mぐらいくるんじゃないかと思っております。したがって、改善センターあたりじゃなくて総合会館ですか、こちら辺も多分上がってくるんじゃないかと思っております。要するに、堤防がありますけども、堤防を乗り越えなくても河川がありますね。河川を逆流しますので、堤防があっても全く消波になりませんので、これは大きな被害になるだろうと思っております。

そして庁舎も耐震化をしておりますので、本部機能をどこに置くかというのを一番心配されます。これは今のところは総合会館を使わざるを得ないかなと。それしかないかなだろうと思っております。それからいち早く後方体制の確立、そして町民の皆様の救助でございますけども、これは先ほど申しましたとおり、各地域は地域でそれぞれ救助活動をやりますので、1か所に集まることはまず無理かと思っております。したがって、自衛隊の派遣あたりを、災害派遣を直ちにしなければならぬと思っております。特に道路あたりが寸断されれば、陸上、海上、航空ですか、全ての自衛隊の方に要請をしなければならぬと思っております。

そして国土交通省につきましては、タスクフォースという部隊がございます。ここは自動的にやってきますので、空からの被害状況をドローンでするかどうかわかりませんが、そういう役場の方にテレビカメラを置いとくことで、全町を回ってくれるような施設を持っておりますので、ここを大きな期待をいたしております。

避難所が使えるかどうかでございますけども、これはその時になってみないと、多分ほとんどの所が使えないんじゃないかなと思っております。

それから医療体制ですけども、国立病院が3か所ありますけども、多分直下型となりますと大村諫早活断層の真上に長崎医療センターがありますので、ここは壊滅的な被害があるって想定して、嬉野と川棚しかもう期待できないんじゃないかと思っております。大村はもう無理じゃないかと思っております。

それから、道の駅の彼杵の荘にまもなく交渉等が終われば防災拠点になりますので、ここがいろんな食糧とか飲料水とかの保存の基地になります。ですからここが、食糧も含めたところでここが何かあるんですけども、多分、資材と水だけじゃないかと思っております。水は豊富ですけども、実際使うとなれば、備蓄に頼るしかございませんので、その水を使わなければならぬかと思っております。食糧につきましては、これはコンビニエンスストアとの連携、これを必ずしておかなければならぬと思っております。

それから障害者とか高齢者の支援。これは施設毎に対応せざるを得ません。家庭の方は、自治会あるいは隣組で、集落点検を行っておりますので、誰々さんが何処にいらっしゃるということがわかっておりますので、そういう集落点検の効果がここで出てくるかと思っております。

それから、災害対策本部はどうするのかということでございますけども、消防団につきましては、東彼杵町の消防団は素晴らしい組織能力を持っておりますので、いろんな強化が期待をされます。ただし、地元に入りますので、誰が救助をするかということでございますけども、ここは災害の応援協定をやっております隣接の嬉野市、大村市、川棚町とか県北一帯全部、災害の応援協定を結んでおりますので、この辺から応援をお願いするしかないかなと考えております。

それから他の市町村、例えば嬉野とか佐賀とかそういうところからも是非お願いをしなくてはならないと思っております。ただ問題が、誰がそれをするかと。役場職員でございますけれども、役場職員も多分被災をしてしまうかと思っております。100名足らずの職員が8,000人の住民の方をどうカバーするかという、とても考えつくあれもないわけですけども、できるだけそういう訓練を日頃から、常に頭の中に置きながら、そういう災害対策本部を作っていくしかないだろうと考えております。説明にならないかも知れませんが、そういう感じしております。

それから2点目の大村湾の津波の6cmでございますけれども、これは県の方で調査報告が出ておまして、南海トラフですね、宮崎の沖合いからずっと富士山、静岡付近までの4つの連続した災害が、南海トラフの4連続の地震があった場合の話です。いわゆる日本海側でになりますので6cmぐらいしか影響は計算上はないということでございますので、それは当然、やっぱり本当だろうと思っております。計算を私がしたわけではございませんので、長崎県の資料でございますので、そういうもんじゃないかなと考えております。

それから、施政方針の環境保全、環境整備計画はでございますけれども、渋滞計画では消防施設などと併用した整備が必須条件とあるが、ということでございますけれども、これは住宅を作るとしますと、常に近くに商業施設を作らなければ若者あたりも住んでくれないだろうという考えでこういう表現をいたしております。

それから国道205号の話ですけども、これはかなり前から、20年といわず、早いときが平成6年ぐらいですかね、それから平成4年ぐらいから205号の期成会を作りました。そして平成10年には東彼杵道路期成会を作って、今もう合体しまして東彼杵道路となっておりますけれども、その時からずっと20年来要望を続けております。そしてまた小音琴、それから大音琴の防災とか蔵本の歩道整備とか、そういう諸々の国道の整備も挙げておりますけれども、全くできておりません。

ただできたのは、これは紙谷町長の時からお願いをしてあった江頭の交差点の歩道ですね。これは、お蔭様で大博レストランの方に若干できましたけれども、もう少しあれを繋ごうかと思っております。あれもお願いして、大博レストランぐらいまでは行けるようにしたが良いんじゃないかなと思っております。

したがいまして、今の国の予算がですね、調べますと国土交通省の公共事業といいますが、これの予算が平成10年ぐらいが15兆円ぐらいの予算があったんですよ。今、平成27年で見ますといくらですかね、6兆円ぐらいしかないんですよ。半分以下なんですよ。3分の1まではいきませんが厳しい予算でございますので、こういう道路の要望がいっぱいあっておまして、全く進展をしておりません。

今、県選出の国会議員とか県知事とかにお願いしておりますけれども、県知事が2年ぐらい前から何とかしようということで頑張ってくれまして、少しは進展になっております。多分今度の期成会で205号に変わるバイパスですか、高規格道路ですかね、高規格道路の路線が発するだろうと思っております。その時は議員の皆さんも出席をされますので、いろんな意見を言っていただければいいかなと思っております。

これは高規格ですから、完成の暁には、東彼杵町から乗るとすればインターチェンジに行っても乗るような形になるんじゃないかと思っております。その道路は今要望しております。図面を今年から書いていこうということで、佐世保市を中心にルートがこういうふうにしたいという話があっ

ておりますので、期成会あたりで一緒になっていかなければならないかと思っております。

それと町独自で205号の江頭から役場付近の改善を、どっちかといえば東彼杵道路ではできませんので、別途で、別枠でお願いをしないと駄目かなと考えております。そうしないと道の駅とか国道の沿線のコンビニエンスストアとかありますけど、こちら辺の売上がぐっと減る可能性がございますので、是非その辺の、町のストロー現象にならないようなルートあたりも検討していかなければいけないかなと考えております。以上でございます。健康ほけん課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

口木議員さんの質問にお答えいたします。まず1点目、防災カードはどのような経緯で作成されたかを伺います。この件につきましては、議員さんが言われたとおり、1人暮らしの高齢者や障害者のあり方など災害が起きた時に支援を必要とする方、以下、要援護者が災害発生時における支援を地域の中で受けられるようにするための支援制度を整備することを目的としています。手助けを必要とする方に対して、自治会、消防団、民生委員、近所の方と連携して支援する制度でございます。

2点目のカードの作成は、町長の他、誰が係わったのか伺います。答えとしましては、東彼杵町災害時要援護者対策協議会を設置し、平成20年3月14日に協議会を開催しております。構成委員は、委員長が総務課長、委員として消防団長、区長会長、民生児童委員会協議会長、老人クラブ連合会長、身体障害者福祉会副会長、手を繋ぐ育成会長、社会福祉協議会事務局長、地域包括支援センター保健師、事務局長として総務係長、事務局員として町民課次長、町民課福祉係長、総務課総務係です。

続きまして3点目の、毎年更新されると伺っていましたが、現在はどのような形であるということについてお答えいたします。民生委員さんにお願ひし、情報できる方に要援護者ネットワーク台帳に記載してもらい、災害時要援護者台帳に登録し、防災カードを作成し、本人、地域支援者、民生委員、区長及び消防分団長に情報を提供しています。その後は新規対象者の方については、民生委員さんから情報を提供してもらい更新しています。現在は、避難行動支援名簿に名称が変わりました。東日本大震災における課題を踏まえ、平成25年6月21日に災害対策基本法が一部改正され、避難支援を必要とする方の名簿作成が必要に義務付けられ、避難行動要支援本人から同意を得た上で、平常時から消防機関や民生委員、自治会等の避難支援を行う関係者に情報を提供することが定められました。

同意についても再度もらわなければなく、町職員若しくは町から委託された方しかできなくなりました。平成27年度に、高齢者に関して70歳以上の1人暮らしの高齢者並びに70歳以上の高齢者のみの世帯、要介護認定3から5を受けている方を対象に同意を得るための訪問を実施し、台帳を作成しています。対象世帯数は715世帯で585世帯から同意を得ています。

4番目の東彼杵町暮らしを守り隊のキャッチフレーズでの件の回答をいたします。東彼杵町暮らしを守り隊のキャッチフレーズで、町内まず3か所は、口木田、飯盛、遠目です。その後に中岳が加わりまして、町内4か所で実施しています。色を黄色の色ではなく、オレンジ色です。朝起きたら旗を揚げて、夕方旗をしまします。なるべく遠くから見やすい場所に立てるようにされていま

した。どの地区においてもほとんどの方が実施されています。特に1人暮らしの方は、心配かけないように取り組んでおられました。また、区長、民生児童委員、実行組合員さんが見守りをされている地区もありました。

今後の対応策としては、どちらかといえば見回りネットワークの構築が必要かと考えております。地域、親族、民生委員、社会福祉協議会の方が見守っておられます。今後、水道検針、新聞社、郵便局等、そういう方をネットワークの中に入れて体制づくりをする必要があると思っております。以上で回答を終わります。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木俊二君。

○1番（口木俊二君）

平成21年度にこのカードは作成をされておりますけれども、今申されましたように支援者にいち早くわかるような制度ということで記憶にあります。私が区長をしている時代に、平成21年度時代に災害時要支援者台帳ということでこういうものを配られました。これは先ほど言われたように、皆が、プライバシーの問題もありますので全員が見れるものではありません。次の年には毎年更新と言われましたけれども、回ってこなかったんですね。区長を私が2年目の時には、1年目にこれをいただきました。2年目の時には回ってきておりません。ですから、私はこういう質問をしたんです。今はずっと毎年更新をされて、区長なり民生委員さんなりにこういったカード、名前は変わったとおっしゃいましたが、これは行き渡っているのでしょうか。消防団長とか。消防は団長だけですかね、副団長には渡っていないんですかね。ちょっとお聞きします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

健康ほけん課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

現時点では、回っていません。今は先ほど説明したように、今度改正があつておりますので、それで台帳を作り直しますので、その後また配布になるかと思います。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木俊二君。

○1番（口木俊二君）

それは配布ということになると、いつ頃の時期になるのでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

健康ほけん課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

今、ちょっと職員がちょっと産休で休んでおりまして、ちょっと時期的には、まだもうちょっとかかる。今年度中には何とかしたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

産休は理由になりませんので、できるだけ早目に対応いたします。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木俊二君。

○1番（口木俊二君）

早めにとということでありますので、早急にカードを作成いただいて、これがやっぱりないと皆さんも、もしもの時に困ると思いますので、区長なり民生委員さんは最初にやっぱり知らなければいけないと思っておりますので、1日でも早く作成をお願いしたいと思っております。

そして2点目は、このカードには、作成には前の町長が作成されたと思うんですけども、いろいろな方が携わっておられるように思いますけれども、先ほど言われた10名近くの方、皆さんはそういうカードをずっと持っておられるんですかね。会議の中に入られた有識者といいますか、そういう方は。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

健康ほけん課長。税務課長をお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり税務課長。

○税務課長（三根貞彦君）

当時、私が担当の次長でございました。それで、配布したのが区長、民生委員さんと消防団です。以上です。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木俊二君。

○1番（口木俊二君）

そしたら対策協議会というのは、その時に立ち上げたものではないんですかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

税務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり税務課長。

○税務課長（三根貞彦君）

例えば、各市町村で支援を何処までするというのを制度的に決めるのを、協議委員さんに集まっ

ていただきまして決めました。例えば老人、一般的に 65 歳以上とかいわれますけども、本町の場合は 70 歳以上と。そういったことで障害の程度を何級までにするか。そういったことを諮ってする、協議会で。実際動いたのは、民生委員さんに動いていただいてということでございます。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

わかりました。ここにですね、この前資料をいただきましたけれども、平成 23 年度からの独居老人の世帯数ということで要支援者の方ばかり、平成 23 年度から毎年 20 世帯ずつぐらい増えておりますけれども、町長はこれをご存知でしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

すみません。勉強不足でして把握しておりません。大変申し訳ございません。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

調べてもらった限りでは、平成 23 年度が 344 世帯、24 年度が 361 世帯、25 年度が 368 世帯、26 年度が 385、昨年が 404 世帯。ずっと右肩上がりが増えてきているような気がいたします。地区別にも挙がっております。なかなか把握はしにくいと思いますけれども、やっぱり要支援者とあります独居世帯ですよ。

独居世帯というのはやっぱり一番始め皆さんが気が付かれて支援をするということが第一前提だと思っておりますので、やっぱり行政の方もこういった独居老人の世帯というのは、協議会じゃなくて役場の中全体が知っておく必要があるんじゃないかなと思っております。やっぱり他の人が、課長が知っていたらいいというわけでも多分ないと思いますので、プライバシーの問題もありますので、全員が全員とは多分いかないと思いますけれども、やっぱりそういうところは、ちょっときちんと把握をされていた方がいいんじゃないかなと私的には思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

担当課長は、5 年ぐらいはしっかり把握いたしております。私は何名というのを確実に覚えていないだけで 400 名近くあるというのはもう常々、後ほど質問があつてました、これは旗。黄色の旗じゃなくてオレンジの旗ですね。これを取り組んだ時にいくらかというのは把握しております。私だけが細かく知らないだけで職員はしっかり知ってますので、よろしく願います。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

それでは 4 点目に入りたいと思います。今町長がおっしゃられたオレンジ色の旗ですけれども、一番始めは 3 地区やったですよ。それが今度 4 地区ということで今伺いましたけれども、私の地

域でも入っております。皆さんが言われるのは、朝出して夕方入れるということを私も説明して
おりましたけれども、今は、現在はずっと立ってるんですよね、旗が。何でひっこめないんですか
と聞いたら、元気な人はずっと立てておかないと、という人がやっぱりおられるんですよね。だか
ら4地区に行って、担当者の方が第三者じゃなくて、担当者、役場の職員の方が、たまにはその
地域に出向いてどういうふうな形でやっておられるのか、見るだけじゃなくて、その地域に行っ
て、おられる方に、やっぱりお年寄りがおられると思いますんで、そういった方にどうですかと声
をかけながらずっとやっていくのが本当じゃないかなと思っておりますけれども。今までに現地
に行って調べられた職員の方はおられるんですかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

職員が行って調査したかどうかは後で課長が答えますけれども、私はもう役場とは関係なく自分
たちでできることは自分たちでしなければならないと思います。そういう間違いがあつていれば、区
長会あたりが16日ですか、やりますので、是非その中でそういう間違つた、間違つたというこ
とはないですけども、別に決まりはないわけですから、自分たちが自主的にやればいいわけです。
全く強制はしません。ただ、私が残念なのは、この4地区だけに終わってしまったというものが
非常に残念だと思っております。だから、もっと他の地区もやって欲しいなど。旗を作る費用は
町の方で補助をするわけですから、是非作ってもらって何処の地区もそういう旗をしてもらえば一
番理想的だったんですけども、全くそれが進んでないのが、私たちが一番悪かつたなと思っており
ます。今後は、非常にいい結果が出ておりますので、独居老人対策が一番効果が出ておりますので、
少し職員と一体となって推進をしまいろうと思っております。大変申し訳ございません。健康ほ
けん課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構治光君）

7月の機構改革で、今までは町民課から健康ほけん課に異動になりまして、それで今回口木議員
さんからの貴重な質問があつたものですから、私が直に見て回りました。それで聞いたところす
ね、やっぱり言われるように朝出してそのまましてるとか、どうして出していないんでしょうかと
聞いたら忘れていましたとかですね。いろいろ言い訳されてましたので、先ほど言われたように区
長さんを通じてもう少し徹底をするようにしたいと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木俊二君。

○1番（口木俊二君）

やっぱりそういった現地に出向いて見回りをしていただかないと、地域でしなさいと、自治会で
しなさいと言われてもなかなか思うようにいかないと思うところもあるんですよね。だから今度は、
今4地区ですけれども、他に増やして欲しいと町長は言われましたけれども、自治会で話をしなが
ら、その自治会がお願いします旗を作ってくださいと言わないと駄目なのか。町の方でお願いと
いうか推進をしながらしていただけるものなのか。果たして、大きい自治会になったら何百

世帯とありますよね。そこら返を今後どうされるのか。今は多分、小さい自治会だけで終わってると思うんですよね。今後そういった制度を増やしていきたいと思っておられるのなら、やっぱり自治会にまかせるのではなく、やっぱり行政と一緒にやっていかないと、多分地元の方だけでは多分進んでいかないんじゃないかなと思っておりますので、これからも一緒になって、私もずっと立てっぱなしで申し訳ないんですけども、多分立てっぱなしが多分多いと思うんですよね、出しっぱなしが。何処の地域に行っても。そういうところはやっぱりちゃんと指導といいますか、そこら辺をしていっていただきたいなと思っております。カードは以上で終わりたいと思います。

そして今度は地震の方に移りたいと思いますけれども、先ほど町長は6cmと。私は5、6年前に1回聞いたんですよ、それは南海トラフの地震で大村湾が6cmだと聞きましたけれども。平成18年に、長崎県の防災アセスということで九州大学が調査をされております。その時に最大で、マグニチュード7.1で大村湾に入り込む活断層ということで、津波の想定で、大村市で52cm、時津町で41cmというのが報告をされております。これは多分、ブログで引っ張り出したんですけども、大村湾周辺の市や町の防災課、職員ですね。多分把握していなかったんじゃないかとこれには書いてあります。そうしたら市民や町民という方は多分知らないわけですよ。高潮時、満潮時の時はやっぱり1mプラスすると51cmで1.5mになるんですよ。

先ほど町長言われましたけども、東町で1.2mであったら、プラス1mをすると2.2mになってくるわけですよ。それで小さな河川に入り込むと、гент川ですかね、あそこにあるやつは。あそこはずっと銀行の前から歯医者さんの前へとずっと蓋がしてありますよね、гент川に。多分2.2mの津波がドーンときたら、あれはガバッと上がるんですよ。確か、繋ぎ留めてあるんですかね。そこら辺をちょっとお伺いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ちょっと誤解があるようですけども、平成18年じゃなくて平成24年にもう新しく発表されております。南海トラフのやつは今6cmというのは、平成24年2月に公表されて、新聞でも全部、長崎新聞にも載っていますが公表されてるんですよ。そして今回の1m20というのは全く違う活断層です。その6cmというのは南海トラフといいまして、宮崎県、四国の間から四国を通過して大阪、それから名古屋ですか、あの辺を通ったのが南海トラフの4連動という東海、東南海、南海、日向灘地震ということでマグニチュード9を想定されております。その時が6cmです。大村は50何cm、時津は40何cm、それはもう平成24年の2月に公表されて変わっているわけです。

1m20と先ほど私が言ったのは、これは26年3月に公表されてるんですよ。これは大村諫早の北西付近断層帯という元発電所があった付近から県の工業団地方向。それから大村駅の裏から国立病院上付近までの5本ぐらい。防災会議ですべて区長さんに配ってしまいましたので、議長さんにも。全部やっております。それが1m20でございます。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木俊二君。

○1番（口木俊二君）

わかりました。この大村諫早北西付近断層帯ですね。今言われたのはこれ。これはずっと書いて

ありますけども、島原半島が一番大きな、数も多く断層帯がありますけれども、ちょうどこの大村諫早北西付近断層帯ということで、左端の一番上の方で2009年に地震が起きてるんですよね、大村沖ですよね。それで6月の27日にマグニチュード2.6、28日がマグニチュード4の地震が起きてるんですよ。

やっぱり先ほど町長も言われましたけども、マグニチュード7あたりがきたら1.2mぐらいくるかなと、ここに図面であります。ちょうど大村空港辺りですかね、に地震が発生しております。もう4、5日続けてあっておりますので、多分総務課の地震計では多分動いてるんじゃないかなと。蔵本と書いてありますので動いてるんじゃないかなと思いますので、多分1.2m以上に、多分上がってくるんじゃないかなと思っております。先ほども言いましたけれども、гент川の蓋をしてあるコンクリート蓋をしてありますけれども、その対策というのは全然とっておられないわけですかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

гент川じゃなくて白井川ですね。旧彼杵港から親和銀行の前を通過して、あれが白井川といいます。あれが白井川ですね。ですから、それは当然さっきも言いましたとおり、堤防がありますのでそれだけくるかシミュレーションしないとわかりません。今、調査で出ているのは、東町の海岸です。гент川から彼杵川も合わせまして名切という踏切りがありますけれども、そこまでは1.2mがくるってことです。堤防があっても松山川とгент川がありますので、そういう中に入って通って遡上していく。

それと東宿、西宿、瀬戸ですか、ここは河川は千綿川があります。しかし、堤防がない所が西宿あたりに上るだろうと。それから、いわゆる水神宮辺りから瀬戸付近もなってますけれども、ここは堤防が高いので上がりませんが、千綿川から氾濫したやつが逆にオーバーして、何とか岩永医院付近にいくってことが考えられます。いわゆる水浸しになるという、水に浸かる浸水があるという、被害があるということで想定がしてあるようでございます。ちなみに活断層があると言っているのはこれですね。場所が発電所から工業団地まで5本くらい入ってますね。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木俊二君。

○1番（口木俊二君）

先ほど1.2mの津波が来たとしたらということで、また、高潮と重なったら2.2m、あるいは2.5mとなります。町長はそれが来たなら東町付近は水浸しになるだろうと言われましたけれども、道の駅が防災拠点にしないといけないうちで言われましたけれども、多分道の駅もその時になったら多分浸かるんじゃないかなという気はします。そういった時の場合に、総合会館もそうですよね大体隣ですから、その時にそこが一番の中心地ですので、皆さん避難で多分500人を想定がされておりますので、多分寄ってこられると思うんですよ。そういった時に、来た後に津波がどつ押し寄せて来た時にどうなるかということまでは想定はされてませんよね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは想定しています。当然想定してるというか、今熊本の地震があつてようやくそういうシミュレーション等を見ながら1m20ぐらいくるだろうと想定をしております。してないわけではございませんので、よろしく申し上げます。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

想定はされました。わかりました。先ほど言った水浸しになった時にどうするかということですけども、町長、どのようにお考えですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

その時にならないとわかりません。どういうふうな被害がくるのか本当想定しづらいです。津波でございますので、例えば30mとかが津波がくれば壊滅的ですけども、何とかサーっと引くだろうと思うんですけども、残念ながら大村湾という茶碗状態の中での地震ですので、何回でも繰り返してくるかなと、治まるまではくるかなと。どんどん弱くはなるでしょうけども、そういう想定をしておりますので、相当被害があるのかなと。よくわかりません。

あくまでもシミュレーションですので、用心に越したことはないですけども、町民の皆様方にもそういう情報を伝えることが一番大事です。今からそういうどうなるのか想定はそれぞれ考えなければいけません。役場がどうなるということは言えませんので、そういうことが想定されるだろうということです。活断層の情報とか津波の情報は今から広報でもしっかり伝えていかなければならないかなと思っております。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

わかりました。そうしたら、こういった予期せぬ事態が起きてしまったら、どのようにするのかということで。夜中に大地震とか津波がきた場合に、庁舎がもし使えなくなった時に、町長、もし副町長がおられたら副町長ですね、もしですよ。交通網や電子機器が寸断されてしまった場合の、先ほども多分質問をされた方もいますけども、指揮命令系統ですね、どのような形で指揮を執っていかれるのかを伺いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

指揮命令系統は、私が責任者でございますので、今は LINE とかありますので、こんなやつを利用するしかないかと思っております。これは全員、総務課あたりとは常に町長とかは LINE で繋がって、いろんな情報あたりをすぐキャッチできるようにしないとどうにもなりません。

そしてまた、今鍵をです、夜間です。そしたら、たまたま役場の中に入ろうと思っても宿直の方が寝て全く起きない場合があります、電話をかけても。あると想定をしております。だから鍵を

全て今作って、それぞれ課長、私、担当と持っておこうということで、そういうことまで今考えております。夜間の災害等があった場合には、指揮命令系統がスムーズに行くように体制を今整えているところでございます。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

LINE と今おっしゃいましたけども、午前中も同僚議員が質問された時に話ができましたけれども、やっぱり LINE もいいでしょうけども、Facebook ということもありますけれども。昨年 9 月議会で定例会で私も質問をしましたけれども、やっぱりそういう時にタイムラインを策定していたら、多分簡単にはいかないと思いますけども、今まで以上にスムーズに横系統の連絡がとれていくんじゃないかなと思っております。夜中にやっぱり起きた時にはそういった、昼間は少しでも楽じゃないですけども、夜中に比べたら動きやすいと思っておりますけども。なるべく早急に、昨年も早急に策定をすと言われましたけれども、午前中も早急にと言われましたけれども、なかなかそれから先に進んでいないような気がします。早急にこの策定というのをお願いをしたいと思っております。いつ頃とは多分、時期的には町長、答えは出せないですよ、今の段階では。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

タイムラインというのはですね、事前に作っておくものじゃないんです。台風くる 4 日前に作るんです。その都度。どこから台風がくるかわかりませんので。4 日前に作るんですよタイムラインというのは。事前に作るというのは、避難訓練は作ってます。タイムラインというのは、どこから台風がくるかということ想定したのがタイムラインです。地震のタイムラインはあり得ません。いつくるかわからんわけですから。そこはもう完全に区別して考えなければなりません。以上です。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

4 日前に作ると言われましたけれども、それに似たような策定をですね、策定というか、それをしていただいていたら少しでもスムーズにいくんじゃないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

その件につきましては、他の災害も含めまして特に地震編というのを作っております、防災計画を。その地震編マニュアルというのがございますので、それを見て、常に見ていけばわかるようになっていきますので、それが通常、事前の防災の計画だろうと思っております。

タイムラインというのは、正にタイムですから 4 日前に作るというのは無理です。地震はぱっとくるわけですのでできません。タイムラインどころではありません。ただタイムラインを作るのは台風ですね。台風が予測できますので、タイムラインを作って、大型の台風がきたと 4 日前に作っ

て4日前から避難体制を作って、もう1日前には避難ということを決断するためのタイムラインでございますので、そういう方向で使わせていただこうかと思っております。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木俊二君。

○1番（口木俊二君）

昨年から言われておりましたタイムラインというのは、その時ということでそういった策定はしないということではないでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

タイムラインというのは、4日前に作るんですよ。マニュアルはあるんですよ。作り方はありますので、それを今職員がいろいろ研究をしながら、台風が今度夏場に来るとします。そしたらその時にタイムラインを作るわけです。それはもう入れるだけです。どこから来た。いつ頃一番最大勢力が来るだろうと。どの辺がどういうところが危ないかということで想定をして早めに避難をさせるというのがタイムラインでございます。その時で作りますので、職員がどういうふうにしてくれるのか、なかなか極端に大型なやつが来ないものですから、今、最近台風はほとんどこちらに来ませんので、そういう機会がないだけでございます。マニュアルはありますので、今度担当も変わっておりますので、いろいろな勉強をしながら住民の安心安全のために努力をしようと思っております。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木俊二君。

○1番（口木俊二君）

マニュアルはあるんですよ。そうしたらわかりました。

そうしたら最後に、国道205号線の渋滞解消ということで先ほど町長も答弁をされましたけれども、とにかく205号の江頭から川棚まで7kmぐらいあるんですかね、抜け道が島田から川棚まで全然ないんですよ。先ほど江頭から役場までが云々と言われましたけれども、それよりもやっぱり一番抜け道のない島田辺りから川棚辺りまでをどうにかして、バイパスでも何でも構いませんから、なるべく早くできるような形で。

聞いた話によれば、長崎県では島原道路、あるいは西彼杵道路ができないとこっちはまわって来ないという話を時々耳にいたします。これも私の地域で大事故が起こったら、何年か前に起こりましたが、もう川棚早岐ぐらいまでずっと一回混んだことがあるんですよ。江頭を通り越して大村辺りまで渋滞して、二進も三進もいかないような状態になったんですよ。なるべく2車線か3車線か、3車線で朝は通して、夕方は反対の車線をということで、この前町長もおっしゃいましたけれども、なるべく高規格道路云々じゃなくて、やっぱり皆が利用できる。

とにかく朝7時ぐらいから8時半ぐらいまでですかね、ものすごく混むんですよ。大音琴の信号でも私が7時前に出勤をしておりますけれども、その時も多い時には200mくらい繋がるんですよ、あそこで。時間によっては、一回川棚の警察署に私も相談に行ったことがあるんですけども、大音琴の信号を、国道の信号をどうにかならないかということで相談に行きましたけれども、

浦地区の方がですね、大音琴地区の方ですかね、ご高齢の方が1名おられて横断歩道を渡るのに12秒かかるんだと言われて、今の信号の横断歩道が12秒なんですよ、青から赤に変わるまで。それはもうどうにもならないということで我々も検討をしてるんだと。どうにかならないものかと現場に来て、ずっと何回も見ているんだと。警察の方も言うておられました。やっぱりそこら辺を考えながら少しでも、1年でも早くそういった迂回路みたいな感じで作っていただけたら一番良いかなと思っております。

今ずっと期成会で町長も苦勞をしておられると思いますけれども、なかなか我々の耳にどこまで進んでいるのか入ってきませんので、今一度この進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

確かにご指摘のとおり、やっぱり私の、例えば行政報告。これはやっぱり住民の方の要望のところは、国政、県政へ要望にいった時には、その結果を書かなければいけないと今反省をしております。

これは20年も言っておりますけれども、何回か期成会をすとか何とかはFacebookには挙げてるわけですが、今考えてるのが、おおむねハウステンボスぐらいまでを作らないといけないわけですから、全部で16kmくらいあると思います。そしたら600億円かかります。これは計画段階評価ということで、今、諫早大村間を4車線化をやってますけれども、ああいうやり方が一番私はベストかと思っております。そうしないと、高規格を作ってしまうれば、それはそれで当初からもう20年来の期成会に入っておりますから、するなというわけにはいきません。やっぱり佐世保市あたりはそういう高規格を作りたいと言っております。だからそれと、今議員がおっしゃるやつは全く別ものだろうと考えております。だから高規格ができてしまえば、もう1本道ではございません。2本道路ができるようになりますので、それは600億円かかります。それに簡単にできるわけではございません。多分東彼杵町の方から工事にかかるだろうと思いますけれども、むしろ今、例えば1期できるとすれば、例えばインターチェンジから川棚まで、川棚の境界ぐらいまでは1期工事で仮にしますと。それができあがれば渋滞は緩和、1本道のあれは解消しますよね。事故の時はそれを行けばいいわけですから。ただし、そうした時に道路があつて利益を得ている道の駅とかコンビニとか東彼杵町の商店街とか、お客さんが減る可能性があります。それが一番心配ですから、できたらそれもクリアできるような、やはり高規格ができないかなということでございますけれども、そういう道路はありません。

ですから、非常に佐世保市や川棚とかは、そういう高規格を作つてインターを作りたいと要望をします。東彼杵町としてはその期成会に入つてますけれども、それは反対というわけにはいきませんね。当然、そういうことを20年やってきたわけですから、反対をする理由は何もないです。ただ、方法論としては、今本当に高規格が大事かなつて気持ちも持っております。もう今の原道拡幅の大村諫早みたいな拡幅で4車線にして町も疲弊しないようにした方が、今から高齢化になって人口も減りますので、道路もそんなに広く作らなくても良いんじゃないかと思つております。ただ、それは期成会で決めることですので、私が反対するわけにはいきませんのでそれは進んでいくでしょう。しかし、別途、江頭から東彼杵町役場ぐらいまでの4車線化となりますと、町単独で要望し

なければいけませんので、その時は是非議員の皆さん方も一緒に、国政とか県選出の国会議員さんあたりに要望活動をどんどん進めていこうと思っております。

そうしないと、いつまでたってもできません。それはもう今この選出してます国会議員の、特に自民党の先生方あたりは、特に力強く国の方に、財務省とか国土交通省とかにはかなり厳しく要望をされております。それができないのが今の現状ですので、全くサボっているわけではございませんけれども、情報が全くやっていないというのは深く反省をいたします。いろんな国政要望にいった結果を議会の場だけではなくて、町の広報誌あたりで流す方法が考えていかなければならないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

よくわかりました。最後の質問ですけれども、3 月の定例会で同僚の議員が質問されましたけれども、その時に町長は3 車線化ができないかということで話をされましたよね。朝から2 車線通して、夕方は反対側を2 車線通すんだということで話をされたと思うんですけれども、そういう具体的な話というのは、ここだけの話だったんですか。どこか期成会か何かの時に話をされたことがあるんですかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはですね、暫時休憩をお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午後 4 時 49 分）

再 開（午後 4 時 52 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を続けます。

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

1 日も早い 205 号の渋滞緩和を願いまして質問を終わりたいと思います。

○議長（後城一雄君）

これで1 番議員、口木俊二君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午後 4 時 53 分）

再 開（午後 5 時 00 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を続けます。

次に8番議員、森敏則君の質問を許します。8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

皆様お疲れ様でございます。傍聴者の皆様、最後まで残っていただきましてありがとうございます。それでは私も熊本大分地震に関する質問をさせていただく前に、冒頭にお見舞いの言葉を申し上げさせていただきたいと思っております。

まずは熊本大分の地震においては、家屋の倒壊により尊い生命と財産が奪われました。また犠牲になりました熊本大分の被災された方々に心よりお見舞い申し上げますと共に一日も早い復興をされることをお祈りいたします。

それでは事前に通告しておりました通告書に基づき質問をさせていただきます。今回3点ですね、質問させていただきます。災害時の対応についてということで、関係地区に配布されましたハザードマップ、これですね。これ実は建設課から貰ってまいりました。ちょうど5地区を対象に配られております。鹿ノ丸池関係、そして中池、三井木場ため池、赤木ため池、平山ため池、蕪ため池、綿打ため池ですかね。この関係がですね、各関係地区に配られております。この件について質問をさせていただきます。

家屋の倒壊とかにつきまちはもういろいろ同僚議員が質問されましたので、今回はこのため池関係について質問をさせていただきたいということです。今回の熊本地震についても水力発電所の貯水池、貯水池ですね、崩壊によって土石流が下流の住宅を襲い、尊い生命と財産が奪われました。本町は、ため池が満水の時に、堤防が地震によって瞬時に決壊した場合の浸水予定解析結果に基づき、浸水する範囲と洪水到達時間と避難場所を示したハザードマップが関係地区に配布されております。この解析は、雨降ってない降水なし。そして河川は普段の低い水位を仮定されており、日頃から家庭や近所で災害の対応を話し合い、避難場所、家庭の連絡先を確認し、危険を感じたら自主避難の心構えを、この心構えを住民に避難時の心得等を確認してもらうということを重視されたものと思われま。

また、このハザードマップによると、洪水到着時間が早いもので5分後と示されておりますが、堤防が決壊することを認知することは、ほぼ不可能に近いと考えます。平成4年の雲仙普賢岳災害では、土石流を知らせるセンサーが設置されていたと思われま。これは記憶の中です。このような決壊感知センサーの設置及び監視カメラ等による必要性があるのではないかと伺います。是非こういったところも配慮が必要ではないかなと思うんですが、町長の見解を伺います。

更に現在のこのため池を含めまして、強度等の定期点検はどのようにされているのかというのを併せて伺います。個別には結構でございますので、点検をされているのか、されていないのかというのを答弁していただければ結構です。

次に2番目なんですが、災害地区への支援策についてということで、今回の熊本地震につきましては、いろんな支援があったと思います。特に行政の支援としては、住宅を提供する長崎市とかは、地震があった場合はいち早く報道で告知されておりますが、私どもも何か、教育委員会に関してこの申請があったのではないかなということで、今回質問させていただきます。

まず、この地震の際、多くの住民はそれぞれ最寄の小中学校へ避難されたと思っております。当

然ながら、体育館、校舎には、人が溢れ、授業再開が不可能な状態が続きました。このように、災害によって授業再開の長期化が予測される場合、近隣、県、市町村の学習支援策を広域的に考える必要があったのではないかと考えます。そこで今回、熊本地震に対する当町の、東彼杵町の教育委員会がとった支援策を伺いたいと思っております。これは、教育長にお願いいたします。

次に3番目なのですが、道の駅から寄附予定と書いてありますが、もう既に寄附を受けたということでございますので、寄附を受けた建築物（大屋根）についてということで質問させていただきませんが、既に通告した内容につきましては答弁がなされておりますが、改めて現時点の所有者は5月20日に申し入れを、道の駅の会社から申し入れがあって25日には寄附を受けたということを知っておりますので、これは結構です。

次に、固定資産税の評価額及び課税額を伺いたいと思いますが、これも寄附されているということでございますので、もう当然税はないということでありますが、この建物が果たして評価額ってどうか、どのくらいの金額にしたらいくらになるのかっていうのを是非お答えいただきたいと思っております。また、その算出根拠も併せて伺いたいと思っております。

以上、登壇での質問を終わり、道の駅に関しては、諸々については質問席からしたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それでは森議員の質問にお答えいたします。1点目の災害の対応につきましてということで、ため池に付ける決壊感知センサーですね、これと監視カメラの必要性を問うということでもありますけども、これは検討したいと思っております。詳細は課長の方から若干説明をさせます。それから堤防等の強度等の定期点検の実施状況等、これも行っております。ハザードマップに合わせたところの強度の測定等もやっております。それ以外も何か多分やっているとしますので、これも担当課長の方から詳細につきましては説明をさせます。

3点目の道の駅の寄附予定の建築物について、固定資産評価額課税額等で、いくらで作られたのかということでございます。これは先ほど申し上げましたとおり500万円をちょっと越えるぐらいじゃないかと思っておりますけども、詳細につきましては課長の方から答弁をさせますのでよろしく願いいたします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

森議員の質問にお答えする前に、私の方からもこの度の熊本大分地震により犠牲となられた方々、あるいは被害を受けられた方々に心から哀悼の意を表すると共にお見舞いを申し上げたいと思っております。一刻も早い復興を願っております。

熊本地震に対しまして、東彼杵町の教育委員会が独自に執った特別の支援策というのはございませんが、基本的には文科省や県教委の指導、通知、あるいは東彼杵町の支持に基づいて支援策を講じているところでございます。例えば、まず最初に熊本地震がありましたその翌日には、各学校に児童生徒、教職員の怪我等、あるいは自宅などの損壊、あるいはその他何か事件等はなかったかど

うかを確認をいたしました。それに関しましては、一切何もなかったということでほっとしたところでございます。

また、熊本地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保についてということで、県教委を通じて文科省より通知がありましたので、近隣、県、市町村の一つとして被災した児童生徒からの問い合わせなどがあった場合、あるいは一時転校の相談等、あるいは教科書の取り扱いなどにつきましても、何か相談等があったら直ぐに受け入れ希望等の準備をするようにというふうなことで待っていたところでございます。今のところ転入等の問い合わせなどもないようでございます。また、養護教諭や教諭などの被災地への派遣についての募集も行いました。それも今回、小さな町でございまして、先生方の中にも応募はなかったということでもあります。また、避難訓練等も各学校で用意をされていまして、避難所としての、もし学校が、体育館などが避難所になった場合は、どのように対応していったらいいかというふうなことなどについても考えていただいたところでございます。

義援金とか支援物資の募集についても各学校で考えておられたようでありますけれども、各家庭等でいろんな場所で独自になされていることが多かったようですので、今のところ具体的な動きはないようでございます。

今後、被災地の需要や状況を反映して、中学校の生徒会などを中心として自主的な発案などがあれば、応援メッセージの送付とか、あるいは支援物資のとりまとめということも各学校で考えておられるようでございます。

以上、壇上での回答とさせていただきます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（下野慶計君）

町長に代わりまして、ため池関係の決壊監視センサーの設置及び監視カメラ等の必要性について申し上げます。ため池の下流域におけます被害が大きい所を優先して、ため池の決壊などによる被害の拡大を防止するため監視システムが必要性があると思っております。最近、平成 27 年の 1 月になりますけれども、長崎県の五島市で民間事業者によるため池の遠隔水位監視システムの実証実験等が行われております。まだ商用サービスまでには至っていないということですが、今後の動向を踏まえながら監視カメラ等も含めて検討していきたいと思っております。

次に、堤防の強度等定期点検についてですけれども、平成 25 年度に貯水量 1,000 t 以上のため池、町内 29 か所につきまして一斉点検を実施しております。一斉点検内容は、漏水の状況、クラック及び変形、変状、改修履歴、周辺状況等の点検を行っております。

なお、ため池の日常管理点検につきましては、地元受益者で実施をされております。点検作業の参考にしてもらうために、平成 25 年 1 月に点検マニュアルを配布をしております。以上です。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

道の駅からの寄贈予定等があった寄贈建築物の価格でございますけれど、総額で510万1940円でございます。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

まず、このため池関係の質問をさせていただきましたが、この活断層っていうのが、町長が先ほどからずっと答弁されていますように、大村諫早北西活断層っていうのがあるということで、今まで九州ではこのような災害がなかったということで、非常に九州人としては油断したというのも一つあるんですね。こういうとはありえないだろうということから、今回熊本地震を教訓にこのような形になったのではないかなと思っています。

また津波に対しても、1.2mという想定をされた。更に町長は3mという想定をされた。誠にこれについては、町民の危機意識を感じさせるには、そういった危ないんだぞというのを認識させるのには非常に良いんじゃないのかなと思っています。特に、これまでになかったことが今後予想されるということも否定できない状況になっておりますので、今後、今答弁されたように監視カメラ、そして防災センサー、これは検討するというところでありますが、是非、早急にこれを作っていただきたい。設置していただきたいということでございます。これにつきましては、期間がどうだこうだじゃなくてですね、いち早くやるのがこの生命と財産を守る手段だと思っています。

ちょっと紹介させていただきますが、6月3日だったですかね4日だったですかね、雲仙岳の普賢岳でコメントを住民がされたのをちょっと鮮明に覚えてるんですね。それは何だったのかということなんですが、この尊い生命と財産を奪ったのは自然の驚異に対する人間の甘さ。もう一度言いますね。自然の驚異に対する人間の甘さ。これが尊い生命と財産を失ったということをおっしゃってるんですよ。ですから検討するじゃなくて、直ぐにでも設置をやった方が、要望としては良いんじゃないかなと思っています。是非この件につきましては、前向きに今後検討していただきたい。対策をとっていただきたいと思っています。1番目につきましては、もうこれ以上の回答はないということでもあります。私が判断いたしました。

したがって、次の2番目の教育長に関しての質問をさせていただきます。町としては何ら対策はなかったけれども、県教育委員会としてはそれぞれ派遣の職員等も準備してたけどもこなかったということなんですが。私は実は、今回ちょうどタイミングがですね、音琴小と大楠小が空き教室があったんですね。ですから、そこにすぐさま報道で子ども達を受け入れますよというような、いわばアピールをすることによって東彼杵町というのを、こういった町で学習を支援する町でもあるんだということ全国に津々浦々に、おそらくそういった発信をすることによってこの知名度というのも上がるし、実際にそれをやったら非常に評価が上がるんじゃないかなと思っています。

す。

是非、子ども達を受け入れ、そして、じゃあ宿泊はどうするんだということになりますと、地域の方々の協力も当然必要なんですが、ホームステイ。こういったのを考えて、いち早くこれは対応できなかったのかなというのがちょっと残念でなりませんでした。

是非、今後こういった災害が本当はないことを祈るんですがもしあった場合、もしあった場合は、いち早く手を挙げて、大人が一番ですね。私は丁度熊本地震の直後19日と28日、現地を視察をさせていただきましたが、やはり子どもが大変なんです。走り回ってるんですよ小学生。中学生はちょっと落ち着いていましたが、小学生なんかもう手におえません。ですから、そういった支援というのが是非必要でなかったのかっていうのを私は痛感してまいりました。是非、その点について今後こういった災害が想定された場合、その対応として可能か可能じゃないか。当然可能とすれば、いろんな必要条件があるかと思いますが、可能ですか可能じゃないですか。いかがですか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

ただいまの森議員の大変素晴らしいアイデアに関しまして、ああなるほどなあという思いで聞いていたところではありますけれども。ただ、今、確認をいたしましたら、県、文科省からの通知の中には、熊本地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保についてということで、被災した児童生徒から、例えば東彼杵町内の公立学校への受け入れ希望、今大楠、音琴につきましては学校ではございませんので、旧校舎というふうな形になりますので、そこへの受入れということになりますとちょっと無理があるかなど。あるいはこの旧校舎の使用について、県とか文科省の方へ確認をいたしまして、そちらの方に、もし住まいがなくてどうしてもということであれば可能ですよ、という回答がいただければ対応できるかと思いますが、ちょっと聞いてみたいと思います。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

恐らくそういう回答がくるものだと思っておりました。しかし、こういった緊急時にどう対応するかっていうのが一番大事なんです。実は、型式どおりに当てはめて、受け入れができないというのは当たり前です。しかし、それを乗り越えてやるのが臨機応変に、たまたままだまだ新しい校舎がそこに、目の前にあった。これが非常に残念でならなかったんですね。

是非、今後はこういったことが恐らくあるかもわかりません。是非、手を挙げて、東彼杵町で1人でも2人でも子どもが来て、それによって、子どもがここに来たことによって、例えば家族が東彼杵町って住みやすいんだなという感触をいただければ、また、人口も増えてくれるんじゃないかなということで、そういったことを考えてですね、行政と教育委員会それぞれ立場あるでしょうけど、是非、こういったところも取り組んでもらいたかったなっていうのが私の希望でありました。こういったことでよろしく願いいたします。

それでは次に、3番目の道の駅について質問をさせていただきます。

まず、今回公設民営ということで取り組まれた道の駅なんです。まず公有地に民設をされたんです。このことについて先ほど財政管財課長がこういった答弁をされました。そもそも公有地

に民が建物を建てられることがおかしいこと。これを今言われたんですね。私もちょっとびっくりしたんですが、これは本当びっくりしたよりもそのとおりだと私思うんです。本来ならば、本来であれば、まずは設計の予算を議会に計上し、そして本体工事を計上するべきではなかったのかなと私思うんですね。順番としては。

前回の答弁の中では、ちょっと財政が厳しいからというようなお話をされましたが、実は25年、26年に道の駅に費やした金というのは8300万円あるんですね。8300万円。25年、26年度。それと比較したら500万円、510万円1940円と言われましたかね。これくらいだったらその比較からしたら、この順序を立てて、順序を立てて議会にされたら、遮二無二民間の人に500万円を出費をしていただいて、そして建物を作っていただいて、そして寄附をしていただくと。そういった順番にはならなかったのかなと思うんですが、まずはこの起案書まで誰も手を付けなかったのかっていうことを伺いさせていただきます。

○—△—

暫時休憩をお願いします。

○議長（後城一雄君）

暫時休憩。

暫時休憩（午後5時27分）

再 開（午後5時27分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を続けます。町長。

○町長（渡邊悟君）

これはですね、役場の方に陳情がございました。その内容は、町長宛に陳情が来ました。しかし、それはもう500万円かはわかりませんが、結果的には500万円でしょうけども、それ相応に作ったらどのくらいになるでしょうかね、やっぱり1000万円ぐらいかかるんじゃないかと思うんですけれども。設計をしてませんので、全くそういう町でやろうというあれは全くないです。地元の方、生産者の方が作ってくれという陳情書がきております。それでそういう話をしてたら、株式会社彼杵の荘で作りますので、町有地に作らせてくれと。いわゆる今の物産館と食堂棟とを雨に濡れないように、繋がるようにさせてくれっていう話があります。その中で町の方は全く起工はいたしておりません。そういうことです。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

ちょっと確認しますが、陳情っていうのは今の借りている人からなのか、それともそこに納品されている出品者のどちらからですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

この方は出品者ですね。農産物を出品しておられる方、町内の方です。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

それは書類ですか。それとも口頭ですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

書類で出ております。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

じゃあそれを受けて、今の借りている人が建物を作ろうということになったんですね、順番としては。そしてこれは、まず役場当局としては、どなたが具体化しようと。いつの時期で、どの時期で具体化しようというような計画に進んだんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

いつの時点で具体化したかどうかは担当の課長の方から時系列に説明をしたいと思います。最終決定は私ですので、私が決裁をしてそういうふうにしようということで決めた訳ですから、その日にちが何日かわかりませんが、後程また日付等についてははっきり答えたいと思います。

○議長（後城一雄君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午後 5 時 30 分）

再開（午後 5 時 31 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を続けます。町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

当初出品者の方から申し出がありましたのは、平成 27 年の 1 月の末でございます。それをどうするかということで検討をいたしましたけれども、町ではちょっと難しいだろうということもございまして、どうしてもそういう声が多かったということで、株式会社彼杵の荘からも自前で建設をさせていただきますということがございまして、これが昨年 27 年 9 月の末でございます。そういうこ

とで、株式会社彼杵の荘からそういう申し出がございまして、同じく平成 27 年、昨年 9 月の末で承認をいたしております。その時の条件が、今朝申しました条件で、完成後寄附を受け入れるという条件で許可をしたということでございます。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

答弁の中で町では難しいという答弁をされました。何が難しかったんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはやっぱりいろんな意見等がありまして、道の駅にばかりお金を投資するという話もずっとあっております。なかなか道の駅にだけにするというのもいかながなということで、500 万円ですからできないことはないですけども、早急にするって、濡れて当たり前じゃないかっていう感じがしておりましたので、その時点ではできないということにしておりました。幸いそういう話が挙がりましたので、結果、今のとおりでございます。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

というのは渡りに船といたら語弊があるかもしれませんが、たまたまそうって道の駅からの提案があったもんだから町はそれに乗ったというようなお話なんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そのとおりですね。結果的にはそのとおりです。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

答弁の中に、道の駅にばかり金をかけてと思われたらとありました。というのはやはり先ほど言いますように、25 年度から 26 年度まで本体の増設工事、それと屋根防水工事、そして食堂棟含めまして、これ 8300 万円あります。したがって、そういった形もあったからこそこれ以上もう道の駅には金は使われないというような状況に動いたのではないかなと推察をさせていただきました。これで間違いないですね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それが全てではございませんけども、やっぱりいろんな使い道がありますけども、道の駅に 8300 万円ということで、物産館の増築、食堂棟も地域の方の要望で食堂棟を作りました。これは当然考えていたわけでございますけども、やっぱり一気にそういうことはもうできませんので、延び延び

になっておりまして、その後幸いに株式会社彼杵の荘からそういう計画があったものですから、それに応じたということでございます。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

それでは、その工事に当たっての6つの条件が、先ほど同僚議員の中で財政管財課長が申し上げられました。1番目が、費用は今借りている人たちがもちますよということですね。2番目が、その建物は独立をさせてくださいよということ。そして3番目が、視覚身障者等の誘導ブロック等も支障がないように必要な措置をとってくださいよということ。そして4番目は、関連する法令を遵守し設置を行うこと。また、申請内容に変更が生じた場合は、再度申請を行うということなんですね。そして5番目が、先ほどからちょっと同僚議員のところもありましたが、商品等を常時据置く場合は建築確認を申請し許可をとることってということなんですね。これが果たして先ほどの同僚議員の中で建築確認を申請し、許可を出しているのか出していなかったのかも、これもちょっとご答弁ください。そして6番目、ここが一番大切なんです、6番目。これはよく聞いてくださいね。設置した大屋根は、完成後、町の所有へ変換することっていうことは、言葉を悪く言えば、やれって話なんですね。その建物は作ったら東彼杵町にくださいということ間違いはないですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

一番最後の6点目でございますけども、完成後は町の所有にしますよってということで、それは確約しないとそのままになります。そういうことはできませんので、町のものにするってことで約束をしております。

他の件につきましては、財政管財課長から説明をさせます。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

特に1番、2番、3番については、それぞれ特に通常の許可の条件でございますので、問題ないと思います。

4番目の関連する法令を遵守し設置を行うこと、また、申請内容に変更内容が生じたときには再度申請を行うことということについては、確認申請を、構造規模あるいは用途などが異なる場合には、新たに消防法設備等の義務が生じますので、建築基準法に基づき変更を行う。再度申請を行うという条件でございます。

それと5番目の商品等を常時据置く場合には建築確認申請をし許可をとることというのは、新たに、当初の申請を変更して新たに用途を変更する時には、建築基準法に基づき必要な措置を講じることというのが本来の意味でございます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

それぞれここに決められた6項目遵守されたものと思われま。問題がですね、この完成後、町の所有に変換することっていう協議なんです、締結書、お話を協議してこのようになったかと思うんですが、これはどちらから、例えば町に寄附しますよ、あるいは町がその建物はくださいよという話になったのか。どういうふうな経緯があったんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

これは株式会社彼杵の荘からの申請でございます。それと当然町としては、町の公有地に施設を建てるわけですから、当然それは町の所有物に帰属するということが当然でございます。そういうことでございます。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

確認をさせていただきます。寄贈の話は彼杵の荘からやっていただいたというように今、お聞きをさせていただきました。通常ですね、こういった場合は、公有地に資財を投じて建物をつくる、そして寄附をするっていうことは、商売人は通常何らかの恩恵がないとこういう行為はしないんですね。何らかの、何らかの恩恵がないと。仮に500万円としましょう。恐らくかかった費用は私の算出では1000万円近い金額が出たのではないかなと想像はします。しかし、建てたのが500万円だといえ、そうかもしれない、先ずは、この話し合いの持って行き方が、どうも私が不可解に思ってるんです。前回、町長にもお話をさせていただきました。1年後更新の前にこういった話がでると疑惑をもたれても仕様がな状況になりませんかというお話なんです。私が言いたいのは、そういった状況には想定されませんでしたか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

全く疑惑とか、全く想定しておりません。素直に株式会社彼杵の荘から寄附をしたいという申し出がっておりますので、町の方は有り難く受けようということで受けたものでございます。全く何と申しますかね、契約の更新等は全く繋がるものとは考えてはおりません。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

実はですね、この件について私はどうしても、私どもはこの議会の議員の一員なんです。議会議会っていうのは、行政を執行されるのを監視する立場にあります。したがって、この状況を第三者から見た場合、第三者から見た場合、果たして疑惑が生じない状況かっていうとそうでもない状

況に今なっております。言いたいのは、これに対しては、実はある法律事務所に尋ねさせていただきました。何らかの法律に抵触する可能性がありますよという話なんですね。それをちょっと紹介させていただきます。

それが実はですね、公職にある者等の斡旋行為による利得等の処罰に関する法律。もう一回言いますね。公職にある者等の斡旋行為による利得等の処罰に関する法律。これは内容につきましては、ちょっと省きながら読ませていただきますが、地方公共団体の議会の議員若しくは長、首長のことでですね。が地方公共団体が締結する売買、そして貸借、請負、その契約又は特定のものに対する行政庁の処分に関し請託を受けて、請託というはおわかりですね。請託を受けて、その権限に基づく影響力を行使して公務員にその職務上の行為をさせるように、又はさせないように斡旋すること。又は、したことにつきその報酬として財産上の利益を授受した時に3年以下の刑罰に処する。

これに抵触する可能性が、グレーだと。グレーであるという判断をされました。どちらにとっても良いですよって話なんです。しかし、恐らく今後の展開としてはそういった意図はないとおっしゃるでしょう。しかし町民は、町民は今の状況からしてその寄附を受けたことによって、先ほどから契約更新のお話がありますが、それがそれとは何の関係もないですよと言いきることもまたできない状況にある。これはグレー、グレーゾーンなんです。もし、こういった形になりますと、このまま突き進みますと、グレーゾーンのまんま、グレーゾーンのまんま契約更新に突入することになります。

したがって、私が前回3月にお話したように、プレゼン形式でもう一度再公募した方がいいですよってというのがそこなんです。前回の3月定例会では、この準備がまだできてませんでした。まさかその寄附を貰うということも知りませんでした。あの3月議会で初めて大屋根を寄附していただくということが明らかになったんですね。通常、商売人というのは、何らかの利益がない限り寄附はしません。したがって、店舗の拡張にも最終的にはなった。疑義を持つような形になれば、それによって自動契約もされたと言われても仕様がないう状況にもなるんですね。ですから私は、今回はプレゼン方式で一般公募をやって、そして公平に来年4月からスタートした方がより町民に、町民の皆様には透明性があるのではなかろうかとそのようなお話なんです。いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

グレーとか公募とか言われておりますけれども、全く関係のない話なんです。もう何回も繰り返しますが、借地借家契約ってそれはそういうもんなんです。屋根を作って、私がそれのお金を貰って斡旋利得罪でお金をもらえば駄目ですよ、それは。全く駄目ですよ。それは貸借じゃなくて作らせることを許可することについてはもう斡旋利得ですから。それはそうでしょう。言われるとおりでしょ。しかし、契約更新をするかしないかは全く別の話ですから。それは全く勘違いのないようにしてください。

先ほど大石議員からも言われましたが、大石議員は逆に公募じゃなくて公募をしてもいいけども今ままでおりのやり方をしなさいとおっしゃったですよ。してくださいと。借地定期借家は駄目ですよ。普通契約をしてくださいと。絶対ひかれませんでした。そのとおりですよ。誰でも知

ってますよ。そういうことです。もう一つ。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

寄附を受けることについては、法的には何ら問題はありませぬ。これは法人が、例えば公共的施設の設置又は改良に要する費用とかっていうのは当然支出をするケースもあります。そして寄附の目的は、出品者並びに利用者の便宜を図り地域活性化に寄与して欲しいということなんです。寄附されたからといって、町が法的義務を負い、反対給付が発生するかといえぬそうではないと。負担付寄附ではなく単なる指定寄附ということでございますので、議決事件にもならないということでございます。来年更新だから、町側に便宜を図る行為ではないかというご指摘のようですけれども、橋村議員にも答弁したように契約更新の主導権はあくまでも借り手側にあります。そういうことで町は、更新拒絶に必要な正当事由を持ち得ないというのが本来の趣旨でございますので、よろしくをお願いします。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

私が今指摘したのは幹旋利得罪ですね。これには町長もそんなことはない。私もそう思います。ただ、町が、東彼杵町が契約の1年前にこの建物を頂くんです。その申し出は、先ほど答弁されたように、道の駅の借地をされた方から言われたと。言われたと今おっしゃったんですね。そうすると、そうすると、何らかの、何らかの有利になるような状況を提示するという動きって言いますかね。私もそう思うんですね。私は町民の皆さんが聞いた場合、この事実を知った場合、そうですかっていう話になるかならないかの話なんです。いくら私どもがいくら違いますよって言っても、今東京都の都知事が法的に問題がないんだからというお話と同じなんです。果たしてそれが通用するか通用しないかなんですよ。ですから私ども議員は、町の行政を執行している皆さん方を監視してるんです。我々も責任があるんです。そういうことがもし町民から言われれば、実は言われたんですね。言われたからこそそういうお話になってるんです。我々も責任があるんです。町長だけではないんです。我々も責任があるからこそ今のお話をさせていただいてるんです。是非、透明性のある形の中で進めていただきたいということを思うんです。

それともう一つ、この公有地に、公有地に資材を投じて作るというのは、実はね、まちづくりの活用事例っていうのが実はあるんですね。それに対して、ずっと私も何か当てはまるのがあるのではないかなど。全国にですね。全国に公有地を有効活用するのは何かないのかなということでインターネットでひかせていただきました。実はあるんですね、その適応基準というのが、7項目あります。しかし、その7項目のどれにも一つも実は当てはまらないんです。参考までに紹介させていただきます。

まず、公有地を売払い、民間にまちづくりを誘導する場合。これが1番目。2番目は、公有地を周辺も含めた再開発により高度利用する場合。そして3番目が、公有地の整除、集約、公共施設の整備により有効活用する。そして4番目が、公有地の移転、交換による公益施設の移転建て替えの活用。そして5番目が、公有地の民間への貸付。貸付をする場合は、当然今のような場合もあるか

と思いますが、公有地のど真ん中に、公有地がそこにあるど真ん中に民が建てるっていうのはあり得ない状況です。正に先ほど財政管財課長が最初に答弁された、そもそも公有地に民が建物を建てることがおかしいとおっしゃったんですね。正しくそのとおりなんですよ。正しくそのとおり。これがおかしくなってるんですよ。もう一つ最後、既存施設の用途転換。

どれ一つとっても当てはまらないんですね。どういうふうな見解でその許可を、許可理由は先ほど聞きましたが、これは後々問題が起きてくるのではなかろうかと思うんですね、後々。というのは、じゃあ、俺が寄附するから建物建てさせろと言った場合、許可するかしないか。答弁ください。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

許可します。実は午前中もしましたけども、道の駅の東町付近は、駐車場を作ってそこに屋台村を作ろうとしてるんですよ。私が、役場が家を作って、そして活性化を図りたいと住民の方に言ったところが、これは料理人の方です。町内の料理人の方です。町長、あまいつて言われたんですよ。何ておっしゃったと思いますか。土地を区画だけ貸してくれと。そして自分達でそこに家を建てるからと。そうしないと本気度が出てこないと言われました。ですから、そういうことが今度はできなくなります。公有地を有効利用して町民の方のそういう経済力とか、そういう地域の活性化のために使っていただこうと今考えておりましたが、今議員の発想だったら屋台村なんか全くできません。はっきり言いまして。私はそれは逆にできないならば、できるようにするのが行政だろうと思っております。だから臨機応変にいった方が良いと思いますよ。

それと、質問の中で話が持論で言われてましたけども、公募、公募をすべきと。それが間違いなんです。議員さん良く勉強してください。今の段階で正当な理由が議員さん何かありますか。議員さんも一緒って言われたでしょう。議員さんも勉強してください。いわゆる正当理由が何か見つかりますか。見つかりませんでしょう。あれば教えてください。そしたら、それで道の駅と裁判でもしてやれる方法があるんですよ。しかし、そこまでする理由がないでしょう。町民の方から笑われますよ、逆に言えば。わからない町民の方もいらっしゃると思いますよ。それは役場が、私たちが、私が丁寧に説明をいたします。広報でもします。言われればどういふ方法でもします。だから、今の今日の話も、議会報でも正しい議会報で出してください、本当に。町民の方も片便りでなかなかできません。その問題があれば、今日は私は地域自治体情報で流します。こういう意見がありましたということ流しますよ。そうしないと私たちが悪者ではないわけです。

役場自体は法律を守らないといけないんです。住民の方に法律を守るなど言われたい。守らないといけない自治体がどうしてできませんか。完全に間違いだったら取り返しをしないといけません。全く何度も繰り返しますけども、借地借家契約の期限がきます。これはこの問題です。屋根とはまた別です。もう不景気だったら、その会社が潰れるようであつたらどうしますかね。そういうことをしますか、意見がありますか。誰もしないですよ。今良く売れているからそういう話になると思うんです。町民の方にも是非、そういうご理解をしてもらうように説明をいただければ幸いかなと思っております。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

例えば、さっき言いましたように裁判になるとしますね、正当事由が少しでも認められて裁判になるとします。そうしますと、今株式会社彼杵の荘が継続する理由、それから町が必要とする理由、これを天秤ばかりにかけて向こう側に傾いているとしますよね。そして町が正当な理由があつて、それにいくら補填をするか。これが本来の営業権なんです。その正当な理由を補填するっていうのが営業権なんです。しかし、今の状況では、絶対これは傾きません。これは裁判したら絶対負けず、町は、何億でもとられます。だから更新拒絶ができないというのはそこなんです。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

今の状況では、仮にこの契約を満了して、これで終わるとすれば、裁判を起こされるから、裁判を起こされるから、裁判をもし起こされれば負けるから、負けるからこの契約は公募できないというような形に私は聞こえました。それでいいんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

負けるという表現は適正かどうかはわかりませんが、そこまでして税金を使って仮に裁判をします。そしたら敗訴します。そうしますと、そこで相手がいくら請求があるかっていうことになりますので、それを払えるかっていうことなんです。完璧に敗訴になります。なると思います。1億円とか5000万円と仮に請求をされた場合に、そういうお金は払えません。だからそういう正当な理由が見つかりませんので、裁判にはいきません。裁判にはいきませんよ。それはどうしても議会議決をされて、裁判でもがんばれと。何億使っても良いですよと、それでも公募しろと言われれば、それはそういかないといけません。皆さんがそう言われれば。議決してください、皆さんで。そしたら私は皆さん方の意見に従います。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

私の言ってるのは、そういった疑惑の中にこのまま突入するよりも、突入するよりもきちっとした透明性のある形でやりましょう。そして道の駅を育てましょうっていうお話なんです。ですから、先ほど財政管財課長が本音を言いました。本音をおっしゃいました。これが本音なんです。実は、もう一回言いますよ。そもそも公有地に民が建物を建ててることがおかしいんですよ。そう言った職員が、管財課長が存在されているんですよ。

この建物を、この建物を今度寄附を受けたと、受けたということなんです。ここからおかしくなってきてるんです。私はそういった思いで今回、町民に対しては透明性のある形の中で更新をしてくださいよ。そして町民の利益になってくださいよ。町民と共に町のシンボルとなる町の道の駅をなるように頑張ってくださいよっていう話なんです。

決して道の駅をどうだこうだというお話じゃないですよ。しっかりと形の中で、この話はお聞きいただいて、裁判がいくらかかるからなんだかんだと、そういった問題ではありません。是非、

今後この道の駅に関しては私どもも注視しながら、私のアドバイスをさせていただきました法律事務所、限りなくグレーっていうのがどうしても引っかかります。どっちともとれるということなんですよ、限りなくグレーっていうのは、法律の専門家がおっしゃったんです。ですから、私は全面的にそれを信用する信用しない、結果どうなるかわかりませんが、こういった事態に今なってるということを是非、肝に銘じていただきたい。そういうような思いであります。今後とも町行政に対しましては格段の活躍を祈りまして私の質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

管財課長が申しました公有地には基本的には建てません。建てません。それはそのとおりです。しかし、今貸している建物が二つあるわけでしょう、民に。それを繋ぐわけです。建てないわけですから最終的にこっちがもらったと結果論は寄附してもらったという、全部町有地にする。そしてお金を、賃貸料を貰うわけですから何ら問題ないと思います。

それと私たちもですね、こういうことは弁護士の方とか税理士の方に聞きました。だから減価償却の仕方も全て橋村議員の質問についても税理士の方に聞いて初めて法律が変わったということを知りました。そして、こういうやりとりもどうかっていうことも常に間違いがないように弁護士に相談して、我々の能力は限界がありますので弁護士に私も相談をしております。皆さん方が違法性があるということであれば、是非、議員さんからも適切な指導をしていただければ、私はさらさらそれを遮二無二やることは考えておりません。間違いだったら建物も返せばいい。返せば良いわけですから、それは間違いを正せば良いわけですから。そうなれば道の駅自体が潰れます、そうならば。ですから道の駅を継続して、町民のシンボルとして守っていこうという考え方です。同じ考えだとおっしゃいましたので、それは私は裁判までいく必要はないと思います。結果的に先の見通しを課長は言うておりますけども、それは最悪皆さん方の議決があった場合の話で、今のところ裁判とか考えておりません。平穏無事に更新をしようと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

これで時間がきましたので8番議員、森敏則君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

散 会（午後6時3分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

平成29年 6月 8日

議 長 後 城 一 雄

署名議員 浪 瀬 真 吾

署名議員 森 敏 則